

令和3年度

第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画
年次報告書

鈴 鹿 市

目 次

はじめに	1
第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画	1
基本計画の体系	2
事業評価の進め方	3
各表の見方について	
【施策評価表】(外部評価)の見方	4
【個別事業の実施状況報告表】(内部評価)の見方	5
第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画 課題・施策・単位施策及び担当課一覧	7
鈴鹿市男女共同参画審議会からの提言書	10
成果指標及び施策毎の評価(外部評価)	12
成果指標(内部評価)	17
個別事業の実施状況報告表(内部評価)	
課題Ⅰ 男女共同参画意識の向上	22
課題Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進	29
課題Ⅲ ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援	73
資料	
① 男女共同参画に関するアンケート結果	88
② 審議会等委員への女性委員登用状況	91
③ 鈴鹿市職員 役職・職種別職員数 (令和3年4月1日現在)	95
参考	
三重県内における女性登用状況	96

はじめに

第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画 年次報告書(以下、「年次報告書」という。)は、「鈴鹿市男女共同参画推進条例」及び「第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画」に基づいて、本市の男女共同参画の推進状況を確認、検証し、各施策について、今後の取組の方向性等を定めることにより、市民、事業者及び市が協働して男女共同参画社会を実現するために作成したものです。

なお、本市が実施する事業については、事業評価(内部評価・外部評価)を実施し進行管理を行うために、年次報告書としてまとめ、本市の男女共同参画の取組を実効性のあるものとして、目標達成に向けて総合的に推進します。

第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画

1 計画期間

2016(平成28)年度～2023(令和5)年度<8年間>



2 成果指標

「男女共同参画意識の普及度」 : 目標値 75%

「男女比率が適正な審議会などの割合」 : 目標値 70%

3 重点課題と重要施策

重点課題 II あらゆる分野における男女共同参画の推進

重要施策 II 一(2)就労における男女共同参画

コロナ禍で加速化したテレワークや業務のオンライン化により、場所を選ばない働き方が女性活躍の契機となりうることから、女性の就労におけるスキルUPにつながる事業に取り組んでいきます。

一方、コロナ禍で働き方の見直しが進み、在宅の機会が増えたことで配偶者等からのDVの増加が深刻化しており、また、飲食業やサービス業等の女性の割合の高い業種が大きな影響を被っており、困難な状況にある女性を孤立させないよう、相談事業等により寄り添う形で事業を推進していきます。

II 一(3)地域における男女共同参画

国際社会全体の開発目標であるSDGsのゴール5「ジェンダー平等の実現」を達成するには、「誰ひとり取り残さない」ことを理念に、男女共同参画意識を広く地域に浸透させることが必要であり、継続して啓発事業に取り組んでいきます。

基本計画の体系

目的

『男女共同参画社会の実現』

目標

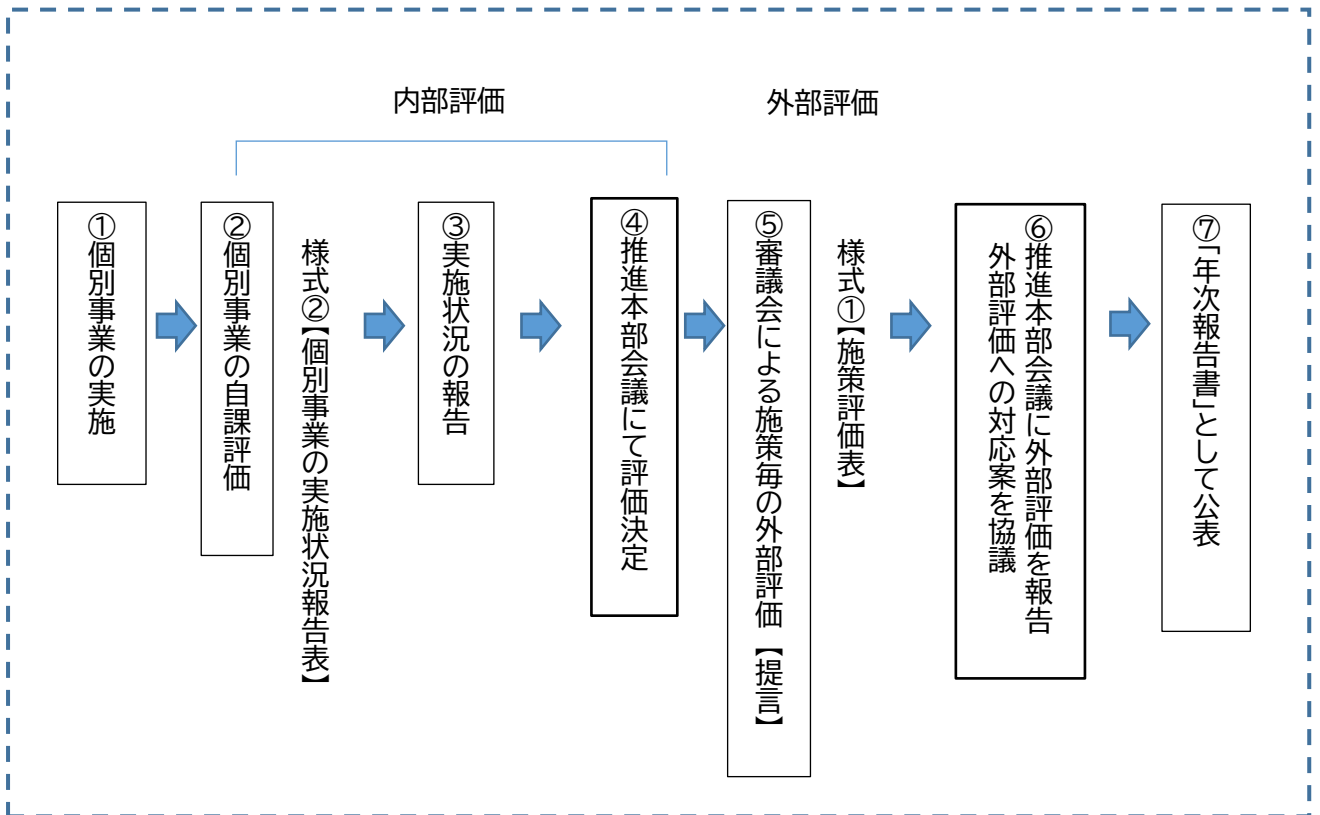
『誰もが個性と能力を十分に発揮し、
夢を持って暮らせるまち「鈴鹿」』

鈴鹿市男女共同参画都市宣言より

課 題	
施 策	単 位 施 策
I 男女共同参画意識の向上	
(1)男女共同参画意識の普及と向上	1 性別による固定的役割分担意識の解消 2 市の制度・施策における男女共同参画 3 一人ひとりの生き方を尊重する地域づくり
II あらゆる分野における男女共同参画の推進	
(1)意思決定の場における男女共同参画	1 審議会等における男女比率の適正化 2 行政や企業等組織における女性登用促進
(2)就労における男女共同参画	1 雇用における男女の格差解消 2 ワーク・ライフ・バランスの推進 3 ライフステージに応じた就労支援 4 女性の自立・起業等への支援 5 育児・介護休暇等の取得促進
(3)地域における男女共同参画	1 男女がともに参画する地域活動 2 防災分野における男女共同参画の推進
(4)家庭における男女共同参画	1 家庭生活で育む男女共同参画 2 男性の家庭参画を促進する学習機会の充実
(5)教育における男女共同参画	1 人権尊重意識を高める教育・保育の充実 2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実 3 メディア・リテラシーの向上
III ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援	
(1)自尊感情と人権意識の向上	1 相談事業の充実 2 セクハラやDVの撲滅
(2)生涯にわたる心身の健康に関する啓発	1 心身の健康支援 2 性に関する正しい知識の普及

事業評価の進め方

PDCAサイクルに基づき継続的に改善しながら目標達成に向け事業を推進します。



①個別事業の実施

事業担当課は事業を実施します。

②個別事業の自課評価

【個別事業の実施状況報告表】(内部評価)を作成して自課評価を行います。

③実施状況の報告

事業担当課は【個別事業の実施状況報告表】(内部評価)を部内決裁後、事務局へ提出します。

④推進本部会議にて評価決定

推進本部会議で【個別事業の実施状況報告表】(内部評価)を審議し、内部評価を決定します。

⑤審議会による施策毎の外部評価

【個別事業の実施状況報告表】(内部評価)を審議会へ提出します。

審議会は事業担当課から説明を受けた上で審議し、【施策評価表】(外部評価)を作成します。

⑥推進本部会議に外部評価を報告 外部評価への対応案を協議

審議会は、外部評価を提言としてまとめ市長に提出します。また、推進本部会議で外部評価を報告し、その対応について協議します。

⑦「年次報告書」として公表

事業評価を年次報告書として公表します。

【成果指標評価表】【施策評価表】(外部評価)

成果指標 (施策)	男女共同参画意識の普及度 ((1)男女共同参画意識の普及と向上)
評価	審議会による施策ごとの評価(破線枠内の評価基準参照)
意見	施策の中の事業について、特に審議会が言及した内容
市の対応	意見に対する事業担当課からの回答 (〇〇〇課)(△△△課)

評価基準

- ◎ 目標に向けおおむね順調に進捗している
- 目標に向け進捗しているが、さらなる取組が求められる
- △ 目標に向けた取組が不十分である

○課題と施策

I 男女共同参画意識の向上
(1)男女共同参画意識の普及と向上

II あらゆる分野における男女共同参画の推進
(1)意思決定の場における男女共同参画
(2)就労における男女共同参画
(3)地域における男女共同参画
(4)家庭における男女共同参画
(5)教育における男女共同参画

III ジェンダーの視点に立った人権尊重と
性差に応じた健康支援
(1)自尊感情と人権意識の向上
(2)生涯にわたる心身の健康に関する啓発

【個別事業の実施状況報告表】(内部評価)

課題

I

男女共同参画意識の向上

施策	(1)男女共同参画意識の普及と向上							
単位施策	1 性別による固定的役割分担意識の解消							
単位施策の内容	男女共同参画に関する基本的な学習機会の充実や啓発活動に努めるとともに、様々な情報ツールを活用して、より効果的な広報活動と情報発信を展開します。							
事業No.		事業担当課	①					
事業概要	②							
男女共同参画の視点	③							
実績 (具体的な取組内容)								
目標指標	④							
	指標No.	策定時(H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	※							
実績についての分析、課題と今後の取組								チラシ, 写真 ⑤
評価	⑥							

評価基準

A : 目標を達成できた

D : 目標を大きく下回った

B : 目標を概ね達成できた

E : 事業未実施

C : 目標を少し下回った

- ① : 事業番号は P.7 の担当課一覧参照
- ② : 実施計画として策定した事業内容
- ③ : 事業の中で男女共同参画の視点に該当する部分
- ④ : 目標指標の内容
- ⑤ : 写真・チラシ等文字以外の報告事項
- ⑥ : 事業の評価【破線枠内に記載の基準による】

第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画 課題・施策・単位施策及び担当課一覧

課題	施策	単位施策	事業 No.	単位施策説明	担当課	目標指標	No.
I 男女共同参画意識の向上	(1)男女共同参画意識の普及と向上	1 性別による固定的役割分担意識の解消	1	男女共同参画に関する基本的な学習機会の充実や啓発活動に努めるとともに、様々な情報ツールを活用して、より効果的な広報活動と情報発信を展開します。	情報政策課		
			2		男女共同参画課	○	※1
		2 市の制度・施策における男女共同参画	3	市職員の男女共同参画意識を高め、市の制度や施策を男女共同参画の視点で検証します。	全課	○	※2
			4	古くからの慣習や伝統文化を尊重しつつ、男女共同参画の新しい視点で見直し、性別に関わらず誰もが参画できる地域コミュニティの形成をめざします。	地域協働課		
		5	人権政策課				
		6	市民対話課		○	※3	
		7	男女共同参画課				
II あらゆる分野における男女共同参画の推進	(1)意思決定の場における男女共同参画	1 男女比率が適正な審議会などの割合	8	審議会等における女性委員の登用率は、40%以上を目標とします。ただし、市の制度・施策に市民の意見を公平に反映させるため、いずれの性も40%を下回らないように努めます。(審議会等の数52)	男女共同参画課外34課		
			9	行政や民間企業、地域など、あらゆる団体の意思決定の場や指導的立場に女性の参画が進むよう関係機関に働きかけます。また、各機関がそのために取り組む計画的な人材育成に対し、情報提供や支援体制の充実に努めます。	人事課	○	※4
		10	契約検査課(上下水道総務課)				
		11	地域協働課				
		12	産業政策課				
	2 行政や企業等組織における女性登用促進	13		学校教育課	○	※5	
		14	雇用や賃金における男女格差を是正するため、男女の均等な機会と待遇の確保、就労における男女共同参画を推進するための啓発やそれを促す仕組みの構築に努めます。	人事課(消防総務課)	○	※6	
	15	契約検査課(上下水道総務課)					
	16	産業政策課					
	(2)就労における男女共同参画	1 雇用における男女の格差解消	17	少子高齢化や核家族化が進む社会の中で男女がともに生きがいを持って暮らし続けるために、働き方の見直しや多様な働き方を可能にする制度の構築など、意識啓発と仕組みづくりに努めます。	人事課	○	※7
			18		契約検査課(上下水道総務課)		
			19		産業政策課		
		2 ワーク・ライフ・バランスの推進	20	M字カーブと呼ばれる女性の働き方の背景にある課題を検証し、子育て支援や介護支援の充実、ライフステージに応じた就労支援や啓発に取り組みます。	子ども政策課		
			21		子ども育成課	○	※8
			22		長寿社会課		
		3 ライフステージに応じた就労支援	23		産業政策課		
			24	女性の就労機会を拡大するため、関係機関と連携し、スキルアップや起業に関する講座の開催、情報提供、支援制度の周知に努めます。	産業政策課		
		25	農林水産課		○	※9	
		26	農業委員会				
	4 女性の自立・起業等への支援	27	男女を問わず、育児や介護を行う就労者が仕事と家庭生活の両立を図ることができるよう、育児・介護休暇等の取得を促進するような仕組みづくりや意識啓発、職場の環境整備に努めます。	人事課	○	※10	
		28		契約検査課(上下水道総務課)			
		29		子ども政策課	○	※11	
		30		産業政策課			
	(3)地域における男女共同参画	1 男女がともに参画する地域活動	31	自治会活動や地域づくり活動にあらゆる世代の男女がともに参画することを促進し、男女共同参画の視点に立った「自助」「共助」のまちづくりをめざします。	地域協働課		
			32		スポーツ課	○	※12
	2 防災分野における男女共同参画の推進	33	災害対策や復興支援の場に必要な男女共同参画の視点を広めることで、多様なニーズに対応できる防災体制の構築に努めます。	防災危機管理課	○	※13	
		34		中央消防署	○	※14	
	(4)家庭における男女共同参画	1 家庭生活で育む男女共同参画	35	社会の最小単位である家庭において、日々の営みを通じて男女共同参画の意識を育むことで、社会全体の男女共同参画意識の底上げを図ります。	文化振興課		
			36		子ども政策課	○	※15
			37		教育指導課	○	※16
2 男性の家庭参画を促進する学習機会の充実		38	性別役割分担意識の解消とともに、人口構造や家族形態などにより変化するライフスタイルに対応できるよう、男性の家事・育児・介護に関する情報提供や学習機会の充実に取り組みます。	地域協働課	○	※17	
		39		図書館	○	※18	
		40		子ども政策課			
		41		長寿社会課	○	※19	
		42		健康づくり課	○	※20	
		43		子ども育成課	○	※21	
		44		学校教育課			
(5)教育における男女共同参画	1 人権尊重意識を高める教育・保育の充実	45	ジェンダーの視点に立った教育・保育で、互いを認め合う人権意識を醸成するとともに、指導者に対して社会情勢に応じた研修機会の充実や情報提供に努めます。	教育指導課	○	※22	
		46		教育支援課			
		47		子ども育成課	○	※23	
	2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	48	ジェンダーに基づく固定観念にとらわれず、個々の個性や能力、希望に応じた進路の選択ができるよう、キャリア教育の充実や保護者等に向けた啓発に努めます。	教育指導課	○	※24	
		49		教育支援課			
	3 メディア・リテラシーの向上	50	メディアから発せられる様々な情報を、自ら判断し読み解くことができるよう、メディア・リテラシーを向上するための啓発活動や学習会等の充実、情報提供を行います。	子ども育成課	○	※25	
51		教育支援課		○	※26		
III ジェンダーに応じた健康支援 人権尊重と性差	(1)自尊感情と人権意識の向上	1 相談事業の充実	52	ジェンダーやフェミニズムの視点に立った相談を通じて、相談者の自尊感情の向上とエンパワメントを図ります。	市民対話課	○	※27
			53		男女共同参画課		
			54		子ども家庭支援課		
		2 セクハラやDVの撲滅	55	人権を無視した行為が犯罪であることを周知するとともに、予防するための啓発活動に努めます。また女性相談所や児童相談所、警察等の関係機関との連携を強め、被害者の保護と支援に努めます。	健康づくり課	○	※28
			56		人権政策課		
			57		子ども家庭支援課	○	※29
	(2)生涯にわたる心身の健康に関する啓発	1 心身の健康支援	58	ジェンダーに起因する心身の不調への理解と予防や、男女の特性に応じた生涯にわたる健康支援について、学習機会の充実や啓発活動に取り組みます。	健康福祉政策課		
			59		保護課		
		2 性に関する正しい知識の普及	60	男女が性について正しい知識を理解し、互いに尊重し合える関係を築くための広報や啓発に努めるとともに、発達段階に応じた適切な性教育に取り組みます。	長寿社会課		
			61		男女共同参画課	○	※30
			62		健康づくり課	○	※31
			63		男女共同参画課		
64	健康づくり課						
65	教育指導課	○	※32				

成果指標及び施策毎の評価 (外部評価)

令和4年12月21日

鈴鹿市長 末松 則子 様

鈴鹿市男女共同参画審議会
会長 藤原 芳朗

鈴鹿市男女共同参画推進条例第13条第2項により本審議会を開催し、令和3年度鈴鹿市男女共同参画基本計画の実施状況について評価を行い、意見をまとめましたので下記のとおり提言します。

記

1 成果指標 男女共同参画意識の普及度に関する取組について

男女共同参画意識の普及度は、昨年度から4.9ポイント下がってはいるものの、70%を超えており、様々な取組の成果が現れ評価できる。引き続き目標達成に向けて取り組んでいただきたい。

2 成果指標 男女比率が適正な審議会などの割合に関する取組について

男女比率が適正な審議会などの割合は年々上昇傾向にあるが、女性委員のいない審議会については、昨年度より一つ増えているため、委員委嘱に際しては、引き続き「審議会等委員への女性の登用推進方策」に基づき、女性委員を確保し、解消に努めていただきたい。

3 課題Ⅰ 男女共同参画意識の向上に関する取組について

コロナ禍での事業実施において、インターネットなどを活用した新たな取組は評価できるが、アンケートの結果を目標指標にしている事業については、コロナの影響を受けないようアンケートの取得方法を検討していただきたい。

4 課題Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進に関する取組について

産業分野や自治会等、外部組織への働きかけには限界もあるが、効果的な手法を検討し、取組を継続するとともに、民間の実態把握を進め、経済団体等と連携し男女格差の解消に取り組んでいただきたい。防災分野への積極的な女性参画の取組は、地域住民一人ひとりの防災意識の向上だけでなく、地域活動全体への男女共同参画意識の向上に繋がるものであり、他分野にも広げていただきたい。

また、コロナの影響で実施できなかった事業については、実施できなかったで終わらせるのではなく、今後何らかの形で実施への取組を検討していただきたい。

5 課題Ⅲ ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援に関する取組について

相談事業に関しては、順調に推移しているが、相談の中の小さな問題も見落とすことなく支援に繋がられるよう、庁内の連携はもとより、外部関係機関との連携を強化し、対応に努めていただきたい。

6 その他

評価基準の判断目安が設定され、内部評価が統一されたことで、施策の進捗状況が理解しやすくなったが、数値目標の設定があると進捗状況の把握が一層わかりやすくなるため、可能な限り設定に努めていただきたい。

男女の地位の平等については、依然として6割が「男性が優遇されている」と答えており、また、新型コロナウイルス感染症による危機など社会情勢の大きな変化により、女性を取り巻く課題は一層顕在化している。男女がともに自分らしい生き方を選択し、活躍することができるためには、男女共同参画社会の実現が重要であることをしっかりと啓発していただきたい。

近年、性の多様性、男性の更年期や旧態依然とした生き方に悩むことなど、多様化する新たな課題に対する取組についても検討していただきたい。

成果指標 男女共同参画意識の普及度

成果指標	男女共同参画意識の普及度(18ページ)
評 価	○
意見	男女共同参画意識の普及度は、昨年度から4.9ポイント下がってはいるものの、70%を超えており、様々な取組の成果が現れてきていると評価できる。第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画後期実施計画の最終目標値まで、さらなる努力を続けていただきたい。
市の対応	令和5年度の最終年度に目標値が達成できるよう、引き続きセミナーや啓発活動をとおして男女共同参画意識の啓発に努めてまいります。

成果指標 男女比率が適正な審議会などの割合

成果指標	男女比率が適正な審議会などの割合(19ページ)
評 価	◎
意見	男女比率が適正な審議会などの割合は年々上昇傾向にあり、また女性の登用状況が三重県内で最も高い数値であることは大変評価できる。 ただし、女性委員ゼロの審議会については、昨年度より一つ増えているため、委員委嘱に際しては、引き続き人材の情報収集に努め、審議会等委員への女性の登用推進方策に基づき、女性委員を確保し、解消に努めていただきたい。
市の対応	現状を維持するとともに、男女比率が適正となっていない審議会等に対しては、「審議会等委員への女性の登用推進方策」に基づく事前協議による働きかけを引き続き実施します。

課題Ⅰ 男女共同参画意識の向上

施 策	(1)男女共同参画意識の普及と向上（事業No.1～7）
評 価	○
意見	<p>各施策において概ね目標指標を達成し、施策内容の有効性が確認できる。特に理工系チャレンジ等の取組は女性の理系進出のきっかけとなることから、就職先など今後の進路選択のときに、活かせるような社会づくりにつなげていただきたい。</p> <p>また、数値目標を大きく達成した事業が2つあり、コロナ禍でインターネットなどを活用した新たな取組は評価できる。ただし、アンケートの結果を目標指標にしている事業については、コロナの影響を受けないようアンケートの取得方法の検討が必要である。</p> <p>市職員への男女共同参画に関する取組として、庁内での意識普及について連携や働きかけができた件数が昨年より大幅に増加しているが、職員研修でのアンケート結果では十分に浸透しているとは言えず、どの分野に所属する職員も、男女共同参画は基本事項として常に認識しておくべき考え方であることを理解しておいていただきたい。また、そのように認識してもらえる研修にしていきたい。</p>
市の対応	<p>引き続き目標を達成できるよう、市内の学校等と連携し理工系チャレンジ等の取組を実施するとともに、アンケートの取得方法については、コロナ等の影響を受けないような手法を検討し、その精度を高めていきます。</p> <p>また、市職員の意識普及については、研修の充実等により向上に努めます。</p> <p style="text-align: right;">（男女共同参画課）（市民対話課）（全課）</p>

課題Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

施 策	(1)意思決定の場における男女共同参画（事業No.8～13）
評 価	○
意見	<p>各施策において、概ね目標値を達成している。特に女性活躍推進研修の実施は評価でき、昨今、学校現場で女性の管理職の登用が多くみられる背景には、各種研修の開催等が実績として実り始めていると思われる。</p> <p>全体的には、情報発信による啓発活動、審議会等委員への女性登用推進、意思決定の場や指導的立場への女性参画推進を着実に実行しているが、事業の評価判断が分かりにくい部分については、事業概要や実績（取組内容）の詳細をさらに具体的に記載することや目標指標の設定を検討していただきたい。</p> <p>また、外部組織への働きかけには限界もあるが、自治会や企業等に対する取組方法を検討し、根気よく続けていただきたい。</p>
市の対応	<p>女性管理職員数の更なる増加に向け、研修の実施等による人材育成・意識の醸成や積極的な登用に努め、外部組織に対する啓発活動については、根気よく継続していきます。</p> <p>また、目標指標のない事業については、評価した理由が伝わるよう、実績を詳細に明記するよう改善します。</p> <p style="text-align: right;">（人事課）（契約検査課）（上下水道総務課）（地域協働課） （産業政策課）（学校教育課）</p>

施 策	(2)就労における男女共同参画（事業No.14～30）
評 価	○
意見	<p>各施策の取組は概ね良好である。職員等への休暇制度等の周知や、女性職員が少ない消防職への取組、女性の自立・起業等への支援等積極的な取組ができているが、目標指標がない取組が多く、評価基準がわかりにくい点を改善していただきたい。</p> <p>市役所男性職員の育児休業取得者数が大きく伸びていることも評価でき、育児に関わる経験が、今後の仕事やライフスタイルに有効になることを体験談を通して周知し、今後も、制度の充実や、上司、同僚の理解を得るための環境整備も引き続き努めていただきたい。</p> <p>また、YouTubeを活用しての情報発信は評価できるため、今後はアップロードの頻度を上げる取組を進めていただきたい。</p> <p>女性の活躍推進及び両立支援制度の推進について、取組に対する実績は概ね達成しているが、今後民間における実態を把握することも検討を進め、経済団体と連携し男女格差の解消に取り組んでいただきたい。また、農業分野へも引き続き取り組んでいただきたい。</p>
市の対応	<p>目標指標のない事業については、評価した理由が伝わるよう、実績を詳細に明記するよう改善し、目標指標のある事業については、引き続きその達成に向け取組を進めます。</p> <p>また、ワークライフバランスの推進やライフステージに応じた就労支援を継続するとともに、今後、民間の実態把握も検討し、女性の就労機会の拡大や農業分野での活躍につながる取組を引き続き進めます。</p> <p style="text-align: center;">(契約検査課)(上下水道総務課)(産業政策課)(人事課)(子ども政策課) (長寿社会課)(農林水産課)(農業委員会)</p>

施 策	(3)地域における男女共同参画（事業No.31～34）
評 価	◎
評価の理由	<p>コロナ禍にも関わらず開催方法を工夫し研修会や防災訓練等を実施できたことは評価できる。女性主体の防災研修を7回実施したことや女性消防団員が取り組む各種内容の実績が向上しており、地域づくり協議会への啓発活動、地域での防災に関する活動などについては、順調に男女共同参画の取組が推進できている。特に、女性団員の「女性の持つソフトな面」を活かしての活躍は大変評価できる。</p> <p>防災分野の女性参画は非常に重要なことであり、地域住民一人ひとりの防災意識の向上だけでなく、地域活動全体への男女共同参画意識の向上に繋がるものだと思うため、他分野にも広げていただきたい。</p>
市の対応	<p>引き続き防災分野への女性参画を推進するとともに、地域の様々な活動で男女共同参画意識の向上につながる取組を進めます。</p> <p style="text-align: center;">(地域協働課)(スポーツ課)(防災危機管理課)(中央消防署)</p>

施 策	(4)家庭における男女共同参画（事業No.35～42）
評 価	○
意見	概ね目標指標を達成しており、子育て、家事全般、介護等の主に女性が担うものとされていた分野に男性の参画を促すための取組がなされていることは評価できる。特に、小中学校の段階からの男女共同参画社会に関する啓発は評価できる。 ただし、コロナの影響で実施できなかった事業については、実施できなかったで終わらせるのではなく、今後何らかの形で実施への取組を検討していただきたい。
市の対応	小中学校での男女共同参画意識を育む取組を引き続き実施するとともに、コロナの影響で実施できなかった事業について、実施方法の見直しを行います。 (教育指導課)(地域協働課)

施 策	(5)教育における男女共同参画（事業No.43～51）
評 価	○
意見	自己評価が低い事業もあるが、コロナの影響での評価であり、全体としては、概ね達成している。 さらなる取組が必要なものとして、スマートフォンやインターネットの使い方及び園児と小学生との交流活動があげられる。小学校と保育園等の距離など物理的に困難な場合には、他の方法での実施の検討をしていただきたい。 教職員を対象とした研修会が多く開催されていることは評価できる。ジェンダー平等の意識を育むには、幼少期からの取組が大切であるため、継続して実行していただきたい。
市の対応	コロナの影響で計画通り実施できなかった事業については、開催方法を工夫して目標達成を目指します。また、教職員を対象とした研修会の開催も引き続き実施します。 (子ども育成課)(教育支援課)

課題Ⅲ ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援

施 策	(1)自尊心と人権意識の向上 (事業No.52～60)
評 価	○
意見	<p>人権に関して問題を抱える方々が、直接相談できる環境づくりは重要である。併せて人権意識の向上に寄与する施策も着実に実行しており、女性のSOSハンドブック、相談案内チラシ、リーフレット、啓発手帳などによる啓発は評価できる。</p> <p>相談事業に関しては、順調に推移しているが、相談の中の小さな問題も見落とすことなく支援に繋がられるよう、庁内の連携はもとより、外部関係機関との連携を強化し、対応に努めていただきたい。</p>
市の対応	<p>今後も啓発物品を活用した効果的な取組を継続するとともに、関係機関や庁内各課と連携し、情報共有しながら相談事業等の充実を図ります。</p> <p>(男女共同参画課)(子ども家庭支援課)(健康づくり課)(人権政策課)</p>

施 策	(2)生涯にわたる心身の健康に関する啓発 (事業No.61～65)
評 価	◎
意見	<p>概ね目標指標を達成している。心身の健康は全ての行動の基となることから、事業の継続と、庁内の連携した取組を期待する。性に関する正しい知識の普及、妊婦体験ジャケット着用体験など具体性のある取組を今後も強化することで、一層の認識が高まるものと考えられる。</p> <p>また、LGBTや性の多様性の他、様々な悩みに対応できる相談窓口をまとめた女性のSOSハンドブックの全戸配布や、生理用ナプキンの無料配布は大変評価できる。</p>
市の対応	<p>心身の健康支援や性に関する正しい知識の普及について、その学習機会の提供や啓発に引き続き努めます。</p> <p>(男女共同参画課)(健康づくり課)(教育指導課)</p>

成果指標 (内部評価)

成果指標 男女共同参画意識の普及度

概要

市が主催する事業やイベントへの参加者に対して、男女共同参画に関するアンケートを実施しました。その中で、性別による固定的役割分担意識の一つである「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方についてどう思われますか」という設問に対し、「同感しない」または、「どちらかといえば同感しない」と答えた人の割合を集計し、普及度を計りました。

実績

男女共同参画に関するアンケートで、性別による固定的役割分担意識の一つである「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方についてどう思われますかの設問に対して、「同感しない」「どちらかといえば同感しない」と答えた人の割合は 70.9%となりました（資料①-P.80）。

策定時(H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
66.6%	75.8%	70.9%			71.6%	75.0%

実績についての分析、課題と今後の取組

アンケートの回答総数 580 人中、「同感しない」が 51.9%、「どちらかといえば同感しない」が 19.0%となり、前年度と比べ 4.9 ポイント下がりました。

第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画後期実施計画の令和3年度における目標値に対しては 0.7 ポイントの差で目標を概ね達成できました。令和5年度の最終目標に向けて、引き続きセミナーや啓発活動をとおして男女共同参画意識の普及に努めます。



評価

B

評価基準

- | | |
|----------------|----------------|
| A : 目標を達成できた | D : 目標を大きく下回った |
| B : 目標を概ね達成できた | E : 事業未実施 |
| C : 目標を少し下回った | |

成果指標 男女比率が適正な審議会などの割合

概要

各課が所管している審議会・委員会等の委員について、男女比率を確認するとともに、いずれの性も40%を下回らない構成となるよう働きかけを行い、男女比率が適正な審議会となるよう努めました。

実績

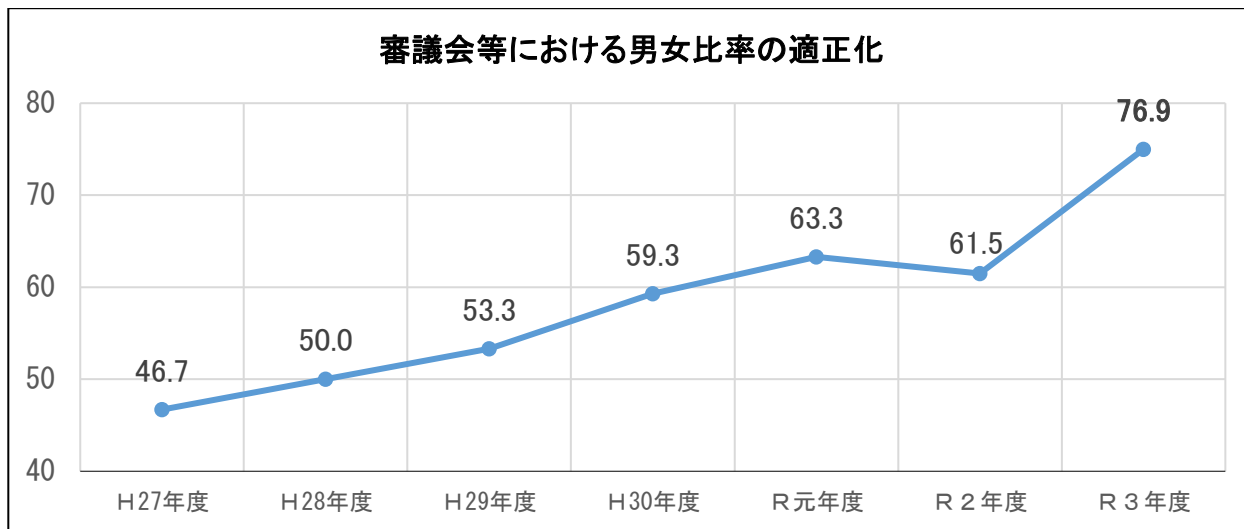
審議会等委員への女性の登用推進方策に基づき取り組んだ結果、審議会総数「52」のうち、女性登用率が適正(40%～60%)な審議会等の数は「40」あり、男女比率が適正な審議会等の割合は76.9%となりました(資料②-P.83)。

策定時(H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
59.3%	61.5%	76.9%			64.7%	70.0%

実績についての分析、課題と今後の取組

本市では、審議会等における女性の登用を進めるだけでなく、男女比率の適正化にも取り組んでおり、「審議会等委員への女性の登用推進方策」に基づき、女性の登用率が低い審議会等及び女性登用率が60%超の審議会等に働きかけ、その結果、男女比率の適正化な審議会等の数が着実に増加し、実績も高水準で上昇することができました。

現状を維持するとともに、男女比率が適正となっていない審議会等に対しては、「審議会等委員への女性の登用推進方策」に基づく事前協議による働きかけを引き続き実施します。



評価

A


評価基準

- | | |
|----------------|----------------|
| A : 目標を達成できた | D : 目標を大きく下回った |
| B : 目標を概ね達成できた | E : 事業未実施 |
| C : 目標を少し下回った | |

個別事業の実施状況報告表 (内部評価)

I

男女共同参画意識の向上


施 策	(1)男女共同参画意識の普及と向上							
単 位 施 策	1 性別による固定的役割分担意識の解消							
単 位 施 策 の 内 容	男女共同参画に関する基本的な学習機会の充実や啓発活動に努めるとともに、様々な情報ツールを活用して、より効果的な広報活動と情報発信を展開します。							
事業No.	1	事業 担当課	情報政策課					
事業概要	男女共同参画課をはじめ各課の男女共同参画に関する情報を、広報すずかや市ホームページ、ラジオ、メルモニ、フェイスブック等で発信します。							
男女共同参画の視点	<p>広報すずかの作成に関してイラストを掲載する際、登場する男女のバランスを考慮し、いずれかに偏らないよう配慮します。また、男性の服の色は「青」、女性の服の色は「赤」といった概念にとらわれず、多様な色を反映することで、男女それぞれを幅広いイメージで表現します。</p> <p>男女の呼称について、男性を「氏」、女性を「さん」と区別せず、共に「さん」で統一します。</p>							
実 績 (具体的な取組内容)	新型コロナウイルスの影響により、様々な事業や催し物が中止となる状況ではありましたが、主に男女共同参画課からの依頼に基づき、男女共同参画に関する情報を、広報すずかや市ホームページ等の媒体を活用して、積極的な発信に努めました。							
目 標 指 標	設定なし							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	—	—	—	—	—	—	—	—
実績についての分析、 課題と今後の取組	<p>広報すずかは、市民の誰もが目にする機会が多い情報発信媒体であることを踏まえ、性別に基づく固定観念にとらわれない表現、デザインを用いながら、引き続き、男女共同参画社会の実現に資するよう、積極的な情報発信を行います。なお、令和4年度は情報発信媒体として新たに加わるLINEも活用して、情報発信に努めます。</p>				<p>広報すずか (一部抜粋)</p> 			
評 価	B							

評価基準

- | | |
|----------------|----------------|
| A : 目標を達成できた | D : 目標を大きく下回った |
| B : 目標を概ね達成できた | E : 事業未実施 |
| C : 目標を少し下回った | |

I

男女共同参画意識の向上


施 策	(1)男女共同参画意識の普及と向上							
単 位 施 策	1 性別による固定的役割分担意識の解消							
単 位 施 策 の 内 容	男女共同参画に関する基本的な学習機会の充実や啓発活動に努めるとともに、様々な情報ツールを活用して、より効果的な広報活動と情報発信を展開します。							
事業No.	2	事業 担当課	男女共同参画課					
事業概要	<p>性別や年齢に関わりなく幅広く市民が男女共同参画の必要性を共感できるような講座・講演会を実施し、意識啓発及び学習機会の充実を図ります。(市民講座・対象者を絞ったセミナー等)</p> <p>男女共同参画センターを男女共同参画推進の拠点施設とした啓発活動や学習活動の支援を行います。</p> <p>男女共同参画センターホームページの充実を図り、情報発信を行います。</p>							
男女共同参画の視点	セミナーの実施や情報発信により、啓発や学習活動の支援を行うことで、意識啓発及び学習機会の充実を図ります。							
実 績 (具体的な取組内容)	<p>男女共同参画センターのホームページでの情報発信を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座・イベント情報：12件 ・お知らせ：57件 <p>インターネット関連では、eラーニングの機会の提供や男女共同参画センター内での登録団体をはじめとした市民活動や福祉関連の協議会でのウェブ会議システムの使用に際してスタッフによる接続支援等を実施し、学習機会等の充実を図り、施設の認知度の向上に努めました。</p> <p>鈴鹿工業高等専門学校と協力し、リコチャレ(※)を開催したり、家事に関するセミナーを行う等、若い世代へ向けて事業を実施しました。</p> <p>また、市内に全戸配付した「女性のSOSハンドブック」では、裏表紙に施設の紹介を掲載して、ジェフリーすずかの位置や外観を視覚的に伝えることができました。</p> <p>(※)…理工チャレンジの略。内閣府が行っている、女子中高生等が理工系分野に興味・関心を持ち、自ら進路選択することを応援する取組。</p>							
目 標 指 標	鈴鹿市男女共同参画センターの認知度 男女共同参画に関するアンケートで、「男女共同参画センターを利用したことがあるか。」又は「知っているか」の設問に対し、「利用したことがある」「知っている」と答えた人の割合。(資料①-P.81)							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	※1	76.3%	64.3%	89.7%			78.5%	80.0%
実績についての分析、 課題と今後の取組	目標達成を維持できるよう引き続き魅力ある事業を実施します。				<p>リコチャレ風景 R3.12.4</p> 			
評 価	A							

評価基準

- | | |
|----------------|----------------|
| A : 目標を達成できた | D : 目標を大きく下回った |
| B : 目標を概ね達成できた | E : 事業未実施 |
| C : 目標を少し下回った | |

I

男女共同参画意識の向上


施 策	(1)男女共同参画意識の普及と向上							
単 位 施 策	2 市の制度・施策における男女共同参画							
単 位 施 策 の 内 容	市職員の男女共同参画意識を高め、市の制度や施策を男女共同参画の視点で検証します。							
事業No.	3	事業 担当課	全課					
事業概要	<p>全職員に対し、男女共同参画の意識を高める研修や、DV・セクハラ等各種ハラスメントに関する研修等を実施します。職場内における男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関する意識の共有を図り、取組の根本に人権意識を持って対応するよう男女共同参画課と連携し意識の普及に努めます。</p>							
男女共同参画の視点	市職員の男女共同参画意識を高め、市の制度や施策を男女共同参画の視点で検証します。							
実 績 (具体的な取組内容)	<p>新規採用職員に対しては、行政職員として男女共同参画意識を持って業務を遂行できるよう、男女共同参画の基本についての研修を行いました。</p> <p>また、市職員の管理職約269名を対象に、男女に関わらず自身のキャリア形成及び部下へのキャリア支援を目的として研修を実施しました。</p> <p>人権推進委員及び男女共同参画推進員に対しては、人事課及び人権政策課と協働で三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課から講師を招き、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」及び三重県パートナーシップ宣誓制度に関する研修を実施し、条例の趣旨・制度の内容について理解を深め、所管業務において、多様性を認め合い、自分らしく生きられる社会づくりを考えました。</p>							
目 標 指 標	各課が実施する事業において、男女共同参画意識の普及について、連携あるいは働きかけた件数(連携することで他課への啓発と市全体の施策につながる)							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	※2	9課	6課	17課			11課	13課
実績についての分析、 課題と今後の取組	<p>目標を達成を維持できるよう、引き続き各課が実施する事業において、男女共同参画意識の普及について、連携を広めていきます。</p>					<p>人権推進委員及び男女共同参画推進員研修 R3.11.2</p> 		
評 価	A							

評価基準

- | | |
|----------------|----------------|
| A : 目標を達成できた | D : 目標を大きく下回った |
| B : 目標を概ね達成できた | E : 事業未実施 |
| C : 目標を少し下回った | |

I

男女共同参画意識の向上


施 策	(1)男女共同参画意識の普及と向上							
単 位 施 策	3 一人ひとりの生き方を尊重する地域づくり							
単 位 施 策 の 内 容	古くからの慣習や伝統文化を尊重しつつ、男女共同参画の新しい視点で見直し、性別に関わらず誰もが参画できる地域コミュニティの形成をめざします。							
事業No.	4	事業 担当課	地域協働課					
事業概要	NPOやボランティア活動において、女性は独自の視点を活かして重要な担い手として活躍しています。その活動を、市ホームページ内に設置している「すずか市民活動情報広場」を通して情報発信を図るとともに、市民活動に関する様々な情報提供や相談体制の充実に努め、誰もが参画し活躍しやすい環境づくりを進めます。							
男女共同参画の視点	市ホームページの「すずか市民活動情報広場」を通して、各団体が、気軽に情報発信していただけるよう周知し、誰もが市民活動に参画しやすい環境づくりを推進します。							
実 績 (具体的な取組内容)	<p>「すずか市民活動情報広場」にて、地域づくり活動や市民活動につながる情報(お役立ち情報や助成金情報等)の発信や登録団体の活動について情報提供しました。</p> <p>「すずか市民活動情報広場」登録団体数: 令和3年度末 152団体</p>							
目 標 指 標	設定なし							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	—	—	—	—	—	—	—	—
実績についての分析、 課題と今後の取組	地域の活性化を目指す市民活動団体や地域づくり協議会等の活動を広く周知することが誰もが参画しやすい環境へとつながるため、インターネットサイト「すずか市民活動情報広場」を広く周知し、活用していく必要があります。				<p>「すずか市民活動情報広場」ホームページ</p> 			
評 価	B							

評価基準

- A : 目標を達成できた
- B : 目標を概ね達成できた
- C : 目標を少し下回った
- D : 目標を大きく下回った
- E : 事業未実施

I

男女共同参画意識の向上



施 策	(1)男女共同参画意識の普及と向上							
単 位 施 策	3 一人ひとりの生き方を尊重する地域づくり							
単 位 施 策 の 内 容	古くからの慣習や伝統文化を尊重しつつ、男女共同参画の新しい視点で見直し、性別に関わらず誰もが参画できる地域コミュニティの形成をめざします。							
事業No.	5	事業 担当課	人権政策課					
事業概要	<p>各地域で人権尊重まちづくり講演会を企画し、その中で住みよいまちをつくるために、男女の区別なく参加できることの大切さを訴えます。</p> <p>すべての人が個性と能力を発揮し、活躍できるような場の提供に努め、主要な啓発イベントに託児所を設け、性別の区別なく学習意欲のある男女誰もが参加できるように支援します。</p>							
男女共同参画の視点	主要な人権啓発イベントに託児所を設け、性別の区別なく学習意欲のある男女誰もが参加できるように支援します。							
実 績 (具体的な取組内容)	令和3年度は、11地区11か所で開催する予定でしたが、コロナ禍の影響により、8地区8か所で人権尊重まちづくり講演会を開催しました。							
目 標 指 標	設定なし							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	—	—	—	—	—	—	—	—
実績についての分析、 課題と今後の取組	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、主要な人権啓発イベントを中止しました。</p> <p>未実施の地区でも講演会を企画し、人権尊重を基調とした地域づくりを推進する必要があります。</p>				<p>人権尊重まちづくり講演会(加佐登地区) R3.11.18~R3.11.19</p> 			
評 価	B							

評価基準

- | | |
|----------------|----------------|
| A : 目標を達成できた | D : 目標を大きく下回った |
| B : 目標を概ね達成できた | E : 事業未実施 |
| C : 目標を少し下回った | |

I

男女共同参画意識の向上


施 策	(1)男女共同参画意識の普及と向上							
単 位 施 策	3 一人ひとりの生き方を尊重する地域づくり							
単 位 施 策 の 内 容	古くからの慣習や伝統文化を尊重しつつ、男女共同参画の新しい視点で見直し、性別に関わらず誰もが参画できる地域コミュニティの形成をめざします。							
事業No.	6	事業 担当課	市民対話課					
事業概要	ジェンダーの問題は、民族、文化、人種、その他多様な属性に大きな関係があり、それら様々な属性を持った人たちが共に生きる社会を実現しなければならないとの視点に立ち、市民一人ひとりの多文化共生に対する意識の高揚を図るため、講演会の実施や広報誌を通じた啓発に取り組みます。							
男女共同参画の視点	多文化共生のための講演会実施の中で、登壇者、発表者等を選出する際には、男女比に配慮するように努めます。 このほか、広報誌などに掲載する際にも、文章や画像掲載において、男女共同参画の視点を入れるよう、努めます。							
実 績 (具体的な取組内容)	<p>外国人集住都市会議SUZUKA2021を本市が事務局という立場で開催し、「ポスト・コロナ時代の新たな多文化共生社会の実現を目指して」をテーマに各首長と各省庁とセッションを行いました。</p> <p>コロナ禍において、様々な情報が飛び交う中で、行政が発信する情報を適宜多言語化(ポルトガル語、スペイン語など)し、市ホームページやFacebookページ「Amigo Suzuka」で情報をわかりやすく発信することで、国籍等による情報格差が生じないよう取組を進めました。</p> <p>YouTubeチャンネル「Amigo Suzuka」を開設し、『コロナワクチンの予約方法』など、計10言語(やさしい日本語含む)の多言語動画により、ワクチン接種が推進するよう努めました。</p>							
目 標 指 標	多文化共生意識の普及度 多文化共生に関するアンケートにおいて、多文化共生社会が「実現している」、又は「どちらかといえば実現している」とした回答数/アンケート回答者総数×100							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	※3	52.7%	78.0%	37.0%			65.0%	70.0%
実績についての分析、 課題と今後の取組	<p>指標については、昨年度を下回る結果となりました。その要因としては、市民の多文化共生意識の低下というよりも、年度ごとのアンケートの取得数、回答者層(国籍や年齢など)に統一性がなかったことが考えられます。</p> <p>そのため、令和4年度以降は、日本人、外国人共に年齢層などに偏りなく、分析し、これまで以上に指標の数値及び精度を向上させるよう努めます。</p>				 <p>▲Facebookページ「Amigo Suzuka」</p>  <p>▲YouTubeチャンネル「Amigo Suzuka」</p>			
評 価	C							

評価基準

- | | |
|----------------|----------------|
| A : 目標を達成できた | D : 目標を大きく下回った |
| B : 目標を概ね達成できた | E : 事業未実施 |
| C : 目標を少し下回った | |

I

男女共同参画意識の向上

施 策	(1)男女共同参画意識の普及と向上							
単 位 施 策	3 一人ひとりの生き方を尊重する地域づくり							
単 位 施 策 の 内 容	古くからの慣習や伝統文化を尊重しつつ、男女共同参画の新しい視点で見直し、性別に関わらず誰もが参画できる地域コミュニティの形成をめざします。							
事業No.	7	事業 担当課	男女共同参画課					
事業概要	地域づくりを推進していくにあたり、地域、行政の双方に男女共同参画の必要性を発信します。							
男女共同参画の視点	性別による固定的役割分担意識に基づく制度及び慣行の改善を図ります。							
実 績 (具体的な取組内容)	<p>男女共同参画週間(6月23日～29日)に合わせ、懸垂幕、男女共同参画センターのホームページ、情報紙「ジェフリーすずか通信」等での啓発及び情報発信をすることができました。</p> <p>また、県が実施する、子育てには男性の育児参画が大切という考え方を職場や地域社会の中で広める「みえの育児男子プロジェクト」を男女共同参画センターのホームページ等での紹介や『男女共同参画とは?』+『～家事スキルUP講座～House Work達人への道～』と題したオンラインセミナーの開催を通して、家庭における男女共同参画の必要性を発信しました。</p> <p>令和3年6月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたのを受け、政治分野における女性の参画への関心を高めることを目的としたオンラインセミナーを開催しました。</p>							
目 標 指 標	設定なし							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	—	—	—	—	—	—	—	—
実績についての分析、 課題と今後の取組	<p>市民ギャラリーや男女共同参画センターのホームページ、SNS等での啓発及び情報発信に取り組むことができました。</p> <p>令和4年4月1日から施行される「民法の一部を改正する法律」では、成年年齢を20歳から18歳に引き下げることから、高校生等若い世代に向けた事業の実施に取り組んでいきます。</p>				<p>オンラインセミナーチラシ</p> 			
評 価	A							

評価基準

- | | |
|----------------|----------------|
| A : 目標を達成できた | D : 目標を大きく下回った |
| B : 目標を概ね達成できた | E : 事業未実施 |
| C : 目標を少し下回った | |

Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施 策	(1)意思決定の場における男女共同参画							
成果指標・単位施策	1 男女比率が適正な審議会などの割合							
内 容	審議会等における女性委員の登用率は、40%以上を目標とします。ただし、市の制度・施策に市民の意見を公平に反映させるため、いずれの性も40%を下回らないように努めます。							
事業No.	8	事業 担当課	全課(審議会・委員会等)					
事業概要	各課が所管している審議会・委員会等の委員について、男女比率を確認するとともに、いずれの性も40%を下回らない構成となるよう事前協議の働きかけを行いました。							
男女共同参画の視点	性別に偏らない公平な意見を市政に反映することができます。また、政策・方針決定過程への女性の参画を促進することで、女性活躍推進に寄与することが期待できます。							
実 績 (具体的な取組内容)	審議会等委員への女性の登用推進方策に基づき取り組んだ結果、審議会総数「52」のうち、女性登用率が適正(40%~60%)な審議会等の数は「40」あり、男女比率が適正な審議会等の割合は76.9%となりました(資料②-P.83)。							
成果指標	男女比率が適正な審議会などの割合 (第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画成果指標)							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
		59.3%	61.5%	76.9%			64.7%	70.0%
実績についての分析、 課題と今後の取組	引き続き目標を達成できるよう継続して取り組みます。				審議会等委員への女性の登用推進方策 (一部抜粋) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">審議会等委員への女性の登用推進方策</p> <p>1 趣 旨 この方策は、鈴鹿市男女共同参画基本計画(以下「基本計画」という。)に掲げる市政への女性の参画拡大を推進するため、審議会等委員への女性の登用に必要事項を定める。</p> <p>2 対 象 対象となる審議会等は、地方自治法第138条の4第3項及び、第202条の3に規定する附属機関、地方自治法第180条の5第11項、第3項に規定する執行機関、地方公営企業法第14条の規定に基づく審議会、鈴鹿市意見聴取等のための会議に関する規程及び鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程に基づく会議(附属機関及び附属機関以外の会議の取扱いに関するガイドライン参照)とする。</p> </div>			
評 価	A							

評価基準	
A : 目標を達成できた	D : 目標を大きく下回った
B : 目標を概ね達成できた	E : 事業未実施
C : 目標を少し下回った	

Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

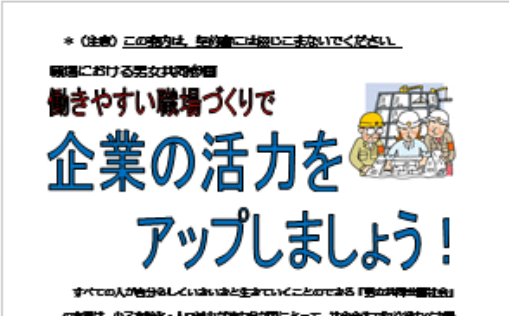
施 策	(1)意思決定の場における男女共同参画							
単 位 施 策	2 行政や企業等組織における女性登用促進							
単 位 施 策 の 内 容	行政や民間企業、地域など、あらゆる団体の意思決定の場や指導的立場に女性の参画が進むよう関係機関に働きかけます。また、各機関がそのために取り組む計画的な人材育成に対し、情報提供や支援体制の充実に努めます。							
事業No.	9	事業 担当課	人事課					
事業概要	<p>役職者として求められる能力、知識等を身につけるため、各種研修会及び自治大学校へ女性職員を派遣します。</p> <p>また、やる気や資質を備えた若い女性職員を管理職やグループリーダーに積極的に登用します。</p>							
男女共同参画の視点	男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案、決定及び実行に参画する機会を確保します。							
実 績 (具体的な取組内容)	女性主幹職員及び新任課長を対象に、女性活躍推進研修を実施しました。							
目 標 指 標	女性管理職の登用率(資料③-P.87)(女性管理職員数/管理職員総数) (「鈴鹿市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」)							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	※4	16.2%	17.5%	18.7%			18.0%	19.0%
実績についての分析、 課題と今後の取組	<p>外部研修機関での研修や自治大学校に女性職員を積極的に派遣し、特定の地域、分野の枠を超えた職員と交流することにより、そこで得たネットワークが業務上の課題解決に役立つことに加え、今後のキャリアイメージの構築にも効果が期待できます。</p> <p>令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、派遣研修の実施を取り止めたが、女性活躍研修をオンラインで実施する等、新しい手法を取り入れ研修を継続して実施していきます。</p>				チラシ、写真			
評 価	A							

評価基準

- | | |
|----------------|----------------|
| A : 目標を達成できた | D : 目標を大きく下回った |
| B : 目標を概ね達成できた | E : 事業未実施 |
| C : 目標を少し下回った | |

Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進


施 策	(1)意思決定の場における男女共同参画							
単 位 施 策	2 行政や企業等組織における女性登用促進							
単 位 施 策 の 内 容	行政や民間企業、地域など、あらゆる団体の意思決定の場や指導的立場に女性の参画が進むよう関係機関に働きかけます。また、各機関がそのために取り組む計画的な人材育成に対し、情報提供や支援体制の充実に努めます。							
事業No.	10	事業 担当課	契約検査課・上下水道総務課					
事業概要	建設業の職場内における女性登用促進に関する意識を高めるために、入札参加資格者名簿に登録されている企業の中で落札業者に契約検査課・上下水道総務課で作成した啓発文書を契約書と共に配布します。							
男女共同参画の視点	建設業における意思決定の場や指導的立場への女性参画を推進するため、文章やイラストの表現について、男女共同参画に配慮します。							
実 績 (具体的な取組内容)	契約検査課・上下水道総務課で作成した啓発文書を落札業者に契約書と共に配布しました。							
目 標 指 標	設定なし							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	—	—	—	—	—	—	—	—
実績についての分析、 課題と今後の取組	業者の規模にかかわらず、女性登用促進への取組に対する意識付けができました。						職場における男女共同参画のための啓発文書 	
評 価	B							

評価基準

- | | |
|----------------|----------------|
| A : 目標を達成できた | D : 目標を大きく下回った |
| B : 目標を概ね達成できた | E : 事業未実施 |
| C : 目標を少し下回った | |

Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施 策	(1)意思決定の場における男女共同参画							
単 位 施 策	2 行政や企業等組織における女性登用促進							
単 位 施 策 の 内 容	行政や民間企業、地域など、あらゆる団体の意思決定の場や指導的立場に女性の参画が進むよう関係機関に働きかけます。また、各機関がそのために取り組む計画的な人材育成に対し、情報提供や支援体制の充実に努めます。							
事業No.	11	事業 担当課	地域協働課					
事業概要	自治会役員への女性登用を促すため、自治会連合会の各種会議において男女共同参画を推進する啓発活動を行います。							
男女共同参画の視点	地域などの意思決定の場や指導的立場に女性の参画が進むことにより、女性ならではの視点やアイデアを実現し、自治会などで活躍してもらいます。							
実 績 (具体的な取組内容)	正副会長会等で、自治会役員のなり手不足という課題が挙がる中で、地域における女性活躍の話題を取り上げ、自治会役員への女性登用を促しました。							
目 標 指 標	設定なし							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	—	—	—	—	—	—	—	—
実績についての分析、 課題と今後の取組	各自治会役員への女性登用は促しますが、自治会で選任された結果となるため、女性の割合の把握も難しい状況です。また、年々自治会役員のなり手不足という課題も挙がってきており、地域における女性活躍は必須状況となってきたことから、啓発活動を根気よく継続していきます。				自治会連合会定期総会 			
評 価	B							

評価基準

- | | |
|----------------|----------------|
| A : 目標を達成できた | D : 目標を大きく下回った |
| B : 目標を概ね達成できた | E : 事業未実施 |
| C : 目標を少し下回った | |

Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施 策	(1)意思決定の場における男女共同参画							
単 位 施 策	2 行政や企業等組織における女性登用促進							
単 位 施 策 の 内 容	行政や民間企業、地域など、あらゆる団体の意思決定の場や指導的立場に女性の参画が進むよう関係機関に働きかけます。また、各機関がそのために取り組む計画的な人材育成に対し、情報提供や支援体制の充実に努めます。							
事業No.	12	事業 担当課	産業政策課					
事業概要	<p>企業訪問や各種会議などの機会を捉えて、意思決定の場や指導的立場に女性の参画を促進するよう啓発等を進めます。</p> <p>また、各機関がそのために取り組む計画的な人材育成に対し、現場支援を通じて専門アドバイザーによる助言等を行います。</p>							
男女共同参画の視点	企業における意思決定の場や指導的立場への女性参画を推進します。							
実 績 (具体的な取組内容)	毎月の巡回訪問にて、意思決定の場や指導的立場に女性の参画を促進するよう啓発等を進めました。							
目 標 指 標	設定なし							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	—	—	—	—	—	—	—	—
実績についての分析、 課題と今後の取組	<p>企業に対して、今後も巡回訪問や人材育成研修の中で、意思決定の場や指導的立場に女性の参画を促進するよう啓発等を行います。</p>						<p>専門アドバイザーによる 巡回訪問中 写真</p>	
評 価	C							



評価基準

- A : 目標を達成できた
- B : 目標を概ね達成できた
- C : 目標を少し下回った
- D : 目標を大きく下回った
- E : 事業未実施

Ⅱ


あらゆる分野における男女共同参画の推進

施 策	(1)意思決定の場における男女共同参画																																																																																																																											
単 位 施 策	2 行政や企業等組織における女性登用促進																																																																																																																											
単 位 施 策 の 内 容	行政や民間企業、地域など、あらゆる団体の意思決定の場や指導的立場に女性の参画が進むよう関係機関に働きかけます。また、各機関がそのために取り組む計画的な人材育成に対し、情報提供や支援体制の充実に努めます。																																																																																																																											
事業No.	13	事業 担当課	学校教育課																																																																																																																									
事業概要	<p>県教委の小中学校長・教頭職への積極的な女性登用の方針に沿って働きかけを行います。</p> <p>各学校長を通じて、女性職員に対し管理職選考試験や管理職をめざす職員を対象とする研修講座への参加を呼びかけ、昇任への意欲を高めるための働きかけを行います。</p>																																																																																																																											
男女共同参画の視点	学校における意思決定の場や指導的立場への女性参画を推進します。																																																																																																																											
実 績 (具体的な取組内容)	女性職員に対して、管理職をめざす職員向け研修講座「学校経営連続講座」の開催を周知し、積極的な参加を呼びかけました。																																																																																																																											
目 標 指 標	実際に管理職として登用された女性職員の割合 (現在の登用人数を維持しながら、5年で2名の増加を目標とする)																																																																																																																											
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)																																																																																																																				
	※5	23.8%	25.6%	29.1%			25.0%	26.1%																																																																																																																				
実績についての分析、 課題と今後の取組	女性職員に対し、管理職をめざす職員を対象とした研修講座への参加を促すことで、管理職の登用につながっていると考えられます。今後も積極的な参加を促す呼びかけを継続します。				令和3年度 研修講座一覧																																																																																																																							
					<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="9">令和3年度 研修講座一覧(日付順)</th> </tr> <tr> <th colspan="9"><ライフステージ> I 基礎形成期(初任～教職経験5年次) II</th> </tr> <tr> <th colspan="9">III 充実期(教職経験11年次～20年次) IV</th> </tr> <tr> <th>No</th> <th>講座名</th> <th>対象</th> <th>校種</th> <th>月</th> <th>日</th> <th>曜</th> <th>開始時刻</th> <th>終了時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>W-4</td> <td>教職員のコンプライアンス</td> <td>I</td> <td>幼小中</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>金</td> <td>16:00</td> <td>17:00</td> </tr> <tr> <td>G-1</td> <td>学校経営 連続講座①</td> <td>IV</td> <td>小中</td> <td>5</td> <td>14</td> <td>金</td> <td>18:30</td> <td>20:00</td> </tr> <tr> <td>SA-1</td> <td>体育(プール指導)</td> <td>目標者 全</td> <td>小</td> <td>5</td> <td>18</td> <td>火</td> <td>15:30</td> <td>17:00</td> </tr> <tr> <td>W-1</td> <td>指導力向上研修(指導力向上)</td> <td>I</td> <td>小中</td> <td>5</td> <td>20</td> <td>木</td> <td>16:00</td> <td>17:00</td> </tr> <tr> <td>G-5</td> <td>学校経営 連続講座①</td> <td>教頭</td> <td>小中</td> <td>5</td> <td>21</td> <td>金</td> <td>18:30</td> <td>20:00</td> </tr> <tr> <td>SA-2</td> <td>体育(プール指導)</td> <td>目標者 全</td> <td>中</td> <td>5</td> <td>25</td> <td>月</td> <td>15:30</td> <td>17:00</td> </tr> <tr> <td>SC-1</td> <td>チーム学校</td> <td>Ⅲ・Ⅳ</td> <td>小中</td> <td>5</td> <td>31</td> <td>月</td> <td>15:30</td> <td>17:00</td> </tr> <tr> <td>W-2</td> <td>指導力向上研修(指導力向上)</td> <td>I</td> <td>小中</td> <td>6</td> <td>14</td> <td>月</td> <td>16:00</td> <td>17:00</td> </tr> <tr> <td>G-2</td> <td>学校経営 連続講座②</td> <td>IV</td> <td>小中</td> <td>6</td> <td>17</td> <td>木</td> <td>18:30</td> <td>20:00</td> </tr> </tbody> </table>				令和3年度 研修講座一覧(日付順)									<ライフステージ> I 基礎形成期(初任～教職経験5年次) II									III 充実期(教職経験11年次～20年次) IV									No	講座名	対象	校種	月	日	曜	開始時刻	終了時刻	W-4	教職員のコンプライアンス	I	幼小中	5	7	金	16:00	17:00	G-1	学校経営 連続講座①	IV	小中	5	14	金	18:30	20:00	SA-1	体育(プール指導)	目標者 全	小	5	18	火	15:30	17:00	W-1	指導力向上研修(指導力向上)	I	小中	5	20	木	16:00	17:00	G-5	学校経営 連続講座①	教頭	小中	5	21	金	18:30	20:00	SA-2	体育(プール指導)	目標者 全	中	5	25	月	15:30	17:00	SC-1	チーム学校	Ⅲ・Ⅳ	小中	5	31	月	15:30	17:00	W-2	指導力向上研修(指導力向上)	I	小中	6	14	月	16:00	17:00	G-2	学校経営 連続講座②	IV	小中	6	17	木	18:30
令和3年度 研修講座一覧(日付順)																																																																																																																												
<ライフステージ> I 基礎形成期(初任～教職経験5年次) II																																																																																																																												
III 充実期(教職経験11年次～20年次) IV																																																																																																																												
No	講座名	対象	校種	月	日	曜	開始時刻	終了時刻																																																																																																																				
W-4	教職員のコンプライアンス	I	幼小中	5	7	金	16:00	17:00																																																																																																																				
G-1	学校経営 連続講座①	IV	小中	5	14	金	18:30	20:00																																																																																																																				
SA-1	体育(プール指導)	目標者 全	小	5	18	火	15:30	17:00																																																																																																																				
W-1	指導力向上研修(指導力向上)	I	小中	5	20	木	16:00	17:00																																																																																																																				
G-5	学校経営 連続講座①	教頭	小中	5	21	金	18:30	20:00																																																																																																																				
SA-2	体育(プール指導)	目標者 全	中	5	25	月	15:30	17:00																																																																																																																				
SC-1	チーム学校	Ⅲ・Ⅳ	小中	5	31	月	15:30	17:00																																																																																																																				
W-2	指導力向上研修(指導力向上)	I	小中	6	14	月	16:00	17:00																																																																																																																				
G-2	学校経営 連続講座②	IV	小中	6	17	木	18:30	20:00																																																																																																																				
評 価	A																																																																																																																											

評価基準	
A : 目標を達成できた	D : 目標を大きく下回った
B : 目標を概ね達成できた	E : 事業未実施
C : 目標を少し下回った	

Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進


施 策	(2)就労における男女共同参画							
単 位 施 策	1 雇用における男女の格差解消							
単 位 施 策 の 内 容	雇用や賃金における男女格差を是正するため、男女の均等な機会と待遇の確保、就労における男女共同参画を推進するための啓発やそれを促す仕組みの構築に努めます。							
事業No.	14	事業 担当課	人事課・消防総務課					
事業概要	職員の任用にあたっては、大学等での採用説明会等を実施し、採用試験における女性受験者の拡大に努めます。特に女性職員が少ない消防職において女性職員数の増加を図ります。							
男女共同参画の視点	男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案、決定及び実行に参画する機会を確保します。							
実 績 (具体的な取組内容)	鈴鹿市消防職員採用の受験を検討されている女性を対象に、女性消防士就職説明会を実施し、職務説明や女性消防士との座談会、女性施設見学等を行いました。							
目 標 指 標	女性消防職員数							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	※6	4人	4人	5人			5人	7人
実績についての分析、 課題と今後の取組	女性の受験者数も増加しており、取り組みの効果は表れていると思われます。更なる受験者数の増加を図るため、今後も継続して説明会を実施します。				女性消防士就職説明会 ポスター  わたしが輝く場所 鈴鹿消防 鈴鹿市消防本部 女性消防士 就職説明会 日時：令和3年6月27日(日) 9:00~12:00			
評 価	A							

評価基準

- | | |
|----------------|----------------|
| A : 目標を達成できた | D : 目標を大きく下回った |
| B : 目標を概ね達成できた | E : 事業未実施 |
| C : 目標を少し下回った | |

Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施 策	(2)就労における男女共同参画							
単 位 施 策	1 雇用における男女の格差解消							
単 位 施 策 の 内 容	雇用や賃金における男女格差を是正するため、男女の均等な機会と待遇の確保、就労における男女共同参画を推進するための啓発やそれを促す仕組みの構築に努めます。							
事業No.	15	事業 担当課	契約検査課・上下水道総務課					
事業概要	建設業の職場内における男女格差解消に関する意識を高めるために、入札参加資格者名簿に登録されている企業の中で落札業者に契約検査課・上下水道総務課で作成した啓発文書を契約書と共に配布します。							
男女共同参画の視点	建設業における意思決定の場や指導的立場への女性参画を推進するため、文章やイラストの表現について、男女共同参画に配慮します。							
実 績 (具体的な取組内容)	契約検査課・上下水道総務課で作成した啓発文書を落札業者に契約書と共に配布しました。							
目 標 指 標	設定なし							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	—	—	—	—	—	—	—	—
実績についての分析、 課題と今後の取組	建設業においては、雇用については女性より男性が多くなる傾向がありますが、チラシを配布することで格差が解消するように啓発します。						職場における男女共同参画のための啓発文書 	
評 価	B							

評価基準

- | | |
|----------------|----------------|
| A : 目標を達成できた | D : 目標を大きく下回った |
| B : 目標を概ね達成できた | E : 事業未実施 |
| C : 目標を少し下回った | |

Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施 策	(2)就労における男女共同参画							
単 位 施 策	1 雇用における男女の格差解消							
単 位 施 策 の 内 容	雇用や賃金における男女格差を是正するため、男女の均等な機会と待遇の確保、就労における男女共同参画を推進するための啓発やそれを促す仕組みの構築に努めます。							
事業No.	16	事業 担当課	産業政策課					
事業概要	三重労働局(鈴鹿公共職業安定所)と連携しながら、広報すずか、市ホームページなどの媒体を利用し、雇用環境における男女格差を解消するため、各種制度の周知を行います。							
男女共同参画の視点	雇用における男女格差の是正に寄与し、男女の均等な機会と待遇の確保、就労における男女共同参画を推進します。							
実 績 (具体的な取組内容)	女性の活躍推進及び両立支援に関する制度等を周知しました。							
目 標 指 標	設定なし							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	—	—	—	—	—	—	—	—
実績についての分析、課題と今後の取組	継続した取組が必要であり、男女格差の解消に向け今後も周知に取り組んでいきます。				不妊治療と仕事の両立を支援する助成金 案内チラシ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>事業主の皆様へ</p> <p>不妊治療と仕事の両立を支援する助成金のご案内</p> <p>■ 不妊治療を受けた方への支援 (女性23名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不妊治療を経験した方への支援 (女性23名) が、不妊治療と仕事を両立できずに離職しています。 ○ 両立に困難を感じる理由には、通院回数が多い、精神的な負担の大きさ、通院と仕事の両立の難しさがあります。 ○ 労働者の中には、治療を受けていることを職場に知られたい方もいます。職場内では、不妊治療についての認識があまり浸透していないこともあります。 <p>※ 企業には、不妊治療を受けながら安心して働き続けられる職場環境の整備が求められます。</p> <p>両立支援等助成金 (不妊治療両立支援コース) (令和3年度分)</p> <p>不妊治療と仕事の両立に資する職場環境の整備に取り組み、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を労働者に利用させた中小企業事業主の皆さまを支援します。</p> <p>支給対象となる事業主</p> <p>次の①～④のいずれか又は複数の条件を満たし、労働者に利用させた中小企業事業主</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 不妊治療のための休暇制度 (多目的・特定目的とも可)。 ② 所定外労働時間制度、③ 時差出勤制度、④ 短時間勤務制度。 ⑤ フレックスタイム制、⑥ テレワーク </div>			
評 価	B							

評価基準	
A : 目標を達成できた	D : 目標を大きく下回った
B : 目標を概ね達成できた	E : 事業未実施
C : 目標を少し下回った	

Ⅱ


あらゆる分野における男女共同参画の推進

施 策	(2)就労における男女共同参画							
単 位 施 策	2 ワーク・ライフ・バランスの推進							
単 位 施 策 の 内 容	少子高齢化や核家族化が進む社会の中で男女がともに生きがいを持って暮らし続けるために、働き方の見直しや多様な働き方を可能にする制度の構築など、意識啓発と仕組みづくりに努めます。							
事業No.	17	事業 担当課	人事課					
事業概要	近年のワーク・ライフ・バランスに対する意識の高まり、働き方に対するニーズの多様化の状況等を踏まえ、より柔軟な働き方を可能とする制度の構築を検討します。							
男女共同参画の視点	男女が職業・家庭・地域生活における活動等を両立して行うことができるようにします。							
実 績 (具体的な取組内容)	夏季休暇の連続取得やリフレッシュ職免の取得等について周知しました。							
目 標 指 標	職員の年次有給休暇の年間平均取得日数(取得総日数/対象職員数)							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	※7	14.3日	13.1日	15.1日			15.0日	15.0日
実績についての分析、 課題と今後の取組	<p>夏季休暇やリフレッシュ職免の取得については、啓発による制度の周知が進んでおり、取組の効果も表れていると思われます。しかし、職場環境によっては、取得しにくい状況もあると考えられるため、引続き庁内への周知・啓発を行います。</p> <p>ワークライフバランスの実現に向けて、今後も年休取得を推進するとともに、制度を有効に活用できる各職場の環境づくりに取り組みます。</p>				<p>夏季休暇の付与について(通知文)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">令和3年5月25日</p> <p>(宛先) 所属長 総務部長</p> <p>職員の夏季休暇の付与について(通知)</p> <p>このことについて、職員の心身の健康の維持とワークライフバランスの推進を図るため、下記のとおり特別休暇として夏季休暇を付与します。</p> <p>所属長におかれては、休暇の取得及び期間中業務の計画的実施について、十分な配慮をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 夏季休暇の付与 (鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第16条第1項第2号等)</p> <p>(1) 実施期間 令和3年6月1日から令和3年10月31日まで</p> <p>(2) 付与日数 6日(勤務条件等により異なります。注意事項参照。)</p> <p>(3) 取得単位 1日(連続も可。ただし、時間単位での取得は不可。)</p> <p>(4) 取得方法 事前に出退勤システム又は休暇簿により所属長に請求</p> <p>(5) 注意事項</p> <p>・付与日数について、短時間勤務再任用職員は勤務条件に応じた日数(2分の1は3日、5分の3は4日、5分の4は5日)、パートタイム会計年度任用職員は原則3日です。</p> </div>			
評 価	A							

評価基準	
A : 目標を達成できた	D : 目標を大きく下回った
B : 目標を概ね達成できた	E : 事業未実施
C : 目標を少し下回った	

Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進


施 策	(2)就労における男女共同参画							
単 位 施 策	2 ワーク・ライフ・バランスの推進							
単 位 施 策 の 内 容	少子高齢化や核家族化が進む社会の中で男女がともに生きがいを持って暮らし続けるために、働き方の見直しや多様な働き方を可能にする制度の構築など、意識啓発と仕組みづくりに努めます。							
事業No.	18	事業 担当課	契約検査課・上下水道総務課					
事業概要	建設業の職場内におけるワーク・ライフ・バランスに関する意識を高めるために、入札参加資格者名簿に登録されている企業の中で落札業者に契約検査課・上下水道総務課で作成した啓発文書を契約書と共に配布します。							
男女共同参画の視点	建設業における意思決定の場や指導的立場への女性参画を推進するため、文章やイラストの表現について、男女共同参画に配慮します。							
実 績 (具体的な取組内容)	契約検査課・上下水道総務課で作成した啓発文書を落札業者に契約書と共に配布しました。							
目 標 指 標	設定なし							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	—	—	—	—	—	—	—	—
実績についての分析、 課題と今後の取組	業者の規模にかかわらず、ワークライフバランスへの取組に対する意識付けができました。							
評 価	B							

評価基準

- | | |
|----------------|----------------|
| A : 目標を達成できた | D : 目標を大きく下回った |
| B : 目標を概ね達成できた | E : 事業未実施 |
| C : 目標を少し下回った | |

Ⅱ


あらゆる分野における男女共同参画の推進

施 策	(2)就労における男女共同参画							
単 位 施 策	2 ワーク・ライフ・バランスの推進							
単 位 施 策 の 内 容	少子高齢化や核家族化が進む社会の中で男女がともに生きがいを持って暮らし続けるために、働き方の見直しや多様な働き方を可能にする制度の構築など、意識啓発と仕組みづくりに努めます。							
事業No.	19	事業 担当課	産業政策課					
事業概要	三重労働局(鈴鹿公共職業安定所)と連携しながら、広報すずか、市ホームページなどの媒体を利用し、ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、各種制度や取組の周知を行います。							
男女共同参画の視点	男女がともに生きがいを持って暮らし続けるため、ワーク・ライフ・バランスの推進に寄与します。							
実 績 (具体的な取組内容)	ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの開催等に関連するチラシを窓口に設置するなど、周知を行いました。							
目 標 指 標	設定なし							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	—	—	—	—	—	—	—	—
実績についての分析、 課題と今後の取組	継続した取組が必要であり、ワークライフバランスの実現に向け今後も周知に取り組んでいきます。						就業環境整備・改善支援セミナー チラシ	
評 価	B							

評価基準
 A : 目標を達成できた
 B : 目標を概ね達成できた
 C : 目標を少し下回った
 D : 目標を大きく下回った
 E : 事業未実施

Ⅱ


あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策	(2)就労における男女共同参画							
単位施策	3 ライフステージに応じた就労支援							
単位施策の内容	M字カーブと呼ばれる女性の働き方の背景にある課題を検証し、子育て支援や介護支援の充実、ライフステージに応じた就労支援や啓発に取り組みます。							
事業No.	20	事業 担当課	子ども政策課					
事業概要	<p>誰もが安心して結婚や妊娠、出産・子育てができるよう、子育て応援サイト「きら鈴」により、子育てに関する制度や支援についての情報発信を行い、子育てしやすい環境づくりを促進します。</p> <p>また、様々な悩みを抱える一人親の就労支援のため、母子・父子自立支援員による相談やハローワークと連携し、一人親家庭の就労に繋がられるよう支援します。</p>							
男女共同参画の視点	対象者として、男女双方を想定した内容に配慮します。 また、女性活躍推進に寄与します。							
実績 (具体的な取組内容)	<p>子育て応援サイト「きら鈴」のスマートフォン対応に伴い利便性も向上し、市内のお出かけ施設情報の発信や子育てに関する制度及び支援情報について、より効果的な情報発信が可能となりました。</p> <p>また、ひとり親家庭の就労支援児童扶養手当の現況届の時期に合わせて、ハローワークの出張就労相談を実施するとともに、自立に向けた情報提供等を行いました。</p>							
目標指標	設定なし							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	—	—	—	—	—	—	—	—
実績についての分析、 課題と今後の取組	<p>様々な悩みを抱える、ひとり親家庭の母・父及び寡婦の方が増加し、窓口での対応も複雑化しているため、担当以外の職員でも対応できるよう個々のスキルアップが必要と考え、自立に向けた情報提供のほか悩みの解消に向けた手法等、職場内での情報共有及び定期的な勉強会を実施します。</p>				<p>子育て応援サイト「きら鈴」スマートフォン対応チラシ</p> 			
評価	A							

評価基準	
A : 目標を達成できた	D : 目標を大きく下回った
B : 目標を概ね達成できた	E : 事業未実施
C : 目標を少し下回った	

Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

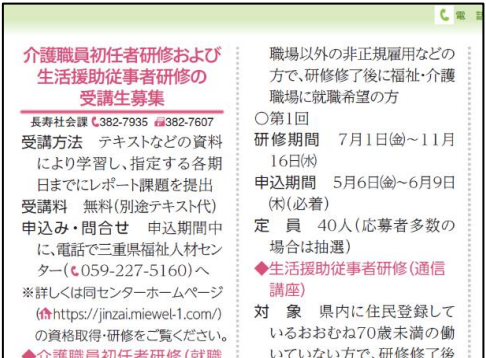
施 策	(2)就労における男女共同参画							
単 位 施 策	3 ライフステージに応じた就労支援							
単 位 施 策 の 内 容	M字カーブと呼ばれる女性の働き方の背景にある課題を検証し、子育て支援や介護支援の充実、ライフステージに応じた就労支援や啓発に取り組みます。							
事業No.	21	事業 担当課	子ども育成課					
事業概要	適切な保育・教育環境を確保し、子育てと仕事の両立ができる環境整備を進めます。 また、広報すずかや市ホームページなどで情報発信を行い、子育て中の女性も安心して働ける環境づくりを促進します。							
男女共同参画の視点	男女が、職業・家庭・地域生活における活動等を両立して行うことができるように、対象者として男女双方を想定して取り組みます。							
実 績 (具体的な取組内容)	園だよりやクラスだより、ほけんだよりなどを通じて各園での保育・教育の情報発信を行うとともに、保護者向け情報案内通知システム「すぐーる」による情報発信も行いました。 また、今年度も継続して、YouTubelによる園情報、子育てについて保育所や幼稚園が相談できる場所であることの周知を行いました。							
目 標 指 標	就学前児童総数に対して、教育・保育施設を利用している割合 6,073人/8,603人=70.6%							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	※8	63.8%	66.3%	70.6%			65.5%	66.5%
実績についての分析、 課題と今後の取組	子どもの保育環境や幼児教育環境など保護者が求める多様な情報を発信することで保護者との連携や信頼関係構築につながる重要な取組であり、今後も積極的、継続的に情報の発信や効果的な発信に努めます。						園情報紹介動画（鈴鹿市公式YouTube「おしえて！園長せんせい！！」） 	
評 価	A							

評価基準

- | | |
|----------------|----------------|
| A : 目標を達成できた | D : 目標を大きく下回った |
| B : 目標を概ね達成できた | E : 事業未実施 |
| C : 目標を少し下回った | |

Ⅱ


あらゆる分野における男女共同参画の推進

施 策	(2)就労における男女共同参画							
単 位 施 策	3 ライフステージに応じた就労支援							
単 位 施 策 の 内 容	M字カーブと呼ばれる女性の働き方の背景にある課題を検証し、子育て支援や介護支援の充実、ライフステージに応じた就労支援や啓発に取り組みます。							
事業No.	22	事業 担当課	長寿社会課					
事業概要	<p>介護関係の就労等に関して窓口や電話での問い合わせがあれば、三重県社会福祉協議会、鈴鹿市社会福祉協議会等を案内します。</p> <p>また、広報すずかや市ホームページ等に、関係機関が実施する介護人材の育成や再就労を推進するための情報を掲載します。</p>							
男女共同参画の視点	<p>子育てや介護等で一旦仕事を離れた後でも、ライフステージに応じて、資格等を生かして職場復帰がしやすくなるよう支援や啓発を行います。</p>							
実 績 (具体的な取組内容)	<p>三重県社会福祉協議会等の福祉分野の就労支援に取り組む団体と連携し、介護の初心者向けの説明会や有資格者の復帰に向けた研修会等の開催に当たり、広報への掲載やチラシの設置等に関して協力を行いました。</p> <p>広報掲載回数:12回</p>							
目 標 指 標	設定なし							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	—	—	—	—	—	—	—	—
実績についての分析、 課題と今後の取組	<p>高齢者の増加とともに介護分野における人材不足の問題は深刻さを増しています。今後も県と連携するとともに、鈴鹿亀山地区広域連合及び鈴鹿市社会福祉協議会とも協議して地域内における働きかけについても検討していきます。</p>				<p>広報すずか(一部抜粋)</p> 			
評 価	B							

評価基準	
A : 目標を達成できた	D : 目標を大きく下回った
B : 目標を概ね達成できた	E : 事業未実施
C : 目標を少し下回った	

Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進


施 策	(2)就労における男女共同参画							
単 位 施 策	3 ライフステージに応じた就労支援							
単 位 施 策 の 内 容	M字カーブと呼ばれる女性の働き方の背景にある課題を検証し、子育て支援や介護支援の充実、ライフステージに応じた就労支援や啓発に取り組みます。							
事業No.	23	事業 担当課	産業政策課					
事業概要	三重労働局(鈴鹿公共職業安定所)と連携しながら、ライフステージに応じた就労支援を行うとともに、広報すずか、市ホームページなどの媒体を利用し、支援制度等の周知を行います。							
男女共同参画の視点	妊娠・出産・育児期にあっても男女がともに働き続けることができるよう、ライフステージに応じた女性活躍の推進に寄与します。							
実 績 (具体的な取組内容)	女性就業支援セミナーが開催されるにあたり、窓口にチラシを設置する等して周知を行ったり、妊娠・出産・育児期にあっても男女がともに働き続けることができるような国の各種支援制度について周知を行いました。							
目 標 指 標	設定なし							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	—	—	—	—	—	—	—	—
実績についての分析、 課題と今後の取組	継続した取組が必要であり、ライフステージに応じた国の支援制度について今後も周知に取り組んでいきます。				女性就業支援事業 案内チラシ 			
評 価	B							

評価基準

- | | |
|----------------|----------------|
| A : 目標を達成できた | D : 目標を大きく下回った |
| B : 目標を概ね達成できた | E : 事業未実施 |
| C : 目標を少し下回った | |

Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進


施 策	(2)就労における男女共同参画							
単 位 施 策	4 女性の自立・起業等への支援							
単 位 施 策 の 内 容	女性の就労機会を拡大するため、関係機関と連携し、スキルアップや起業に関する講座の開催、情報提供、支援制度の周知に努めます。							
事業No.	24	事業 担当課	産業政策課					
事業概要	<p>鈴鹿商工会議所と連携を図り、女性の起業を支援するためのセミナーや講演会を開催するとともに、広報すずか、市ホームページなどの媒体を利用して起業に関する情報提供・支援制度の周知を行います。</p> <p>また、鈴鹿地域職業訓練センターほか、職業訓練を行う関係機関等との連携を図り、スキルアップにつながるような講座の周知を行います。</p>							
男女共同参画の視点	女性の就労機会の拡大に寄与します。							
実 績 (具体的な取組内容)	<p>鈴鹿商工会議所と連携を図り、広報すずか、鈴鹿市ホームページなどの媒体を利用して起業に関する情報提供・支援制度の周知を行いました。</p> <p>また、鈴鹿地域職業訓練センターほか、職業訓練を行う関係機関等との連携を図り、スキルアップにつながるような講座の周知を行いました。</p>							
目 標 指 標	設定なし							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	—	—	—	—	—	—	—	—
実績についての分析、 課題と今後の取組	<p>創業・起業支援について、潜在的な創業希望者を掘り起こすことが課題となっています。今後も、女性が自立できるよう起業支援や各種資格取得講座及び職業訓練の周知啓発に、商工会議所等の関係機関と協力して取り組んでいきます。</p>						<p>すずか創業塾 案内チラシ</p> 	
評 価	B							

評価基準

- | | |
|----------------|----------------|
| A : 目標を達成できた | D : 目標を大きく下回った |
| B : 目標を概ね達成できた | E : 事業未実施 |
| C : 目標を少し下回った | |

Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進


施 策	(2)就労における男女共同参画							
単 位 施 策	4 女性の自立・起業等への支援							
単 位 施 策 の 内 容	女性の就労機会を拡大するため、関係機関と連携し、スキルアップや起業に関する講座の開催、情報提供、支援制度の周知に努めます。							
事業No.	25	事業 担当課	農林水産課					
事業概要	新規就農相談時において、女性の農業部門への就労や起業への契機となるよう、夫婦間家族協定の締結について普及啓発に努めます。							
男女共同参画の視点	夫婦や家族で取り組む農業経営について、経営方針やそれぞれの役割、就業条件などについて取り決めた家族経営協定を締結することで、仕事と生活のバランスに配慮した働き方を構築し、女性農業者が活躍できるよう支援や啓発を行います。							
実 績 (具体的な取組内容)	関係機関と連携し、農業への就業に関する情報の周知・啓発及び面談等で就農相談を受け付け、支援制度等の就農サポートに関する説明を行いました。							
目 標 指 標	青年就農給付受給者における夫婦間家族協定締結の割合							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	※9	5.3%	4.6%	4.3%			12.0%	16.1%
実績についての分析、 課題と今後の取組	夫の新規就農に対して、妻が農作業の支援をすることはあるものの、夫婦間家族協定を締結するには至っていません。 家族経営協定によって、役割分担を明確にすることで、家族一人ひとりがお互いに個性と能力を認め合い、女性が農業へ参画しやすくなることを説明し、締結を促進します。				家族協定 資料(農林水産省) 			
評 価	D							

評価基準

- | | |
|----------------|----------------|
| A : 目標を達成できた | D : 目標を大きく下回った |
| B : 目標を概ね達成できた | E : 事業未実施 |
| C : 目標を少し下回った | |

Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進


施 策	(2)就労における男女共同参画							
単 位 施 策	4 女性の自立・起業等への支援							
単 位 施 策 の 内 容	女性の就労機会を拡大するため、関係機関と連携し、スキルアップや起業に関する講座の開催、情報提供、支援制度の周知に努めます。							
事業No.	26	事業 担当課	農業委員会					
事業概要	<p>女性農業委員が中心となり、今後、女性農業者が活躍していくために必要なことや課題、また解決方策等について話し合い、関係機関と連携し支援体制を確立します。また、年2回発行の農業委員会だよりにおいて、女性農業者に関するコーナーを設けるなど積極的な情報発信に努めます。</p>							
男女共同参画の視点	企画、立案など、意思決定の場において女性の参画を推進します。							
実 績 (具体的な取組内容)	<p>農業委員会だよりの編集委員に代表を含む2名の女性農業委員が務め、女性ならではの視点や感性を活かした誌面作りを行いました。 また、女性農業委員が三重県農業会議主催の農業者年金女性農業委員研修会に出席し、県内の女性農業委員との情報交換を行うとともに、地域の女性農業者に対し農業者年金の加入推進を行いました。</p>							
目 標 指 標	設定なし							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	—	—	—	—	—	—	—	—
実績についての分析、 課題と今後の取組	<p>農業者が減少していく中で、貴重な労働力として、また販売戦略面において、女性農業者の役割は、ますます重要となってくることから、女性農業委員のリーダーシップのもと、女性農業者がいきいきと活躍できる環境作りへの支援をしていきます。</p>						<p>農業委員会だより</p>  <p>昨年からはわらアートの制作に取り組んでいる深伊沢地域づくり協議会、はわらアートの材料となる藁（わら）を天日干しする作業を行いました。</p> <p>農業委員会活動報告</p>	
評 価	B							

評価基準

- A : 目標を達成できた
- B : 目標を概ね達成できた
- C : 目標を少し下回った
- D : 目標を大きく下回った
- E : 事業未実施

Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進


施 策	(2)就労における男女共同参画							
単 位 施 策	5 育児・介護休暇等の取得促進							
単 位 施 策 の 内 容	男女を問わず、育児や介護を行う就労者が仕事と家庭生活の両立を図ることができるよう、育児・介護休暇等の取得を促進するような仕組みづくりや意識啓発、職場の環境整備に努めます。							
事業No.	27	事業 担当課	人事課					
事業概要	育児や介護の休暇制度など諸制度の周知徹底と意識の啓発、また、男性の子育て目的の休暇等の取得を促進します。							
男女共同参画の視点	男女が職業・家庭・地域生活における活動等を両立して行うことができるようになります。							
実 績 (具体的な取組内容)	「休暇申請ハンドブック」及び「第2次鈴鹿市特定事業主行動計画【後期計画】」をグループウェアネットフォルダに掲載し、常に閲覧できる状態にしました。 子育て支援週間(令和3年7月21日(水)～27日(火))中に、令和2年度中に実際に育児休業を取得した男性職員の体験談を公表しました。							
目 標 指 標	男性職員の育児休業取得者数(累計) (「第2次鈴鹿市特定事業主行動計画」計画期間中令和2年4月1日～令和6年3月31日に妻に子どもが生まれた男性職員の育児休業取得者を20人にする。毎年度5人ずつ)							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	※10	7人	18人	39人			10人	20人
実績についての分析、 課題と今後の取組	各種制度の周知により、以下の実績でした。 ・短期介護休暇取得者 19人 ・平成30年度からの育児休業取得者(男性)累計 39人 更なる取得者の増加を図るため、今後も継続して周知を行います。				休暇申請ハンドブック  1 はじめに.....1 2 休暇申請の方法.....1			
評 価	A							

評価基準

- | | |
|----------------|----------------|
| A : 目標を達成できた | D : 目標を大きく下回った |
| B : 目標を概ね達成できた | E : 事業未実施 |
| C : 目標を少し下回った | |

Ⅱ


あらゆる分野における男女共同参画の推進

施 策	(2)就労における男女共同参画							
単 位 施 策	5 育児・介護休暇等の取得促進							
単 位 施 策 の 内 容	男女を問わず、育児や介護を行う就労者が仕事と家庭生活の両立を図ることができるよう、育児・介護休暇等の取得を促進するような仕組みづくりや意識啓発、職場の環境整備に努めます。							
事業No.	28	事業 担当課	契約検査課・上下水道総務課					
事業概要	建設業の職場内における育児・介護休暇等の取得に関する意識を高めるために、入札参加資格者名簿に登録されている企業の中で落札業者に契約検査課・上下水道総務課で作成した啓発文書を契約書と共に配布します。							
男女共同参画の視点	建設業における意思決定の場や指導的立場への女性参画を推進するため、文章やイラストの表現について、男女共同参画に配慮します。							
実 績 (具体的な取組内容)	契約検査課・上下水道総務課で作成した啓発文書を落札業者に契約書と共に配布しました。							
目 標 指 標	設定なし							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	—	—	—	—	—	—	—	—
実績についての分析、 課題と今後の取組	業者の規模にかかわらず、育児・介護休暇等への取組に対する意識付けができました。						職場における男女共同参画のための啓発文書 	
評 価	B							

評価基準
 A : 目標を達成できた
 B : 目標を概ね達成できた
 C : 目標を少し下回った
 D : 目標を大きく下回った
 E : 事業未実施

Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施 策	(2)就労における男女共同参画							
単 位 施 策	5 育児・介護休暇等の取得促進							
単 位 施 策 の 内 容	男女を問わず、育児や介護を行う就労者が仕事と家庭生活の両立を図ることができるよう、育児・介護休暇等の取得を促進するような仕組みづくりや意識啓発、職場の環境整備に努めます。							
事業No.	29	事業 担当課	子ども政策課					
事業概要	<p>保護者等が安心して育児休業等が取得できるよう、保育所等の教育・保育施設を確保しながら、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の充実を図ります。</p> <p>放課後児童クラブの運営について、事業者と利用者が連携して児童の健全な育成を図るため、放課後児童支援員の能力向上を目指し、子どもへの理解と支援について研修を実施します。</p>							
男女共同参画の視点	待機児童を解消し、女性が働きやすい環境づくりに寄与します。							
実 績 (具体的な取組内容)	<p>共働き世帯の増加や核家族化の進展などの影響から、放課後児童クラブの登録児童数は年々増加傾向にあります。このことから、翌年度の新1年生の保護者を対象に放課後児童クラブ利用希望の有無についてアンケート調査を実施し、待機児童の解消に努めました。</p> <p>また、放課後児童支援員等の能力向上を目的とした研修の開催にあたり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、研修用DVDを作成し、少人数での分散研修に努めました。</p>							
目 標 指 標	放課後児童支援員の能力向上を目指し、子どもへの理解と支援についての研修の実施回数							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	※11	2回	2回	3回			3回	4回
実績についての分析、 課題と今後の取組	<p>継続して、放課後児童クラブの利用希望者調査を実施し、受け皿の確保に努めます。</p> <p>また、緊急事態宣言に伴い研修会を中止した日もありましたので、研修用DVD等の貸出やオンラインでの研修会について検討します。</p>				<p>放課後児童支援員 分散研修会 R3.10.28</p> 			
評 価	A							

評価基準

- | | |
|----------------|----------------|
| A : 目標を達成できた | D : 目標を大きく下回った |
| B : 目標を概ね達成できた | E : 事業未実施 |
| C : 目標を少し下回った | |

Ⅱ

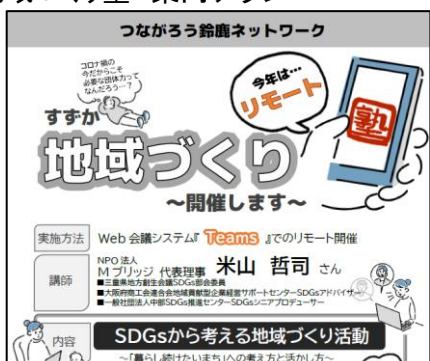
あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策	(2)就労における男女共同参画							
単位施策	5 育児・介護休暇等の取得促進							
単位施策の内容	男女を問わず、育児や介護を行う就労者が仕事と家庭生活の両立を図ることができるよう、育児・介護休暇等の取得を促進するような仕組みづくりや意識啓発、職場の環境整備に努めます。							
事業No.	30	事業担当課	産業政策課					
事業概要	事業主に対して育児・介護休暇取得の推進を促すため、広報すずかななどの媒体を通じて制度等の周知啓発を行います。							
男女共同参画の視点	男女を問わず、育児や介護を行う就労者が仕事と家庭生活の両立を図ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に寄与します。							
実績 (具体的な取組内容)	育児・介護休業法施行規則等が改正されたことに伴い、その周知のために案内チラシを窓口を設置しました。							
目標指標	設定なし							
	指標No.	策定時(H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	—	—	—	—	—	—	—	—
実績についての分析、課題と今後の取組	継続した取組が必要であり、育児・介護休暇取得促進に向け今後も周知に取り組んでいきます。				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">改正育児・介護休業法 案内チラシ</p> <p style="text-align: center;">中小企業事業主の皆さまへ 厚生労働省・都道府県労働局</p> <p style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">改正育児・介護休業法 対応はお済みですか？</p> <p style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">令和4年4月1日から義務化される事項</p> <p style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">1 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備が必要です！</p> <p>①～④のいずれかを実施してください（複数が望ましい）。産後/育児休業は、令和4年10月1日から開始</p> <p>何を？</p> <p>① 育児休業・産後/育児休業に関する研修の実施 ② 育児休業・産後/育児休業に関する相談体制の整備（相談窓口や相談対応者の設置） ③ 自社の労働者の育児休業・産後/育児休業取得事例の収集・提供 ④ 自社の労働者への育児休業・産後/育児休業制度と育児休業取得促進に関する方針の周知</p> <p>具体的に？</p> <p>① 『研修』 対象は、全労働者が望ましいですが、少なくとも管理職は、研修を受けたことがある状態にしてください。 ② 『相談体制の整備』 窓口を設ける場合、形式的に設けるだけでなく、実質的な対応が可能な窓口を設けてください。 また、窓口の周知等をして、労働者が利用しやすい体制を整備してください。 ③ 『自社の育児取得事例の提供』 自社の育児取得事例を収集し、事例を掲載した書類の配付やインターネットへの掲載等を行い、労働者が閲覧できるようにしてください。 提供する事例を特定の性別や職種、雇用形態に限らず、可能な限り様々な労働者の事例を収集・提供し、採取の際の育児休業の申し込みを促すことに繋がらないよう配慮してください。 ④ 『制度と育児取得促進に関する方針の周知』 育児休業に関する制度と育児休業の取得の促進に関する事業主の方針を記載したもの（ポスターなど）を</p> </div>			
評価	B							

評価基準	
A : 目標を達成できた	D : 目標を大きく下回った
B : 目標を概ね達成できた	E : 事業未実施
C : 目標を少し下回った	

Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

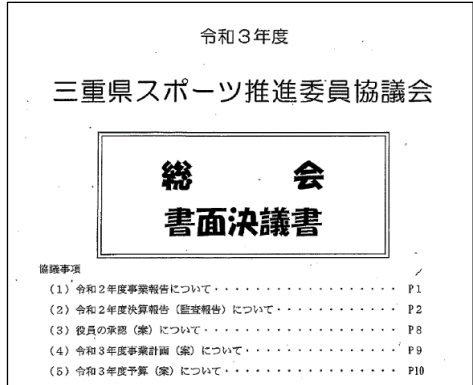
施 策	(3)地域における男女共同参画							
単 位 施 策	1 男女がともに参画する地域活動							
単 位 施 策 の 内 容	自治会活動や地域づくり活動にあらゆる世代の男女がともに参画することを促進し、男女共同参画の視点に立った「自助」「共助」のまちづくりをめざします。							
事業No.	31	事業 担当課	地域協働課					
事業概要	地域づくりにおいて女性の視点は欠かせないため、地域づくり協議会の組織化や地域づくり研修会等の機会を捉え、その重要性を訴え、女性の地域活動への参画を呼びかけます。							
男女共同参画の視点	自助共助のまちづくりを推進するために、年齢及び男女等に関わらず多様性を尊重します。							
実 績 (具体的な取組内容)	地域づくり活動の活性化や地域づくり協議会の組織運営力の向上、地域の担い手の確保を図るためのスキルアップを目的とした講座「地域づくり塾」を開催しました。コロナウイルス感染症対策のためオンライン開催としたところ、定員を超える参加がありました。							
目 標 指 標	設定なし							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	—	—	—	—	—	—	—	—
実績についての分析、 課題と今後の取組	持続可能な地域づくりを実現するために、男女・年齢を問わず、地域づくりへの意識やスキルの向上が不可欠であり、市としてその機会を提供していきます。						地域づくり塾 案内チラシ	
評 価	A							

評価基準

- | | |
|----------------|----------------|
| A : 目標を達成できた | D : 目標を大きく下回った |
| B : 目標を概ね達成できた | E : 事業未実施 |
| C : 目標を少し下回った | |

Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進


施 策	(3)地域における男女共同参画							
単 位 施 策	1 男女がともに参画する地域活動							
単 位 施 策 の 内 容	自治会活動や地域づくり活動にあらゆる世代の男女がともに参画することを促進し、男女共同参画の視点に立った「自助」「共助」のまちづくりをめざします。							
事業No.	32	事業 担当課	スポーツ課					
事業概要	スポーツを推進していくにあたり、地域における健康づくり・体力づくりについては、女性の視点も重要であるため、女性の参画を呼びかけます。							
男女共同参画の視点	三重県スポーツ推進委員協議会役員や北勢スポーツ推進委員協議会役員としてスポーツ推進委員を派遣し、女性の活躍の場を提供します。							
実 績 (具体的な取組内容)	女性スポーツ推進委員から、三重県スポーツ推進委員協議会役員に2名、北勢スポーツ推進委員協議会役員に2名派遣しました。 また、地区でスポーツ推進委員の交代がある場合は、女性登用を呼びかけました。							
目 標 指 標	スポーツ推進委員の女性の占める割合							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	※12	21.0%	21.0%	18.6%			23.0%	25.0%
実績についての分析、 課題と今後の取組	女性スポーツ推進委員の登用や女性委員を役員に派遣することにより、女性が運動・スポーツに参加しやすい環境づくりに一定の効果を果たしていると考えています。 本年度、委員の改選を行いました。成り手不足により人員の確保も厳しい状況にあるため、引き続きスポーツ推進委員の必要性を説明するとともに、女性登用を啓発していきます。				総会資料 			
評 価	B							

評価基準

- | | |
|----------------|----------------|
| A : 目標を達成できた | D : 目標を大きく下回った |
| B : 目標を概ね達成できた | E : 事業未実施 |
| C : 目標を少し下回った | |

Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施 策	(3)地域における男女共同参画							
単 位 施 策	2 防災分野における男女共同参画の推進							
単 位 施 策 の 内 容	災害対策や復興支援の場に必要な男女共同参画の視点を広めることで、多様なニーズに対応できる防災体制の構築に努めます。							
事業No.	33	事業 担当課	防災危機管理課					
事業概要	<p>自主防災組織における女性役員の拡大を働きかけるとともに、地域で防災研修会を行う際に、男性だけでなく女性の参加を呼びかけます。</p> <p>また、講習テーマに女性にあった内容を取り入れ、自治会や自主防災隊、公民館講座、小・中学校PTA等に向けて防災研修会を実施し、災害対応における女性視点の重要性を啓発します。</p>							
男女共同参画の視点	<p>災害時に被災する可能性は男女とも同じであり、避難所において男女それぞれが支障なく過ごすためには、それぞれの視点からの配慮が必要です。</p> <p>防災研修会は、高齢男性の参加が多い傾向にあるため、防災啓発や訓練の実施にあたっては、性別にとらわれず参加できるよう工夫し、意識の醸成を図っています。</p>							
実 績 (具体的な取組内容)	<p>コロナ禍が続く中、従来の講義形式の研修会だけではなく、オンライン研修などの手法も活用し、女性が主体となる防災研修会を7回実施しました。うち1回は、市内の事業所において災害時の対応力を高めるため、女性職員主体のワークショップを行い、災害対応における女性視点での課題等を整理しました。</p> <p>また、子育て世代が集まる場で啓発チラシを配布し、災害対応における女性視点の重要性についての周知・啓発に取り組みました。</p>							
目 標 指 標	女性主体の防災研修会数(目標値10回/年)の達成率							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	※13	50.0%	60.0%	70.0%			80.0%	100.0%
実績についての分析、 課題と今後の取組	<p>女性主体の研修会は、令和2年度を上回る7回開催しましたが、感染症の影響もあり目標の8回は達成できませんでした。</p> <p>また、令和3年度の研修会74回のうち、女性の参加者が概ね半数以上あった研修会は43回(全体の約58%)でした。</p> <p>感染症の先行きが不透明な中、今後もオンライン研修も活用しながら取組を継続していきます。</p>				<p>防災研修会 R3.5.23</p> 			
評 価	B							

評価基準

- | | |
|----------------|----------------|
| A : 目標を達成できた | D : 目標を大きく下回った |
| B : 目標を概ね達成できた | E : 事業未実施 |
| C : 目標を少し下回った | |

Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施 策	(3)地域における男女共同参画							
単 位 施 策	2 防災分野における男女共同参画の推進							
単 位 施 策 の 内 容	災害対策や復興支援の場に必要な男女共同参画の視点を広めることで、多様なニーズに対応できる防災体制の構築に努めます。							
事業No.	34	事業 担当課	中央消防署					
事業概要	地域防災の中核として重要視されている消防団は、災害活動だけでなく、自主防災組織等が実施する防災訓練や、市民が幼児期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて防災についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育等における防災教育の指導的役割を担っています。防災訓練や防災教育へ指導的な立場で、男性団員とともに女性団員が参画することで、地域防災分野への女性の参画・活躍の重要性を意識付けます。							
男女共同参画の視点	自治会等が実施する防災訓練の指導は、その地区の消防分団が実施しています。各地区に組織されている男性消防団員と異なり、女性消防団員は担当の地区を持っていないことから、訓練の指導に人員等が必要な場合は、積極的に女性消防団員に参加してもらうよう各分団に呼びかけを行っています。							
実 績 (具体的な取組内容)	女性消防団員が行う取組内容として、自治会等が実施する防災訓練の指導に加えて住民、学校、事業所等を対象とした救急法指導を主に行っています。更に幼少年等への防災紙芝居や防災人形劇の実施、また高齢者に防災劇を通じて接することで、防災意識の向上を目標とした普及啓発活動も行っています。							
目 標 指 標	消防団員が指導的役割で参画した、自主防災組織等が実施する防災訓練及び学校等での防災教育の回数に対する女性消防団員が指導者として参画した回数の割合 防災訓練等での指導回数 130回 防災訓練等での指導回数の内、女性消防団員の指導回数 96回 $96 \div 130 = 73.8$							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	※14	61.1%	45.0%	73.8%			63.0%	65.0%
実績についての分析、 課題と今後の取組	救急法指導や防災人形劇などを実施し、令和3年度の目標値をはるかに上回る事が出来ました。 今後の取組として、地震・風水害等の災害時に女性団員が女性の持つソフトな面をいかして女性や高齢者に配慮した声掛けや荷物の搬送の支援、避難所生活における要望などの聞き取り、在宅、車中泊避難者の状況確認など女性消防団員の活躍が多岐にわたり期待されていることから、訓練メニューに避難所運営を加えています。				玉垣地区防災訓練 R3.11.7			
評 価	A							



評価基準	
A : 目標を達成できた	D : 目標を大きく下回った
B : 目標を概ね達成できた	E : 事業未実施
C : 目標を少し下回った	

Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施 策	(4)家庭における男女共同参画							
単 位 施 策	1 家庭生活で育む男女共同参画							
単 位 施 策 の 内 容	社会の最小単位である家庭において、日々の営みを通じて男女共同参画の意識を育むことで、社会全体の男女共同参画意識の底上げを図ります。							
事業No.	35	事業 担当課	文化振興課					
事業概要	PTA家庭教育研修会で男女共同参画課の出前講座を紹介して、各学校のPTA事業等の中で男女共同参画の観点を盛り込んだ講座を実施できるよう努めます。 当課主幹の事業である親なびワーク、パパ・ママワークでは、依頼内容に応じて男性の子育ての視点を取り入れるよう努めます。							
男女共同参画の視点	幼稚園、小中学校のPTA家庭教育学級代表へ、家庭教育学級の学習事業に男女共同参画講座を取り入れて頂くことで、各家庭の日々の営みを通じて男女共同参画の意識を育み、社会全体の男女共同参画意識の底上げを図ります。							
実 績 (具体的な取組内容)	PTA家庭教育研修会で男女共同参画課の出前講座を紹介して、各学校のPTA事業の中で男女共同参画の観点を盛り込んだ講座を実施できるよう努めました。 また、当課主管の事業である親なびワーク、パパ・ママワークでは、依頼内容に応じて男性の子育ての視点を取り入れるよう努めました。							
目 標 指 標	設定なし							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	—	—	—	—	—	—	—	—
実績についての分析、 課題と今後の取組	「コロナ過での家庭教育のあり方・進め方」をテーマとしてPTA家庭教育研修会を開催し、26名参加されました。父・母・親子のコミュニケーションを豊かにすることが必要な旨を講演され、男女共同参画の観点も盛り込まれた講座となりました。 親なびワーク、パパ・ママワークは、度重なる緊急事態宣言等により多くの講座が延期・中止されましたが次年度も男女共同の子育ての視点を取り入れるよう努めます。				親なびワーク、パパ・ママワーク風景 R3.10.25			
評 価	B							



評価基準
 A : 目標を達成できた
 B : 目標を概ね達成できた
 C : 目標を少し下回った
 D : 目標を大きく下回った
 E : 事業未実施

Ⅱ


あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策	(4)家庭における男女共同参画								
単位施策	1 家庭生活で育む男女共同参画								
単位施策の内容	社会の最小単位である家庭において、日々の営みを通じて男女共同参画の意識を育むことで、社会全体の男女共同参画意識の底上げを図ります。								
事業No.	36	事業担当課	子ども政策課						
事業概要	<p>主に0歳から3歳までの乳幼児を持つ子育て中の親同士が集うことができる地域子育て支援拠点事業等の充実を図り、各家庭の置かれた状況に関わらず、安心して子どもを産み育てることができるよう、地域交流の場の提供を行います。</p> <p>また、行事を実施する保育所等の主催団体がイベントカレンダーに行事を記載しているほか、子育てに関する制度や支援についての情報提供を行っています。</p>								
男女共同参画の視点	定期的に育児男子のつどい等のイベントを開催する等、参加者が男女双方を想定した内容に配慮します。								
実績 (具体的な取組内容)	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う施設休館中に行き場を失っていた子育て家庭の方たちに対して、鈴鹿市公式YouTubeを活用し、子育て支援センター職員による家庭内で楽しめる手遊びやふれあい遊びなどを紹介する動画を配信しました。</p> <p>また、感染拡大防止の観点から、オンラインによる交流・相談会の開催や利用定員の制限を行うなど、試行錯誤しながら子育て世帯に寄り添った事業実施に努めるとともに、効果的な情報発信により、地域子育て支援拠点事業の認知度を高め、地域の子育て支援機能の充実を図りました。</p>								
目標指標	地域子育て支援拠点施設利用者数(年間延べ人数) (子育てに関する知識・情報が共有され、安心して子育てができる環境づくりに寄与することになる)								
	指標No.	策定時(H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)	
	※15	103,176人	58,290人	57,288人			107,000人	113,000人/年	
実績についての分析、課題と今後の取組	<p>核家族化やコロナ禍に伴い、子育てに不安や悩みを持つ保護者も増加しているため、子育て世帯だけではなく、事業を必要とする市民に届くよう積極的な周知を行います。</p> <p>また、子育てに関する不安を抱える保護者等に対し、相談のしやすい環境を提供できるよう、子育て支援アドバイザーの能力向上を図ります。</p> <p>※施設利用者数については、緊急事態宣言下での休所や利用者数の制限等により減少。</p>				<p>地域子育て支援拠点マップ</p> 				
	評価	C							

評価基準	
A : 目標を達成できた	D : 目標を大きく下回った
B : 目標を概ね達成できた	E : 事業未実施
C : 目標を少し下回った	

Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施 策	(4)家庭における男女共同参画							
単 位 施 策	1 家庭生活で育む男女共同参画							
単 位 施 策 の 内 容	社会の最小単位である家庭において、日々の営みを通じて男女共同参画の意識を育むことで、社会全体の男女共同参画意識の底上げを図ります。							
事業No.	37	事業 担当課	教育指導課					
事業概要	自分も家庭生活を支える一員であるという自覚をもち、生活をよりよくしようとする態度を養うため、家庭科等の教育活動全体を通じて、社会の一員として男女共同参画を重んじる態度を育成します。							
男女共同参画の視点	性別に関わらず、一人ひとりが「家庭生活を支える一員である」という自覚を持って、自分の役割を果たすことが大切であることを、子どもたち自身が気付いたり、学んだりする機会を持ちます。							
実 績 (具体的な取組内容)	家庭科での「家族・家庭生活」の内容、道徳科での「家族愛、家庭生活の充実」内容項目を中心とし、教育活動全体を通じて学びの機会を設定しました。 栄養教諭等と連携した「食に関する授業」を実施したり、三重の地物を使った「朝食メニューコンクール」に応募したりしました。 令和3年度 朝食メニューコンクール参加校 小学校4校 中学校4校							
目 標 指 標	全国学力・学習状況調査の児童質問紙・生徒質問紙において「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答した児童生徒の割合							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	※16	40.4%	未実施	45.6%			60.5%	61.5%
実績についての分析、課題と今後の取組	<p>前回実施と比較して、5ポイント上昇したものの、目標値までは届きませんでした。引き続き家庭科や道徳科を中心として、教育課程に確実に位置付けて指導していくとともに、教育活動全体を通じて指導をしていくことが重要です。</p>				<p>朝食メニューコンクール チラシ</p>  <p>「みえの地物が一番！」 朝食 メニューコンクール 参加者募集！</p> <p><small>「単独早起き朝ごはん」に欠かせない朝 食のメニューを子どもたち自身が考えるコンクールを実施します。メニューを考え、調理することを通じて、子どもたちが自らの家庭生活に関心をもち、楽しい食 習慣を身につけることをねらいとしています。</small></p>			
評 価	C							

評価基準	
A : 目標を達成できた	D : 目標を大きく下回った
B : 目標を概ね達成できた	E : 事業未実施
C : 目標を少し下回った	

Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進


施 策	(4)家庭における男女共同参画							
単 位 施 策	2 男性の家庭参画を促進する学習機会の充実							
単 位 施 策 の 内 容	性別役割分担意識の解消とともに、人口構造や家族形態などにより変化するライフスタイルに対応できるよう、男性の家事・育児・介護に関する情報提供や学習機会の充実に取り組みます。							
事業No.	38	事業 担当課	地域協働課					
事業概要	公民館講座やサークル活動において、男性の家庭参画を促す事業を実施するとともに、男性の家庭参画啓発のためのポスター掲示やチラシ配架等を行うことで、性別役割分担意識の解消に努めます。							
男女共同参画の視点	男性が男女共同参画を理解することにより、家庭参画にも積極的となり、地域住民の一人としても性別役割分担意識の解消ができます。							
実 績 (具体的な取組内容)	男性の家庭参画啓発のためのポスター掲示やチラシ配架等については、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大により、実施できませんでした。 また、男性の家庭参画を促す事業も調理室が使用出来ない状況の中、料理教室以外の事業も実施することができませんでした。							
目 標 指 標	男性の家庭参画を促す事業を実施する公民館数(全31館) (男性の家庭参画を促す事業が増えることにより、地域住民に対する男女共同参画の周知や理解が高まることから)							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	※17	12館	0館	未実施			16館	20館
実績についての分析、 課題と今後の取組	昨年に引き続き、調理室が利用できない状況の中で、新たな男性の家庭参画を促す事業の実施が出来るための環境を整える必要があります。				<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> チラシ, 写真 </div>			
評 価	E							

評価基準

- | | |
|----------------|----------------|
| A : 目標を達成できた | D : 目標を大きく下回った |
| B : 目標を概ね達成できた | E : 事業未実施 |
| C : 目標を少し下回った | |

Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

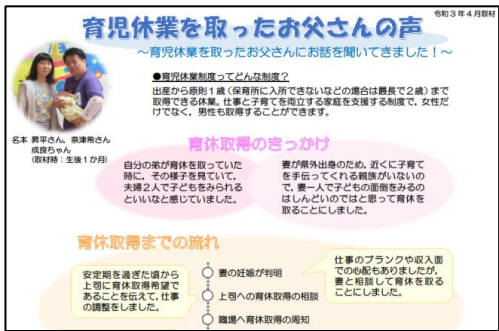
施 策	(4)家庭における男女共同参画							
単 位 施 策	2 男性の家庭参画を促進する学習機会の充実							
単 位 施 策 の 内 容	性別役割分担意識の解消とともに、人口構造や家族形態などにより変化するライフスタイルに対応できるよう、男性の家事・育児・介護に関する情報提供や学習機会の充実に取り組みます。							
事業No.	39	事業 担当課	図書館					
事業概要	<p>家事、育児参画について、男性、女性の双方が理解を深める図書資料の提供を図ります。</p> <p>家事、育児参画に関連する事業において、男性が参加しやすい環境に努め、学習機会や子どもとともに過ごす機会の提供を図ります（映画会、こどもシアター、おはなし会等）。</p>							
男女共同参画の視点	男性の家事・育児・介護に関する情報提供や学習機会の充実を図ります。							
実 績 (具体的な取組内容)	<p>子育て支援コーナーにて、男性、女性双方が育児参画へ理解を深める図書資料の提供を行いました。</p> <p>関連事業については、令和2年度と同様に新型コロナウイルス感染症の影響により、規模を縮小して実施しました。</p>							
目 標 指 標	家事、育児参画に関連する事業における男性の参加率							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	※18	6.0% (H31)	未実施	8.6%			8.0%	10.0%
実績についての分析、 課題と今後の取組	<p>目標値は達成できたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、規模を縮小しての事業実施であったため、令和4年度では感染症の状況に応じ、予防対策を充実させ利用者が安心して参加できる事業の実施を図ります。</p> <p>子育て世代が興味を抱くような子育て支援コーナーの充実を図ります。</p> <p>子どもとともに利用しやすい環境づくりを図ります。</p>				<p>子育て支援コーナー風景</p> 			
評 価	A							

評価基準

- | | |
|----------------|----------------|
| A : 目標を達成できた | D : 目標を大きく下回った |
| B : 目標を概ね達成できた | E : 事業未実施 |
| C : 目標を少し下回った | |

Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進


施 策	(4)家庭における男女共同参画							
単 位 施 策	2 男性の家庭参画を促進する学習機会の充実							
単 位 施 策 の 内 容	性別役割分担意識の解消とともに、人口構造や家族形態などにより変化するライフスタイルに対応できるよう、男性の家事・育児・介護に関する情報提供や学習機会の充実に取り組みます。							
事業No.	40	事業 担当課	子ども政策課					
事業概要	<p>子育て応援サイト「きら鈴」により、男性の育児参画情報や子育て支援センター各種イベント情報などを発信し、結婚後の不安感の軽減と子育て世代が子育てしやすい環境づくりを促進します。</p> <p>また、スマートフォンへの対応を図り、利便性を向上させることでより効果的な情報発信を目指します。</p>							
男女共同参画の視点	子育て応援サイト「きら鈴」の閲覧者として、男女双方を想定した内容に配慮します。							
実 績 (具体的な取組内容)	<p>子育て応援サイト「きら鈴」内メニューの「お父さん出番ですよ」から、お父さん向けの情報(お父さんの子育て、育児休暇を取得したお父さんの声など)を発信し、男性の育児参画の促進に努めました。</p> <p>また、「きら鈴」のスマートフォン対応に伴い利便性も向上し、市内のお出かけ施設情報の発信や子育てに関する制度及び支援情報について、より効果的な情報発信が行えました。</p>							
目 標 指 標	設定なし							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	—	—	—	—	—	—	—	—
実績についての分析、課題と今後の取組	<p>各種イベントや講座など、様々な場面で積極的にPRを図るとともに、本市の子育て支援情報の分かりやすい発信に努めます。</p>				<p>子育て応援サイト「きら鈴」内メニュー「お父さん出番ですよ」</p> 			
評 価	A							

評価基準

A : 目標を達成できた	D : 目標を大きく下回った
B : 目標を概ね達成できた	E : 事業未実施
C : 目標を少し下回った	

Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進


施 策	(4)家庭における男女共同参画							
単 位 施 策	2 男性の家庭参画を促進する学習機会の充実							
単 位 施 策 の 内 容	性別役割分担意識の解消とともに、人口構造や家族形態などにより変化するライフスタイルに対応できるよう、男性の家事・育児・介護に関する情報提供や学習機会の充実に取り組みます。							
事業No.	41	事業 担当課	長寿社会課					
事業概要	認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症サポーター養成講座を実施し、男女を問わず、認知症の理解を深め、認知症高齢者の見守り活動の促進に努めます。							
男女共同参画の視点	男性の介護への参加を促すことで、家庭における男女共同参画の推進に寄与します。							
実 績 (具体的な取組内容)	認知症サポーターの男性比率を向上させました。							
目 標 指 標	認知症サポーター数のうち男性の割合 (地域の集いの場をはじめ、教育現場や職場等で講座を開催することにより、男性に対しても認知症や介護に対する学習機会の充実に取り組むこととする。算出方法は、認知症サポーター養成講座のアンケート結果を用いる。)							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	※19	43.5%	43.5%	52.6%			47.4%	50.0%
実績についての分析、 課題と今後の取組	令和3年度は、令和2年度に引き続き新型コロナウイルスの影響から、講座の開催が減少傾向でありましたが、大学へ向けて「オンラインによる認知症サポーター養成講座」を実施しました。令和4年度は職域での開催を増加させるため、周知・啓発を行います。				認知症サポーター養成講座 R3.6.9 			
評 価	A							

評価基準

- | | |
|----------------|----------------|
| A : 目標を達成できた | D : 目標を大きく下回った |
| B : 目標を概ね達成できた | E : 事業未実施 |
| C : 目標を少し下回った | |

Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進


施 策	(4)家庭における男女共同参画							
単 位 施 策	2 男性の家庭参画を促進する学習機会の充実							
単 位 施 策 の 内 容	性別役割分担意識の解消とともに、人口構造や家族形態などにより変化するライフスタイルに対応できるよう、男性の家事・育児・介護に関する情報提供や学習機会の充実に取り組みます。							
事業No.	42	事業 担当課	健康づくり課					
事業概要	<p>男性の育児情報を提供するため、妊娠届出時の母子手帳の交付時に、父子手帳の交付と説明を行います。又、妊娠期、夫婦で参加できる「プレパパママ教室」を実施し、学習機会の充実に努めます。</p>							
男女共同参画の視点	<p>固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男性の家事や育児への参画を促すため対象者として男女双方を想定します。双方にとって参加、参画しやすい雰囲気の醸成に努めます。</p>							
実 績 (具体的な取組内容)	<p>妊娠届出者数1,236人のうち、父子健康手帳を希望された874人(70.7%)の方へ手帳を交付しました。ほか、プレパパママコースや沐浴コースの教室においても希望者6人に父子健康手帳の交付を行いました。 また、プレパパママコースは日曜日の開催であり、教室参加者のうち、97.6%の方が夫婦での参加でした。</p>							
目 標 指 標	父子健康手帳の交付率(父子健康手帳/妊娠届出数)							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	※20	47.0%	53.2%	71.2%			48.0%	50.0%
実績についての分析、 課題と今後の取組	<p>妊娠届出時に来所する妊婦の方と付き添いのパートナーへ、母子健康手帳とともに、父子健康手帳を紹介・交付することで、父親の育児参加・父性の意識高揚の機会を増やすことができました。 プレパパママコースについて日曜日の開催としていることもあり夫婦での参加が大半を占めています。今後も継続して男性の育児参画を支援していきます。</p>				<p>母子健康手帳と父子健康手帳</p> 			
評 価	A							

評価基準

- | | |
|----------------|----------------|
| A : 目標を達成できた | D : 目標を大きく下回った |
| B : 目標を概ね達成できた | E : 事業未実施 |
| C : 目標を少し下回った | |

Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施 策	(5)教育における男女共同参画							
単 位 施 策	1 人権尊重意識を高める教育・保育の充実							
単 位 施 策 の 内 容	ジェンダーの視点に立った教育・保育で、互いを認め合う人権意識を醸成するとともに、指導者に対して社会情勢に応じた研修機会の充実や情報提供に努めます。							
事業No.	43	事業 担当課	子ども育成課					
事業概要	<p>子ども一人ひとりが、国籍、出生、性別等で差別されることなく、平等に権利が尊重され、障がい、虐待、貧困等の問題が解決されるよう、すべての子育て家庭を支援する視点に立った取組を進めます。</p> <p>そして、担い手である保育士・幼稚園教諭の人材確保、専門性の向上を図ります。</p>							
男女共同参画の視点	性別により差別されることなく、個人としての能力が発揮できる機会を確保するため、ジェンダーに起因する課題解決や人権尊重に寄与します。							
実 績 (具体的な取組内容)	<p>人権を尊重した教育・保育実施のため、毎年、市内公私立保育所(園)及び幼稚園職員を対象とした市主催による人権保育全体研修会を計画していましたが、昨年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により、全体研修会が中止になりました。</p> <p>しかし、感染予防対策を行い、研修方法を工夫し、年齢別研修、人権保育推進研修、外国人加配研修を実施しました。</p>							
目 標 指 標	人権(障がい、虐待、貧困等含む)研修会への参加人数(年22回)							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	※21	362人	73人	325人			395人	420人
実績についての分析、 課題と今後の取組	<p>人権保育全体研修会を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度と同様に中止となりました。</p> <p>今後については、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、各種効果的な研修の実施に努めます。</p>				<p>人権保育推進研修会 R3.5.25</p> 			
評 価	B							

評価基準

- | | |
|----------------|----------------|
| A : 目標を達成できた | D : 目標を大きく下回った |
| B : 目標を概ね達成できた | E : 事業未実施 |
| C : 目標を少し下回った | |

Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施 策	(5)教育における男女共同参画																																																																																																																															
単 位 施 策	1 人権尊重意識を高める教育・保育の充実																																																																																																																															
単 位 施 策 の 内 容	ジェンダーの視点に立った教育・保育で、互いを認め合う人権意識を醸成するとともに、指導者に対して社会情勢に応じた研修機会の充実や情報提供に努めます。																																																																																																																															
事業No.	44	事業 担当課	学校教育課																																																																																																																													
事業概要	<p>男女共同参画の意識を深め、指導の充実を図るため、教職員や保育士等に対する研修を実施します。</p> <p>保育・教育に携わる教職員が男女平等・男女共同参画社会について正しく理解できるように、各学校・園の管理職に対して研修の実施を働きかけ、男女共同参画への意識向上に向けた学校教育・保育の充実を図ります。</p>																																																																																																																															
男女共同参画の視点	教職員が、男女参画社会について正しく理解し、意識を深めます。																																																																																																																															
実 績 (具体的な取組内容)	各小中学校において教職員が男女平等・男女共同参画社会について正しく理解し、深められるよう、研修実施を働きかけました。																																																																																																																															
目 標 指 標	設定なし																																																																																																																															
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)																																																																																																																								
	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																								
実績についての分析、 課題と今後の取組	<p>今後も教職員の男女平等・男女共同参画社会への理解を深められるよう、各校の働きかけを継続する必要があると考えます。</p>				<p>令和3年度 研修講座一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="10">令和3年度 研修講座一覧(日付順)</th> </tr> <tr> <th colspan="10"><ライフステージ> I 基礎形成期(初任～教職経験5年次) II</th> </tr> <tr> <th colspan="10">III 充実期(教職経験11年次～20年次) IV</th> </tr> <tr> <th>No</th> <th>講座名</th> <th>対象</th> <th>校種</th> <th>月</th> <th>日</th> <th>曜</th> <th>開始時刻</th> <th>終了時刻</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>W-4</td> <td>教職員のコンプライアンス</td> <td>I</td> <td>幼小中</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>金</td> <td>16:00</td> <td>17:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>G-1</td> <td>学校経営 連続講座①</td> <td>IV</td> <td>小中</td> <td>5</td> <td>14</td> <td>金</td> <td>18:30</td> <td>20:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SA-1</td> <td>体育(ブール指導)</td> <td>指導者 会</td> <td>小</td> <td>5</td> <td>18</td> <td>火</td> <td>15:30</td> <td>17:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>W-1</td> <td>学校経営 連続講座②</td> <td>I</td> <td>小中</td> <td>5</td> <td>20</td> <td>木</td> <td>16:00</td> <td>17:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>G-5</td> <td>学校経営 連続講座①</td> <td>教頭</td> <td>小中</td> <td>5</td> <td>21</td> <td>金</td> <td>18:30</td> <td>20:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SA-2</td> <td>体育(ブール指導)</td> <td>指導者 会</td> <td>中</td> <td>5</td> <td>25</td> <td>月</td> <td>15:30</td> <td>17:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SC-1</td> <td>チーム学校</td> <td>Ⅲ・Ⅳ</td> <td>小中</td> <td>5</td> <td>31</td> <td>月</td> <td>15:30</td> <td>17:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>W-2</td> <td>学校経営 連続講座②</td> <td>I</td> <td>小中</td> <td>6</td> <td>14</td> <td>日</td> <td>16:00</td> <td>17:00</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				令和3年度 研修講座一覧(日付順)										<ライフステージ> I 基礎形成期(初任～教職経験5年次) II										III 充実期(教職経験11年次～20年次) IV										No	講座名	対象	校種	月	日	曜	開始時刻	終了時刻		W-4	教職員のコンプライアンス	I	幼小中	5	7	金	16:00	17:00		G-1	学校経営 連続講座①	IV	小中	5	14	金	18:30	20:00		SA-1	体育(ブール指導)	指導者 会	小	5	18	火	15:30	17:00		W-1	学校経営 連続講座②	I	小中	5	20	木	16:00	17:00		G-5	学校経営 連続講座①	教頭	小中	5	21	金	18:30	20:00		SA-2	体育(ブール指導)	指導者 会	中	5	25	月	15:30	17:00		SC-1	チーム学校	Ⅲ・Ⅳ	小中	5	31	月	15:30	17:00		W-2	学校経営 連続講座②	I	小中	6	14	日	16:00	17:00	
令和3年度 研修講座一覧(日付順)																																																																																																																																
<ライフステージ> I 基礎形成期(初任～教職経験5年次) II																																																																																																																																
III 充実期(教職経験11年次～20年次) IV																																																																																																																																
No	講座名	対象	校種	月	日	曜	開始時刻	終了時刻																																																																																																																								
W-4	教職員のコンプライアンス	I	幼小中	5	7	金	16:00	17:00																																																																																																																								
G-1	学校経営 連続講座①	IV	小中	5	14	金	18:30	20:00																																																																																																																								
SA-1	体育(ブール指導)	指導者 会	小	5	18	火	15:30	17:00																																																																																																																								
W-1	学校経営 連続講座②	I	小中	5	20	木	16:00	17:00																																																																																																																								
G-5	学校経営 連続講座①	教頭	小中	5	21	金	18:30	20:00																																																																																																																								
SA-2	体育(ブール指導)	指導者 会	中	5	25	月	15:30	17:00																																																																																																																								
SC-1	チーム学校	Ⅲ・Ⅳ	小中	5	31	月	15:30	17:00																																																																																																																								
W-2	学校経営 連続講座②	I	小中	6	14	日	16:00	17:00																																																																																																																								
評 価	B																																																																																																																															

評価基準

A : 目標を達成できた	D : 目標を大きく下回った
B : 目標を概ね達成できた	E : 事業未実施
C : 目標を少し下回った	

Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

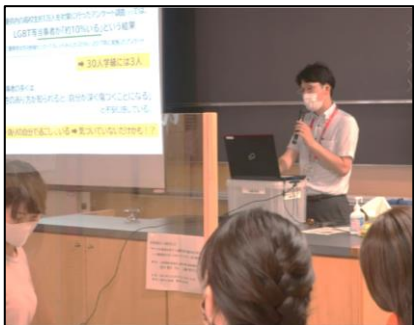
施 策	(5)教育における男女共同参画																
単 位 施 策	1 人権尊重意識を高める教育・保育の充実																
単 位 施 策 の 内 容	ジェンダーの視点に立った教育・保育で、互いを認め合う人権意識を醸成するとともに、指導者に対して社会情勢に応じた研修機会の充実や情報提供に努めます。																
事業No.	45	事業 担当課	教育指導課														
事業概要	<p>幼稚園においては、男女が一緒になって、楽しく遊ぶ活動を取り入れたり、学級全体で行う活動では男女にとらわれることなく、自分らしさを発揮できるような経験をさせたりして、男女共同参画の素地を養うとともに、小中学校においては、道徳の時間を中心にして、教育活動全体を通じて、男女が協力することや互いを尊重することの大切さを考える授業を実践し、男女の人権尊重意識を高める取組を進めます。</p> <p>男女の人権尊重意識を高める教育・保育の充実に向け、道徳教育や人権教育等をテーマにした研修講座を開催します。</p>																
男女共同参画の視点	<p>「人権教育」の研修会では、教師自身や子どもたちの、思いや行動を改めて見つめ直すことの大切さを学び、子どもたち同士が思いを伝え合える、どの子にも光が当たる学級づくりの重要性を再確認します。</p> <p>また、「道徳」の研修会では、教材に出てくる登場人物の行動のもとになった感情の、見方・考え方を議論する大切さや、状況理解ではなく、登場人物に自分を置き換えて、感情のもとになる考えに気づくことの大切さを学びます。</p>																
実 績 (具体的な取組内容)	<p>市内教職員を対象として、大学や他県他市から講師を招き、道徳教育や人権教育をテーマに年5回の研修講座と、道徳教育をテーマとした教育講演会(市内全教職員対象)を1回開催しました。</p> <p><人権学習></p> <ul style="list-style-type: none"> ・7/29(木)「すべての教育の中で人権教育を進めるために」参加9人(小8中1) ・8/19(木)「人権問題を自分事に」参加43人(幼2小23中18) ・8/26(木)「部落史をどう教えるか」参加32人(小14中18) ・2/10(木)「子どもの権利条約」参加9人(小8中1) <p><道徳教育></p> <ul style="list-style-type: none"> ・8/23(月)「考え、議論する道徳の授業作り」参加10人(小6中4) <p><教育講演会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・8/20(金)「見つめよう自分の生き方 考えよう道徳教育の大切さ」参加市内幼小中教職員 																
目 標 指 標	道徳教育や人権教育等をテーマにした研修講座の受講校園の割合(令和3年度:小30校, 中10校, 幼9園 計49校園)																
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)									
	※22	74.5%	22.0%	100.0%			82.0%	86.0%									
実績についての分析、 課題と今後の取組	<p>今年度は、市内全校園において研修講座を実施することが出来ました。研修講座により、人権尊重意識を高める教育・保育の充実に向け、まずは教職員が人権意識を高め、真剣に取り組まなければならないことを確認できました。</p> <p>また、今後の課題として、多様な性の在り方を理解するために、教育現場でも、LGBTQを念頭に置いた教育への対応も必要と考えます。</p>																
評 価	第2回人権研修講座(R3.8.19) 実施後アンケート(一部)																
	<p>⑤この講座の内容は、今後の教育活動に活かそうですか？</p> <p>36件の回答</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回答</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4活かせる</td> <td>69.4%</td> </tr> <tr> <td>3どちらかといえば、活かそう</td> <td>30.6%</td> </tr> <tr> <td>2あまり活かさないと思う</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>1活かさない</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table>								回答	割合	4活かせる	69.4%	3どちらかといえば、活かそう	30.6%	2あまり活かさないと思う	0%	1活かさない
回答	割合																
4活かせる	69.4%																
3どちらかといえば、活かそう	30.6%																
2あまり活かさないと思う	0%																
1活かさない	0%																
評 価	A																

評価基準

- | | |
|----------------|----------------|
| A : 目標を達成できた | D : 目標を大きく下回った |
| B : 目標を概ね達成できた | E : 事業未実施 |
| C : 目標を少し下回った | |

Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進


施 策	(5)教育における男女共同参画							
単 位 施 策	1 人権尊重意識を高める教育・保育の充実							
単 位 施 策 の 内 容	ジェンダーの視点に立った教育・保育で、互いを認め合う人権意識を醸成するとともに、指導者に対して社会情勢に応じた研修機会の充実や情報提供に努めます。							
事業No.	46	事業 担当課	教育支援課					
事業概要	<p>教職員を対象に、女性の人権や性的マイノリティーの人権に係る問題を解決するための人権教育研修会を社会情勢に応じた内容で開催します。</p> <p>また、各幼稚園、小中学校に対して、県内で開催される女性の人権にかかる研修会や講演会の情報提供を行います。</p>							
男女共同参画の視点	ジェンダーに起因する課題解決や多様性の尊重に寄与します。							
実 績 (具体的な取組内容)	<p>7月29日(木)、県教育委員会より2名の講師を招き、「性のあり方の多様性について考える」というテーマで人権教育の研修講座を開催しました。教職員42名参加。</p> <p>いろいろな性のあり方についての知識や社会の動き、LGBT等当事者の子どもたちがうれしかった支援・してほしかった支援、相談窓口やカミングアウトを受けたときのかかわり方等についてワークショップも取り入れながら研修しました。</p> <p>また、令和3年4月に施行した「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」についても情報提供しました。</p> <p>三重県教育委員会、三重県人権センター等が主催する研修会の案内を送付しました。</p>							
目 標 指 標	設定なし							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	—	—	—	—	—	—	—	—
実績についての分析、 課題と今後の取組	<p>旭が丘小学校の特別教室を借用し、密にならないよう2部構成で人権教育の研修講座を実施しました。性的マイノリティーの問題に取り組む必要性を感じる教員が増えてきています。</p> <p>来年度は、学校現場に勤務する当事者の教員の方を講師に招き、実際に学校現場の環境改善や授業実践につながる研修を行いたいと考えています。</p>				<p>研修講座「性のあり方の多様性について考える」 R3.7.29</p> 			
評 価	B							

評価基準

- | | |
|----------------|----------------|
| A : 目標を達成できた | D : 目標を大きく下回った |
| B : 目標を概ね達成できた | E : 事業未実施 |
| C : 目標を少し下回った | |

Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施 策	(5)教育における男女共同参画							
単 位 施 策	2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実							
単 位 施 策 の 内 容	ジェンダーに基づく固定観念にとらわれず、個々の個性や能力、希望に応じた進路の選択ができるよう、キャリア教育の充実や保護者等に向けた啓発に努めます。							
事業No.	47	事業 担当課	子ども育成課					
事業概要	乳幼児期は遊びや生活における身体的・具体的な体験を通じて、生涯にわたる人格形成の基盤を培う重要な時期です。このため、この時期に個々の個性や能力を認めあう保育や教育を行うとともに、小学生と交流する機会を設けるなど、小学校との積極的な連携により、円滑な接続を図ります。							
男女共同参画の視点	性別により差別されることなく、個人としての能力が発揮できる機会を確保するために、男女双方にとって参加しやすいように配慮します。							
実 績 (具体的な取組内容)	重要な人格形成の基盤を培う乳幼児期に必要な保育・教育を行うため、毎年、市内公私立保育所(園)及び幼稚園職員を対象とした市主催による乳幼児全体研修、保健全体研修を実施してきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、乳幼児全体研修会が中止になりました。 しかし、一部の園では、感染予防を行いながら小学校との交流を行い、保育所保育指針及び幼稚園教育要領の改定内容も踏まえながら、継続的に効果的な保育、教育の実施を図りました。							
目 標 指 標	園児と小学生との交流活動実施率 4園 / 19園 = 21%							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	※23	85.7%	30.0%	21.0%			92.0%	100.0%
実績についての分析、 課題と今後の取組	新型コロナウイルス感染症の影響で計画をしていた大きな研修会を中止せざるを得なくなりました。 その中でも、一部の園では、やり方を工夫しながら小学校との交流を行いました。 今後については、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、積極的に小学校との交流等に努めます。				玉垣小学校との交流 R3.11.8 			
評 価	D							

評価基準

- | | |
|----------------|----------------|
| A : 目標を達成できた | D : 目標を大きく下回った |
| B : 目標を概ね達成できた | E : 事業未実施 |
| C : 目標を少し下回った | |

Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策	(5)教育における男女共同参画							
単位施策	2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実							
単位施策の内容	ジェンダーに基づく固定観念にとらわれず、個々の個性や能力、希望に応じた進路の選択ができるよう、キャリア教育の充実や保護者等に向けた啓発に努めます。							
事業No.	48	事業 担当課	教育指導課					
事業概要	<p>将来に向けて自立し、個人の能力や個性にあった生き方を選択することの理解促進を図るため、キャリア教育を通して、幼い頃から家庭で自立に対する考え方を意識するようにしていきます。</p> <p>また、男性向け・女性向けとされる職種にとらわれることなく働いている人や、大学等で専門的に学んでいる人を紹介することで、性別は進路を決定する要因にならないことへの理解を深めます。</p> <p>小中学校では、各学校においてキャリア教育の目標及び年間指導計画を作成し、多様な他者の考えや立場を理解する力を育みます。</p> <p>職場体験学習の充実を図ることで、児童生徒の学習意欲を喚起するとともに多様な生き方を学ばせ、夢や目標をもち主体的に進路を選択する態度を育成します。</p>							
男女共同参画の視点	<p>将来に向けて自立し、性別に関わらず、個人の能力や個性にあった生き方を選択する力を育成します。</p> <p>また、働くことに対する具体的なイメージをもち、望ましい勤労観や職業観を育成します。</p>							
実績 (具体的な取組内容)	<p>全小中学校において、キャリア教育の年間指導計画を作成し、計画的・系統的な取組を進めました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度に続き、中学校での職場体験は中止となりました。企業見学会は、オンラインで実施することができました。</p>							
目標指標	全国学力・学習状況調査の児童質問紙・生徒質問紙において「将来の夢や目標を持っている」と回答した児童生徒の割合							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	※24	76.2%	73.7%	72.9%			85.5%	86.5%
実績についての分析、 課題と今後の取組	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、様々な活動に対する制限が続く中、将来への希望を持てるようにしていく必要があります。</p> <p>将来に向けて自立し、性別に関わらず、個人の能力や個性にあった生き方を選択する力を育成するため、各校の特色や実情に合ったキャリア教育を推進していきます。</p>				<p>企業見学会 案内文</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>製品ができるまで「見たい!」「知りたい!」オンラインで体験!!</p> <p>学校で工場見学 オンラインde中学生企業見学会</p> <p>昨年、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、多くの学校において職場体験などの実施が学校の都合が空けられていました。「将来、自分とどんな仕事についているんだろう?」「今勉強していることって、本当に役立つの?」など、将来への希望や不安を抱く中学生に「前線の企業は全世界に及ぶ仕事現場を持ち、その製品の魅力が如何に大きいものであるか」を知ってもらい、地域への関心と愛着を持って、将来において社会等で活躍しようとする意欲ある生徒を育成することを目的に「オンラインde中学生企業見学会」を実施いたします。モノづくりの現場、そしてモノづくりに関する人達の職人への思いをぜひ体験ください。</p> <p>【日 時】 令和3年7月29日(木) 14時00分～15時10分</p> <p>【場 所】 各目の学校</p> <p>【見 学 先】 団下部の見学先より1社を選んで見学をします。 旭化成(株)製造統括本部鈴鹿製造所 AGF鈴鹿(株) 富士フィルムマニュファクチャリング(株) 本田技研工業(株)鈴鹿製作所</p> <p>【内 容】 Web会議システム「Teams」を活用して見学します。※内容変更する場合がございます ①主催者挨拶</p> </div>			
	評価	B						

評価基準	
A : 目標を達成できた	D : 目標を大きく下回った
B : 目標を概ね達成できた	E : 事業未実施
C : 目標を少し下回った	

Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施 策	(5)教育における男女共同参画							
単 位 施 策	2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実							
単 位 施 策 の 内 容	ジェンダーに基づく固定観念にとらわれず、個々の個性や能力、希望に応じた進路の選択ができるよう、キャリア教育の充実や保護者等に向けた啓発に努めます。							
事業No.	49	事業 担当課	教育支援課					
事業概要	各学校において、文部科学省「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」資料に基づいた指導力向上の研修等の実施に向けて周知を図ります。							
男女共同参画の視点	ジェンダーに基づく固定観念にとらわれず、さらに性的志向や性自認に係るきめ細かな対応が必要であり、その周知・啓発を図ります。							
実 績 (具体的な取組内容)	<p>市内小中学校21校が「女性の人権」または「性的マイノリティの人権」を取り上げた教職員研修等を実施しました。</p> <p>人権教育センターと鈴鹿市市民活動団体「輝虹会スターレインボー鈴鹿」(※)が連携し、人権週間(12月4～10日)には「愛の形・家族の形の多様性」のポスターを掲示したり、当該団体主催の「ひな祭りのぬり絵・絵画作品展」への出品を小中学生の利用者に呼びかけMEGAドンキホーテUNY鈴鹿店で展示したり、啓発関係のチラシ等を人権教育センターの玄関等に掲示したりすることで、センターを利用する教職員や保護者・地域住民等への周知・啓発を行いました。</p> <p>(※)…男女共同参画・人権等を活動分野とし、様々な活動を通じて多様・多世代での交流を図る市民活動団体の一つ。</p>							
目 標 指 標	設定なし							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	—	—	—	—	—	—	—	—
実績についての分析、 課題と今後の取組	<p>校内研修等で「女性の人権」「性的マイノリティの人権」を取り上げた学校が2校(令和2年度)から大幅に増えました。今後も文部科学省資料や県教委作成資料等、実践につながる研修資料の情報提供を行っていきます。</p>				<p>人権週間「愛の形、家族の形の多様性」のポスター R3.12.4から7日間</p>			
評 価	B							

評価基準

- A : 目標を達成できた
- B : 目標を概ね達成できた
- C : 目標を少し下回った
- D : 目標を大きく下回った
- E : 事業未実施

Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施 策	(5)教育における男女共同参画							
単 位 施 策	3 メディア・リテラシーの向上							
単 位 施 策 の 内 容	メディアから発せられる様々な情報を、自ら判断し読み解くことができるよう、メディア・リテラシーを向上するための啓発活動や学習会等の充実、情報提供を行います。							
事業No.	50	事業 担当課	子ども育成課					
事業概要	<p>保育所又は幼稚園を利用する保護者に向けて、子どもの心身の発達に影響を及ぼす恐れのあるパソコン、携帯電話、ゲーム等の電子メディアとの上手な関わり方について、保護者向け「たより」等を活用して情報提供を行います。</p> <p>また、情報セキュリティ、情報モラル、メディア・リテラシー等の問題について、保育士又は幼稚園教諭同士が、職員会議や園内研修において議論を深めたり、情報共有を図ります。</p>							
男女共同参画の視点	性別により差別されることなく、個人としての能力が発揮できる機会を確保するために、男女双方にとって参加しやすいように配慮します。							
実 績 (具体的な取組内容)	<p>保育所又は幼稚園を利用する保護者に向けて、子どもの心身の発達に影響を及ぼす恐れのあるパソコン、携帯電話、ゲーム等の電子メディアとの上手な関わり方について、保護者向け「たより」等を活用して情報提供を行いました。</p> <p>また、情報セキュリティ、情報モラル、メディア・リテラシー等の問題について、保育士又は幼稚園教諭同士が、職員会議や園内研修において議論を深めたり、情報共有を図りました。</p>							
目 標 指 標	「たより」等で情報提供した園の数 (保育所10園、幼稚園9園 計19園)							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	※25	16園	20園	19園			19園	21園
実績についての分析、 課題と今後の取組	<p>保護者向け情報案内通知システム「すぐーる」を活用し、各種「たより」等の発信を定期的に行いました。</p> <p>今後も保護者向け「たより」を活用し、電子メディアとの上手な関わり方について、継続して情報発信に努めます。</p>				<p>ほけんだより 令和3年12月号</p> <p>ほけんだより 12月号 <small>№9 2021.12 鈴鹿市立保育所</small></p> <p>子どもの目が深刻です</p> <p>近年、子どもの視力低下が深刻です。 文部科学省の学校保健調査の結果(令和2年度)では、裸眼視力1.0未満の割合が小学生・中学生で過去最多になりました。普段からスマートフォンやパソコン、ゲームなどの電子機器を見る生活習慣が目に負担をかけ、近視や斜視などの影響が心配されています。</p> <p>心配される視力低下 ~裸眼視力 1.0 未満の割合~</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園(5才) 約 3.6人に1人 ・小学6年生 約 2人に1人 ・中学生 約 1.7人に1人 ・高校生 約 1.6人に1人 <p><small>文部科学省(令和2年度) 学校保健統計調査より</small></p> <p>子どもの目の発達</p> <p>見たいものにピンポイントを合わせ、見たい方向に目を動かして見る、文章を読むなどの眼球運動は体を動かさず大きな運動の中で発達し、大きな運動から細かい手先の動きや目と手などの協調(互いに協力する)運動が発達していきます。</p>			
評 価	A							

評価基準	
A : 目標を達成できた	D : 目標を大きく下回った
B : 目標を概ね達成できた	E : 事業未実施
C : 目標を少し下回った	

Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進


施 策	(5)教育における男女共同参画							
単 位 施 策	3 メディア・リテラシーの向上							
単 位 施 策 の 内 容	メディアから発せられる様々な情報を、自ら判断し読み解くことができるよう、メディア・リテラシーを向上するための啓発活動や学習会等の充実、情報提供を行います。							
事業No.	51	事業 担当課	教育支援課					
事業概要	小中学校での「インターネット・スマートフォン等の正しい使い方」を学習する出前講座へ講師を派遣し、児童生徒のメディア・リテラシー向上を支援します。							
男女共同参画の視点	メディア・リテラシーの向上により、性被害を未然に防ぐための知識を育成します。							
実 績 (具体的な取組内容)	令和3年度は21校、67回実施しました。スマートフォンやインターネットの正しい使い方についてパワーポイントや動画を活用して説明しました。出会い系サイトなどを通じて、性被害にあわないように、インターネットトラブル未然防止に努めることの重要性について説明しました。							
目 標 指 標	「インターネット・スマートフォン等の正しい使い方」に関する出前講座を実施する小中学校の割合(目標値:100%)							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	※26	65.0%	40.0%	52.5%			100.0%	100.0%
実績についての分析、 課題と今後の取組	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、従来行っていた集合形式の講座は減りました。一方で、クラス別、リモート形式での実施等、開催方法を工夫して、実施校を増やしていきます。				SNS講座 R3.4.26			
評 価	C							



評価基準
 A : 目標を達成できた
 B : 目標を概ね達成できた
 C : 目標を少し下回った
 D : 目標を大きく下回った
 E : 事業未実施

Ⅲ


ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援

施策	(1)自尊感情と人権意識の向上							
単位施策	1 相談事業の充実							
単位施策の内容	ジェンダーやフェミニズムの視点に立った相談を通じて、相談者の自尊感情の向上とエンパワメントを図ります。							
事業No.	52	事業担当課	市民対話課					
事業概要	問題解決の手がかりを見つけることで市民の不安の解消や軽減を図り、誰もが安心して幸せな暮らしができるよう各種専門相談を開設します。							
男女共同参画の視点	セクシャルハラスメントやDVなどの相談を受けるときには、相談者に寄り添い、安心して相談できるよう関連機関とも連携するような体制を整えます。 また、市民相談を実施する際に専門相談員の男女比に偏りが無いよう配慮しています。							
実績 (具体的な取組内容)	窓口や電話での相談では、相談内容を慎重に聞き取り、法律相談などの専門相談に繋げました。また、相談内容によっては、専門相談以外の適正な相談先を案内しました。 6月には相談窓口担当者連携会議を開催し、各機関から相談業務体制や課題などの情報を共有することで、連携強化を図りました。 2月にも相談窓口担当者連携会議を開催する予定でしたが、コロナ禍などの理由から書面開催とし、各機関から相談業務体制や課題などの情報を提出していただき、取りまとめたものを資料として提供することによって、情報共有を行いました。							
目標指標	相談事業利用者のうち相談事業に対して満足と回答した利用者の割合							
	指標No.	策定時(H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	※27	82.4%	87.7%	88.7%			84.0%	85.0%
実績についての分析、課題と今後の取組	相談内容に応じた専門相談を利用していただくことができたため、目標値よりも高い値となりました。その一方で開催している専門相談以外の相談も多く寄せられており、多種多様な相談のニーズが高まっています。 今後とも、適切な相談先へ案内できるように、他機関との情報共有を密接に行うことで連携を強化し、相談体制の充実を図っていきます。				相談事業で実施しているアンケート様式（目標指標はアンケート結果を基に算出） 			
評価	A							

評価基準	
A : 目標を達成できた	D : 目標を大きく下回った
B : 目標を概ね達成できた	E : 事業未実施
C : 目標を少し下回った	

Ⅲ

ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援

施策	(1)自尊感情と人権意識の向上							
単位施策	1 相談事業の充実							
単位施策の内容	ジェンダーやフェミニズムの視点に立った相談を通じて、相談者の自尊感情の向上とエンパワメントを図ります。							
事業No.	53	事業 担当課	男女共同参画課					
事業概要	<p>女性のための電話相談を実施します。相談者自らが内なる女性問題に具体的に取組みきっかけをつくり、相談内容からみえてくる課題を検証し、男女共同参画の推進につなげます。</p> <p>また、相談者に対して、適切な対応ができるよう、相談員のスキルアップや関係機関との連携に努めます。</p>							
男女共同参画の視点	ジェンダーやフェミニズムの視点に立った相談を通じて、相談者の自尊感情の向上とエンパワメントを図ります。							
実績 (具体的な取組内容)	<p>女性のための電話相談は、「女性の生きづらさは個人の問題ではなく、社会的につくられた問題である」というフェミニズムの視点から、悩みや苦しみを捉えなおし、相談者自らが解決する力をつけていけるようサポートすることを目的としています。(令和3年度延べ216件。)</p> <p>適切で安定した相談ができるよう、毎月1回専門のアドバイザーによる事例検討を行っています。また、相談員は研修等に参加し、スキルアップに繋げています。</p> <p>悩みを抱える方が迷わず相談先を見つけられるよう、分類別に相談先を記載した「女性のSOSハンドブック」を作成し、市内全戸に配付しました。</p>							
目標指標	設定なし							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	—	—	—	—	—	—	—	—
実績についての分析、 課題と今後の取組	<p>男女共同参画センターのホームページのトップには一目で相談日が分かるよう情報を大きく表示し、相談カレンダーを加えて掲載しています。より多くの方に電話相談を知っていただくために、周知活動を継続していきます。</p>						<p>女性のSOSハンドブック</p> 	
評価	A							

評価基準

- A : 目標を達成できた
- B : 目標を概ね達成できた
- C : 目標を少し下回った
- D : 目標を大きく下回った
- E : 事業未実施

Ⅲ


ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援

施策	(1)自尊感情と人権意識の向上							
単位施策	1 相談事業の充実							
単位施策の内容	ジェンダーやフェミニズムの視点に立った相談を通じて、相談者の自尊感情の向上とエンパワメントを図ります。							
事業No.	54	事業担当課	子ども家庭支援課					
事業概要	女性相談員による女性のための各種相談や教職員によるLGBT相談を通じて、相談者の意思を尊重し、その人らしく生きていくことのアドバイスを行います。							
男女共同参画の視点	ジェンダーに起因する課題解決や人権尊重に寄与します。							
実績 (具体的な取組内容)	女性相談員による各種相談は、平日の開庁時間に対応しています。女性の相談員が、離婚問題、家庭の問題、DV問題など、さまざまな相談を受けており、相談者に寄り添った助言、支援を行っています。 また、課内受理情報会議に参加し、情報共有を行い、子どものいる家庭の児童虐待のおそれも考え、担当者との連携を行っています。(令和3年度相談件数749件。)							
目標指標	設定なし							
	指標No.	策定時(H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	—	—	—	—	—	—	—	—
実績についての分析、課題と今後の取組	相談件数は増加していませんが、新型コロナウイルスの感染拡大に起因した生活不安やストレスから、DV等が増加・深刻化する可能性があります。その人らしく生きていくための支援として、今後も女性相談員による各種相談を充実させていきます。							<p>相談案内 チラシ</p>
評価	A							

評価基準	A : 目標を達成できた	D : 目標を大きく下回った
	B : 目標を概ね達成できた	E : 事業未実施
	C : 目標を少し下回った	

Ⅲ

ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援

施 策	(1)自尊感情と人権意識の向上							
単位施策	1 相談事業の充実							
単位施策の内容	ジェンダーやフェミニズムの視点に立った相談を通じて、相談者の自尊感情の向上とエンパワメントを図ります。							
事業No.	55	事業 担当課	健康づくり課					
事業概要	<p>妊娠届出時のアンケートや乳児家庭全戸訪問の実施により、出産や子育てに不安や悩みを抱える方を把握し、助産師や保健師等の専門職が相談に応じます。</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業では、育児中の保護者がエンパワメントを図れる冊子の紹介を行います。</p>							
男女共同参画の視点	ジェンダーやフェミニズムの視点を持つ中で相談者の自尊感情の向上とエンパワメントを図ります。							
実 績 (具体的な取組内容)	<p>妊娠届出時、全ての妊婦の方に専門職が面談を行い、妊娠・出産・子育てに関する情報を提供し、不安や悩みを抱える方等を早期に把握し相談支援を実施しました。</p> <p>また、乳児家庭全戸訪問の実施により、子育ての不安や悩みなどの相談に応じ、育児中の保護者が子育てを前向きに自信が持てるような冊子の紹介を行いました。</p>							
目 標 指 標	乳児家庭全戸訪問の実施率：本事業の対象家庭の訪問実施率							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	※28	96.6%	95.4%	98.1%			100.0%	100.0%
実績についての分析、 課題と今後の取組	<p>妊娠届出時の面談や乳児家庭全戸訪問事業の機会をとらえ、妊娠・出産・子育てへの支援において、DVや虐待等の視点を念頭に置きつつ相談や訪問を実施出来ました。必要時、専門機関につなぎ継続支援につなぐことが出来ました。</p> <p>今後もコロナ禍であっても感染対策を徹底し相談者に寄り沿った相談支援を継続します。</p>				<p>全戸訪問時の配付リーフレット</p> 			
評 価	B							

評価基準	
A : 目標を達成できた	D : 目標を大きく下回った
B : 目標を概ね達成できた	E : 事業未実施
C : 目標を少し下回った	

Ⅲ

ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援

施策	(1)自尊感情と人権意識の向上							
単位施策	2 セクハラやDVの撲滅							
単位施策の内容	人権を無視した行為が犯罪であることを周知するとともに、予防するための啓発活動に努めます。また女性相談所や児童相談所、警察等の関係機関との連携を強め、被害者の保護と支援に努めます。							
事業No.	56	事業担当課	人権政策課					
事業概要	啓発手帳を作成し、その中でDVやセクハラ等は犯罪であることを周知します。また、広報すずかの「ひろげよう人権尊重の輪」においてもコラムなどを掲載し、暴力行為は犯罪であることを訴えます。相談があった場合は速やかに適切な相談機関を紹介します。							
男女共同参画の視点	性別により差別されることなく、個人としての能力が発揮できる機会を確保します。							
実績 (具体的な取組内容)	啓発手帳を作成し、配偶者やパートナーからのDV、職場におけるハラスメントなど、女性の人権が脅かされている現状や周囲の人の理解と協力が重要であることを周知しました。							
目標指標	設定なし							
	指標No.	策定時(H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	—	—	—	—	—	—	—	—
実績についての分析、課題と今後の取組	<p>人権啓発手帳を人権政策課窓口、地区市民センター、公民館等で配布し、啓発を行いました。</p> <p>手帳については、人権に関する情報などを記載し、今年度は、SDGsと人権及び性の多様性の尊重についての記載を加えました。普段から利用することで啓発効果があると考えられます。</p> <p>このことから、来年度以降も継続して配布することによって、啓発効果が期待できると考えます。</p>						<p>啓発手帳</p> 	
評価	B							

評価基準

A : 目標を達成できた

D : 目標を大きく下回った

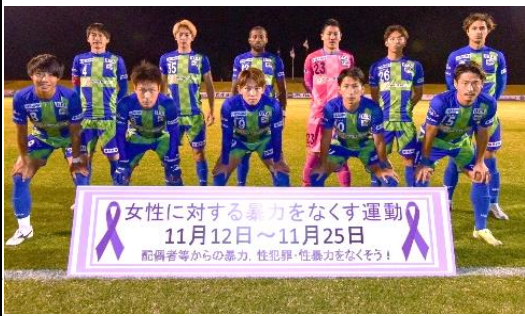
B : 目標を概ね達成できた

E : 事業未実施

C : 目標を少し下回った

Ⅲ

ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援

施策	(1)自尊感情と人権意識の向上							
単位施策	2 セクハラやDVの撲滅							
単位施策の内容	人権を無視した行為が犯罪であることを周知するとともに、予防するための啓発活動に努めます。また女性相談所や児童相談所、警察等の関係機関との連携を強め、被害者の保護と支援に努めます。							
事業No.	57	事業担当課	子ども家庭支援課					
事業概要	要保護児童等・DV対策地域協議会の代表者会議を年2回、実務者会議を年3回と必要に応じて臨時の会議を適時開催します。 また、児童虐待・DV防止の普及・啓発方法を検討、実施します。							
男女共同参画の視点	ケース検討や普及・啓発イベントでは、固定的な性別役割分担意識にとらわれず実施します。							
実績 (具体的な取組内容)	令和3年度の要保護児童等・DV対策地域協議会の代表者会議を年2回、実務者会議を年4回行いました。 会議の場では、市内で発生した事例のケース検討や普及・啓発イベントの実施方法を検討して実施しました。							
目標指標	児童虐待・DV防止の啓発事業実施件数							
	指標No.	策定時(H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	※29	10件	6件	7件			12件	13件
実績についての分析、課題と今後の取組	要保護児童等・DV対策地域協議会でのケース検討により各関係機関との連携を強めることができます。 啓発事業については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために実施回数は削減していますが、オンライン配信や少人数での啓発活動など、今後も引き続き実施できることを検討していきます。				サッカーチームとの啓発イベント R3.11.13 			
評価	C							

評価基準	
A : 目標を達成できた	D : 目標を大きく下回った
B : 目標を概ね達成できた	E : 事業未実施
C : 目標を少し下回った	

Ⅲ

ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援


施策	(1)自尊感情と人権意識の向上							
単位施策	2 セクハラやDVの撲滅							
単位施策の内容	人権を無視した行為が犯罪であることを周知するとともに、予防するための啓発活動に努めます。また女性相談所や児童相談所、警察等の関係機関との連携を強め、被害者の保護と支援に努めます。							
事業No.	58	事業 担当課	健康福祉政策課					
事業概要	<p>地域で児童福祉を推進している児童委員、特に主任児童委員が、児童のいる家庭の見守りや育児支援をする中で、DVを発見した場合や、そのことが子どもを育てる環境に影響し虐待につながった場合には児童相談所等への通報など支援先へのつなぎを行います。</p> <p>また、通報につながる発見をするため、日頃から研修や委員同士の情報共有を図り、自己研鑽が行えるよう、主任児童委員の部会開催や研修会の定期開催(部会年12回、研修会年3回)の支援を行います。</p>							
男女共同参画の視点	女性や母としての経験やジェンダーを活かした各種事業に寄与し、女性活躍の推進のための研修を支援しています。							
実績 (具体的な取組内容)	主任児童委員部会の開催(年12回のうち10回開催)への支援を行い、委員の自己研鑽の場を確保し委員同士の情報共有と資質の向上を図りました。							
目標指標	設定なし							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	—	—	—	—	—	—	—	—
実績についての分析、 課題と今後の取組	<p>部会を開催することで、情報共有を図ることができました。</p> <p>今後は例年どおり研修会を開催し、知識の習得機会をつくっていきます。</p>						チラシ、写真	
評価	B							

評価基準

- | | |
|----------------|----------------|
| A : 目標を達成できた | D : 目標を大きく下回った |
| B : 目標を概ね達成できた | E : 事業未実施 |
| C : 目標を少し下回った | |

Ⅲ

ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援

施策	(1)自尊感情と人権意識の向上							
単位施策	2 セクハラやDVの撲滅							
単位施策の内容	人権を無視した行為が犯罪であることを周知するとともに、予防するための啓発活動に努めます。また女性相談所や児童相談所、警察等の関係機関との連携を強め、被害者の保護と支援に努めます。							
事業No.	59	事業 担当課	保護課					
事業概要	言葉の暴力を含めDVは、女性の人権を著しく侵害するもので、男女共同参画社会を推進する上で克服すべき重要な課題であります。DV被害者ケースの相談があった場合は、関係機関との連携を図り、被害女性の自立に向けた支援を行います。							
男女共同参画の視点	あらゆる世代・性差に応じた相談支援を心がけます。							
実績 (具体的な取組内容)	相談者に必要な支援機関との連携の強化に努め、相談しやすい環境づくりを心掛けています。							
目標指標	設定なし							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	—	—	—	—	—	—	—	—
実績についての分析、 課題と今後の取組	新型コロナウイルス感染症の感染状況を見定めながら、生活保護の被保護者個々の実情に応じた心身の健康支援を強化していきます。						保護のしおり 	
評価	B							

評価基準
 A : 目標を達成できた
 B : 目標を概ね達成できた
 C : 目標を少し下回った
 D : 目標を大きく下回った
 E : 事業未実施

Ⅲ

ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援

施策	(1)自尊感情と人権意識の向上							
単位施策	2 セクハラやDVの撲滅							
単位施策の内容	人権を無視した行為が犯罪であることを周知するとともに、予防するための啓発活動に努めます。また女性相談所や児童相談所、警察等の関係機関との連携を強め、被害者の保護と支援に努めます。							
事業No.	60	事業 担当課	長寿社会課					
事業概要	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、鈴鹿市内の病院、警察、地域包括支援センター、ケアマネージャー、介護施設、民生委員、自治会長、市民の方などから情報提供があった場合、生命の危機を一番に考え、迅速かつ緊急に対応（訪問・親族への連絡・警察への応援要請等）しています。この法律は、高齢者（被害者）の保護だけでなく、養護者（加害者）への支援も求めているため、三重県高齢者障がい者虐待防止チームとも連携しながら、地域包括支援センター等関係機関と協議し、双方がおだやかな生活を送れるよう土日昼夜を問わず行動しています。							
男女共同参画の視点	様々な家庭の事情・状況があることに配慮するとともに、夫婦間・親子間等の問題に対し、双方の支援につながるよう努めています。							
実績 (具体的な取組内容)	高齢者虐待の防止の強化を図るため、年6回、虐待防止連絡会議を開催し、地域包括支援センターと情報交換・事例検証などを行いました。 その他、相談案件の内容に応じて、随時、基幹型地域包括支援センター等と協議の上、警察やDV担当部署などの関係機関に参加を依頼し、ケース会議を行いました。							
目標指標	設定なし							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	—	—	—	—	—	—	—	—
実績についての分析、 課題と今後の取組	地域のつながりの希薄化や少子高齢化の進行等に伴う親族間の関与の減少性から地域で孤立する家庭が増加しています。 警察や地域で見守る方々と協力して解決に努めていますが、高齢者が認知症等で自己判断能力に衰えがある場合などは、対応が難しい場合があり、緊急時の対応について日頃から確認してもらうよう啓発していきます。				<p>会議事項書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">鈴鹿市高齢者虐待連絡会議 事項書（令和3年度第6回）</p> <p style="text-align: right;">日時 令和4年3月16日（水）9:30～ 会場 ZOOM</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 次年度予算・事業について（議会承認後） 2 コロナをめぐる対応について 3 ひとり暮らし高齢者への対応について 4 令和2年度高齢者虐待防止法に基づく調査結果の総括について <small>資料あり</small> 5 本年度虐待事例の検討について（意見交換） </div>			
評価	B							

評価基準	
A : 目標を達成できた	D : 目標を大きく下回った
B : 目標を概ね達成できた	E : 事業未実施
C : 目標を少し下回った	

Ⅲ

ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援


施策	(2)生涯にわたる心身の健康に関する啓発							
単位施策	1 心身の健康支援							
単位施策の内容	ジェンダーに起因する心身の不調への理解と予防や、男女の特性に応じた生涯にわたる健康支援について、学習機会の充実や啓発活動に取り組みます。							
事業No.	61	事業 担当課	男女共同参画課					
事業概要	関係機関と連携を図り、講演会等を実施します。また、ジェンダーに起因する心身の不調による相談窓口の周知を行います。							
男女共同参画の視点	性別により差別されることなく、個人としての能力が発揮できる機会を確保します。							
実績 (具体的な取組内容)	<p>三重県が「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を制定にしたことに伴い、LGBT電話相談からリニューアルされた「みえにじいろ相談 性の多様性に関する相談」の紹介を実施しました。</p> <p>多様な悩みに対応できる相談窓口を、一冊にまとめて紹介する「女性のSOSハンドブック」を作成し市内全戸に配付しました。</p> <p>また、コロナ禍などにより、経済的な理由で生理用品を買うことが難しい女性を支援するため、市広報6月20日号で臨時特集を掲載し、公共施設等市内6つの窓口で生理用ナプキンの無料配布を実施しました。</p>							
目標指標	心身の健康支援に関するセミナー等の実施回数							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	※30	3回	4回	7回			4回	5回
実績についての分析、 課題と今後の取組	<p>「女性のSOSハンドブック」では、コロナ禍で困難な状況にある女性に対し寄り添う事業として、全戸配付だけでなく市内商業施設での設置や三重県所管の各施設からハンドブックの送付の依頼があるなど、様々な機関を通じて当事者へアプローチすることができました。引き続き連携して取組を継続していきます。</p>				<p>生理用ナプキン無料配付カード</p> 			
評価	A							

評価基準

- | | |
|----------------|----------------|
| A : 目標を達成できた | D : 目標を大きく下回った |
| B : 目標を概ね達成できた | E : 事業未実施 |
| C : 目標を少し下回った | |

Ⅲ


ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援

施策	(2)生涯にわたる心身の健康に関する啓発							
単位施策	1 心身の健康支援							
単位施策の内容	ジェンダーに起因する心身の不調への理解と予防や、男女の特性に応じた生涯にわたる健康支援について、学習機会の充実や啓発活動に取り組みます。							
事業No.	62	事業 担当課	健康づくり課					
事業概要	更年期を軸に女性のライフスタイルを知り、自分の健康管理の重要性を意識してもらうことを狙いながら、自分にあったセルフケア方法を見つける一助となる内容の取り組み(女性のための健康講座や保健センター等での健康情報の啓発)を行います。							
男女共同参画の視点	女性が活躍する上で基盤となる健康について、ジェンダーに起因する心身の不調への理解と予防や、男女の特性やライフサイクルに応じた視点で健康づくりの学習、啓発を行います。							
実績 (具体的な取組内容)	更年期を中心とした女性のライフサイクルに応じた健康に関する講話や運動体験を助産師や運動指導員を講師に保健センターで開催し、延べ62人の方が参加しました。また、骨粗鬆症対策の講話と簡易骨密度チェックについて骨粗しょう症マネージャーを講師に保健センターで開催し、12名が参加しました。 女性の健康週間(3月1日～3月8日)には、保健センターにてポスター掲示や、ラジオ広報にて健康情報の啓発、骨粗鬆症予防のための個別健康教育を43人に行いました。							
目標指標	女性のための健康講座への参加人数 (参加人数が増えることは自らの健康意識の高まりであると考えられるため)							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	※31	89人	78人	117人			110人	130人
実績についての分析、 課題と今後の取組	<p>教室では、女性ホルモンの変化による心やからだの変化や、自身の健康に向き合うきっかけ、日常生活習慣の改善や対処方法を学ぶ機会となったといった声が聞かれています。 参加者同士の意見交換や実技が好評であるため、新型コロナウイルス対策を行いながら、実技を交えた講座を実施します。</p>				<p>女性の健康週間 啓発コーナー 及び教室風景 R4.3.1から8日間 3月1日～8日は女性の健康週間です みんなで知ろう 女性の健康づくり WELLBEING 3月1日～8日</p> 			
評価	A							

評価基準	
A : 目標を達成できた	D : 目標を大きく下回った
B : 目標を概ね達成できた	E : 事業未実施
C : 目標を少し下回った	

Ⅲ


ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援

施策	(2)生涯にわたる心身の健康に関する啓発							
単位施策	2 性に関する正しい知識の普及							
単位施策の内容	男女が性について正しい知識を理解し、互いに尊重し合える関係を築くための広報や啓発に努めるとともに、発達段階に応じた適切な性教育に取り組みます。							
事業No.	63	事業 担当課	男女共同参画課					
事業概要	多様な性について、正しい知識や理解を深めるための情報提供や研修会を実施します。							
男女共同参画の視点	ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援を実施します。							
実績 (具体的な取組内容)	<p>じんけんフェスタや広報、男女共同参画センターホームページ等において、次の啓発及び情報発信を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月 若年層の性暴力被害予防のための月間 生命(いのち)の安全教育教材・指導の手引きの周知 ・5月 「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」の周知 ・7月～12月 AGF鈴鹿体育館内のトレーニングルームに、女性が安心安全に利用できる女性専用の日として「レディースデー」の周知。 ・8月 市内公共施設にオイテルの設置開始 ・9月 三重県パートナーシップ宣誓制度の周知 ・10月 AV出演強要と「JKビジネス問題」、性暴力に関するSNS相談に関する周知 ・11月 「女性に対する暴力をなくす運動」パネル展示等 ・1月 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの周知 							
目標指標	設定なし							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	—	—	—	—	—	—	—	—
実績についての分析、 課題と今後の取組	年間を通じて啓発及び情報発信をすることができました。性について正しい知識を幅広く発信するよう引き続き取り組みます。				<p>生命(いのち)の安全教育教材</p> <p>ほかの人の体も、自分の体と同じように大切なんだよ</p> 			
評価	A							

評価基準	
A : 目標を達成できた	D : 目標を大きく下回った
B : 目標を概ね達成できた	E : 事業未実施
C : 目標を少し下回った	

Ⅲ

ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援


施策	(2)生涯にわたる心身の健康に関する啓発							
単位施策	2 性に関する正しい知識の普及							
単位施策の内容	男女が性について正しい知識を理解し、互いに尊重し合える関係を築くための広報や啓発に努めるとともに、発達段階に応じた適切な性教育に取り組みます。							
事業No.	64	事業 担当課	健康づくり課					
事業概要	幼稚園・小学校・中学校・高等学校が性教育を実施する場合、依頼があれば学習に必要な赤ちゃん人形や妊婦体験ジャケットの貸出・助産師会等の出張の支援を行います。							
男女共同参画の視点	固定的な性別役割分担意識にとらわれないよう、対象者として男女双方を想定します。							
実績 (具体的な取組内容)	市内の小学校での授業(生活科)において、教員が指導する際に、妊婦体験ジャケット等の貸し出しを行うことで、生活の中での体験学習や性に対する正しい知識の普及の一助となりました。							
目標指標	指標設定なし							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	—	—	—	—	—	—	—	—
実績についての分析、 課題と今後の取組	妊婦体験ジャケットの使用をとおして、子どもたちが妊娠、出産、子育てについて学び考え、性差を超えて人を思いやることの大切さ等、正しい知識を身につけるための一助となりました。						妊婦体験ジャケット 	
評価	B							

評価基準

- | | |
|----------------|----------------|
| A : 目標を達成できた | D : 目標を大きく下回った |
| B : 目標を概ね達成できた | E : 事業未実施 |
| C : 目標を少し下回った | |

Ⅲ

ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援

施策	(2)生涯にわたる心身の健康に関する啓発							
単位施策	2 性に関する正しい知識の普及							
単位施策の内容	男女が性について正しい知識を理解し、互いに尊重し合える関係を築くための広報や啓発に努めるとともに、発達段階に応じた適切な性教育に取り組みます。							
事業No.	65	事業 担当課	教育指導課					
事業概要	<p>学校における性教育については、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階を踏まえ、学校全体での共通理解のもと、保護者の理解を得ることなどに配慮し、集団指導と個別指導の連携を密に効果的に実施します。</p> <p>配偶者等からの暴力やデートDVなどあらゆる暴力を未然に防ぐため、専門機関と連携しながら学校におけるDV予防教育を実施し、知識の啓発と普及に努めます。</p> <p>「夢工房-達人に学ぶ-」事業等で、産婦人科医等の専門的な知識を持った外部講師から、生命の尊重、性についての話を聞く機会を設け、生命の誕生や男女の考え方の違いや男女がお互いに助け合うことの大切さについて、考える取組を実施します。</p>							
男女共同参画の視点	専門的な立場である医師から話を聞くことを通して、生命の大切さや、妊娠を自分の体のこととして考えること、男女の考え方の違いや、協力することの大切さなどについて、子どもたちに考えさせる機会を持ちます。							
実績 (具体的な取組内容)	<p>産婦人科医の協力を得て、中学校2・3年生を対象に、「性感染症とその予防」、「10代の中絶と望まない妊娠を防ぐ」等をテーマにして健康教育出前講座を実施しました。</p> <p>小学校においては、命の大切さを学ぶ出前講座を実施しました。スポーツ分野や食教育等の視点から将来に向けた体づくりの大切さについて考える取組も継続して実施します。</p> <p>実施実績 中学校10校 小学校8校</p>							
目標指標	「夢工房-達人に学ぶ-」事業等で、性教育に関する講座を実施した学校の割合 (小30校, 中10校 計40校)							
	指標No.	策定時 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値(R3)	目標値(R5)
	※32	27.5%	27.5%	45.0%			42.5%	47.5%
実績についての分析、 課題と今後の取組	<p>今年度も、全ての中学校において、2・3年生を対象に、健康教育出前講座を実施することができました。</p> <p>今後は、上記講座に加え、夢工房事業の出前講座の案内も積極的に行っていきます。</p>				<p>健康教育出前講座 R3.6.9</p> 			
評価	A							

評価基準	
A : 目標を達成できた	D : 目標を大きく下回った
B : 目標を概ね達成できた	E : 事業未実施
C : 目標を少し下回った	

資料

- ※ 資料 ① 男女共同参画に関するアンケート結果
- ※ 資料 ② 審議会等における女性委員登用率
- ※ 資料 ③ 鈴鹿市職員 役職・職種別職員数(令和4年4月1日現在)
- ※ 参考 三重県内における女性の登用状況

男女共同参画に関するアンケート結果

資料 ①

◆コロナウイルスの影響により、アンケート回答件数が例年に比べ大きく減少しています。

事業名	事業内容(アンケート回答件数)	回答件数(人)
三重県内男女共同参画連携映画祭	10/9「最高の人生のを見つけ方」(合計192人)	192人
女性活躍推進事業	12/4リコ・チャレ(19人), 2/12政治分野における女性の参画セミナー(22人), 3/19エンパワーゼミ(8人)	49人
職員対象研修	鈴鹿市の新規採用職員(42人)推進員研修(72人), 管理職研修(225人)	339人
合 計		580人

◆ 年代

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明	合計
映画祭	0	0	0	5	13	53	120	1	192
女性活躍推進	0	3	10	15	14	3	3	1	49
職員研修	3	34	41	36	212	13	0	0	339
合 計	3	37	51	56	239	69	123	2	580
	0.5%	6.4%	8.8%	9.7%	41.2%	11.9%	21.2%	0.3%	

設問1:

あなたは、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方についてどう思われますか。

	映画祭	女性活躍推進	職員研修	合 計	
同感する	5	1	4	10	1.7%
どちらかといえば同感する	12	4	26	42	7.2%
どちらかといえば同感しない	32	9	69	110	19.0%
同感しない	82	29	190	301	51.9%
わからない及び無回答	61	6	50	117	20.2%
合 計	192	49	339	580	

..... 課題 I 指標: 男女共同参画意識の普及度で設問に対し同感しない割合

設問2:

現在社会全体でみた場合、男女の地位は平等になっていると思いますか。

	映画祭	女性 推進 活躍	職員 研修	合 計	
男性が優遇されている	42	10	25	77	13.3%
どちらかといえば 男性が優遇されている	85	22	166	273	47.1%
平等である	11	5	47	63	10.9%
どちらかといえば 女性が優遇されている	1	0	23	24	4.1%
女性が優遇されている	1	2	1	4	0.7%
わからない及び無回答	52	10	77	139	24.0%
合 計	192	49	339	580	

設問3:

DV被害や児童虐待等の相談窓口を知っていますか。

	映画祭	女性 推進 活躍	職員 研修	合 計	
知っている	111	39	301	451	77.8%
知らない	44	10	35	89	15.3%
無回答	37	0	3	40	6.9%
合計	192	49	339	580	

設問4:

男女共同参画センターを知っていますか、又は利用したことがありますか。

	映画祭	女性 推進 活躍	職員 研修	合 計	
知っている (利用したことがある)	37	37	162	236	40.7%
知っている (利用したことがない)	106	9	169	284	49.0%
知らない	19	3	8	30	5.2%
無回答	30	0	0	30	5.2%
合 計	192	49	339	580	

【その他意見(概要)】

■女性も男性も、育児・介護をしながら働き続けるために、職場や家庭において必要なことは何だと思えますか？

- ・ 介護育児休暇取得を義務化する。
- ・ 職場、親族間、ご近所などの協力、理解、配慮、意識改革が必要。
- ・ 職場に託児施設が増えること、介護の利用料金が下がること。
- ・ 仕事が最優先の社会構造では、仕事と家庭の両立は困難。
育児や介護や余暇などの時間もとれるような仕事の仕組み・配分などが必要。
- ・ 家事、育児、介護は性別問わずなされるべきものであるという意識の向上。
- ・ 休業制度の充実。
(中小企業、一部の大企業においては、「休業取得＝退職」という風潮がある。)
- ・ 必要な情報を得られる体制。職場に制度があっても実際利用しにくいものは無意味。
- ・ 育児・介護を行う場合の代替の人員の確保が必要。
(代替の方がいれば、育児休暇や休業がしやすい)
- ・ 柔軟な働き方・急な欠勤ができるような労務環境・福利厚生制度を整備する必要がある。
- ・ 働きやすい環境を整える。時短勤務は保育所現場においてとても取りにくい現状がある。
- ・ すべての職場で雇用や機会の平等を考えることは肉体的な能力上困難ではないか。
生物学的な違いを踏まえたうえで、様々な機会が平等に与えられる社会になってほしい。
- ・ 家庭を犠牲にした男性の働き方、残業代を稼がないと生活が成り立たない低賃金等、
欧米諸国と比較して大幅に遅れている課題を政府が解決することが必須。





■今後、男女共同参画をすすめていくために、どのような催しがあると良いと思われますか。
また、どのような催しに参加したいですか。

- ・ 女性リーダーとして活躍する方の講演
- ・ 劇や紙芝居の観賞やスタンプラリー等のゲーム形式で男女共同参画を学べるイベント
- ・ ライフワークバランスについて、実体験に基づく研修
- ・ 何人かの家庭が集まり、情報交換や悩み事などを話し合える場
- ・ 男女がともに社会で活躍しているような夫婦の講演会や相談会
- ・ 若い世代やこれから管理職になる方等に対する研修やインフルエンサーの講演等
- ・ 誤った見解や偏りのある認識を扇動しない、広く市民に参加される催し
- ・ 各企業単位に働きかけ、意識改革をするような催し
- ・ 男性や子供の家事参加の促し方や、実際の体験教室
- ・ 政治と経済分野のジェンダーギャップ指数が低い原因や改善策を知る講義
- ・ ジェンダーフリーについての講演
- ・ トランスジェンダーの方など心理面も含めた男女共同参画とはという切り口のもの
- ・ 現場の本音、当事者の本音、上司部下の本音が匿名で聞くことができることができる場
- ・ 女性への理解を深めるための男性限定の講座
(女性がいると行きにくい人も男性限定だと行きやすい?)
- ・ 内面の幸福感を見つめ直せるような研修会や講演会
- ・ 外国での社会における女性の活躍や、女性の地位を守る制度の紹介
- ・ Webなど自分の時間で対応できる催し
- ・ 管理職周辺世代の女性が無理なく仕事を続けられる環境づくりに寄与する催し
- ・ 介護者が仕事を辞めないでハッピーエンドの介護映画。
(以前映画祭で、息子が母親の介護のために仕事を辞めた映画のアフタートークで、
高齢の方がお母さん幸せねって口々に言っているのをきいてもやもやしました。)

審議会等における女性委員登用率

資料 ②

※現状値  …女性登用率40%～60%の審議会等
 …女性登用率60%超の審議会等

担当課	審議会等名称	委員総数	女性委員	現状値 (R4.4)	策定時 (H28.1)
1 防災危機管理課	鈴鹿市防災会議	55	22	40.0%	38.1%
	鈴鹿市国民保護協議会	55	22	40.0%	38.1%
3 交通防犯課	鈴鹿市交通安全対策会議	16	7	43.8%	53.0%
	自転車等駐車対策協議会	—	—	—	36.4%
4 総合政策課	鈴鹿市総合計画審議会	—	—	—	35.0%
	鈴鹿市地方創生会議	13	4	30.8%	38.5%
	鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会	5	3	60.0%	60.0%
6 総務課	鈴鹿市情報公開審査会	5	2	40.0%	40.0%
	鈴鹿市個人情報保護審査会	5	2	40.0%	40.0%
	鈴鹿市行政不服審査会	5	2	40.0%	40.0%
9 契約検査課	鈴鹿市入札監視委員会	5	2	40.0%	40.0%
10 地域協働課	公民館運営審議会	8	4	50.0%	50.0%
11 人権政策課	鈴鹿市人権擁護に関する審議会	10	4	40.0%	50.0%
	鈴鹿市玉垣会館運営会議	15	6	40.0%	35.3%
	鈴鹿市玉垣児童センター運営会議	15	6	40.0%	35.3%
	鈴鹿市一ノ宮市民館・一ノ宮団地隣保館運営会議	17	7	41.2%	33.3%
	鈴鹿市一ノ宮団地児童センター運営会議	20	8	40.0%	38.1%
16 男女共同参画課	鈴鹿市男女共同参画審議会	10	6	60.0%	60.0%

	担当課	審議会等名称	委員 総数	女性 委員	現状値 (R4.4)	策定時 (H28.1)
17	文化振興課	鈴鹿市社会教育委員の会	8	4	50.0%	50.0%
18	文化財課	鈴鹿市文化財調査会	15	6	40.0%	18.2%
		金生水沼沢植物群落保護増殖事業 推進検討会	—	—	—	11.1%
19		国史跡伊勢国府跡調査指導会議	5	1	20.0%	0.0%
20		鈴鹿市文化財保存活用地域計画協議 会	10	5	50.0%	0.0%
	スポーツ課	鈴鹿市スポーツ推進審議会	—	—	—	16.4%
21	図書館	鈴鹿市立図書館協議会	10	4	40.0%	44.4%
22	子ども政策課	鈴鹿市子ども・子育て会議	19	9	47.4%	50.0%
23		特定教育・保育施設等重大事故検証 委員会	4	2	50.0%	40.0%
24	子ども家庭支援課	鈴鹿市要保護児童等・DV対策地域 協議会	50	19	38.0%	23.7%
25		鈴鹿市就学支援委員会	18	8	44.4%	64.7%
26		いじめ調査委員会	5	2	40.0%	64.7%
27	健康福祉政策課	鈴鹿市地域福祉計画審議会	13	7	53.8%	46.2%
28		鈴鹿市民生委員推薦会	7	3	42.9%	28.6%
29	長寿社会課	鈴鹿市養護老人ホーム入所判定 委員会	7	4	57.1%	40.0%
30		鈴鹿市高齢者施策推進協議会	20	8	40.0%	42.9%
31	障がい福祉課	鈴鹿市障害者施策推進協議会	19	9	47.4%	40.0%
32		鈴鹿市障害者地域自立支援協議会 (H31.3.31)	25	14	56.0%	40.0%
33		鈴鹿市障害者介護給付等の支給に 関する審査会	10	4	40.0%	40.0%
34		鈴鹿市手話通訳者派遣事業運営 協議会	6	4	66.7%	66.7%
35	保険年金課	鈴鹿市国民健康保険運営協議会	12	5	41.7%	41.7%
36	健康づくり課	鈴鹿市健康づくり推進協議会	19	7	36.8%	42.1%
37		鈴鹿市応急診療所運営委員会	8	3	37.5%	30.0%
38		鈴鹿市予防接種運営委員会	5	2	40.0%	40.0%

	担当課	審議会等名称	委員 総数	女性 委員	現状値 (R4.4)	策定時 (H28.1)
39	産業政策課	鈴鹿市モノづくり元気支援事業検討 会議	7	2	28.6%	28.6%
40	農林水産課	鈴鹿市地産地消推進協議会	12	5	41.7%	33.3%
41	都市計画課	鈴鹿市都市計画審議会	14	4	28.6%	40.0%
42		鈴鹿市景観審議会	10	5	50.0%	50.0%
43	建築指導課	鈴鹿市建築審査会	7	3	42.9%	42.0%
	住宅政策課	鈴鹿市空家等対策協議会	—	—	—	44.4%
44	教育支援課	鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会	15	8	53.3%	46.7%
45		鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会	6	3	50.0%	33.3%
46		学校問題解決支援委員会	4	2	50.0%	25.0%
		集 計	629	269	42.8%	40.4%

**地方自治法第180条の5に基づく委員会等
(委員選任に議会の同意等が必要または選挙の実施を伴う)**

	担当課	審議会等名称	委員 総数	女性 委員	現状値 (R4.4)	策定時 (H28.1)
47	総務課	鈴鹿市公平委員会	3	1	33.3%	33.3%
48	市民税課	鈴鹿市固定資産評価審査委員会	3	0	0.0%	33.3%
49	教育総務課	鈴鹿市教育委員会	5	2	40.0%	40.0%
50	選挙管理委員会事務局	鈴鹿市選挙管理委員会	4	2	50.0%	25.0%
51	監査委員事務局	鈴鹿市監査委員	3	0	0.0%	33.3%
52	農業委員会事務局	鈴鹿市農業委員会	19	4	21.1%	7.1%
		集 計	37	9	24.3%	17.4%

<対象となる審議会>

地方自治法第138条の4第3項及び、第202条の3に規定する附属機関，地方自治法第180条の5第1項，第3項に規定する執行機関，地方公営企業法第14条の規定に基づく審議会，鈴鹿市意見聴取等のための会議に関する規程及び鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程に基づく会議（附属機関及び附属機関以外の会議の取扱いに関するガイドライン参照）

①地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関

第3項 普通地方公共団体は，法律又は条例の定めるところにより，執行機関の附属機関として自治紛争処理委員，審査会，審議会，調査会その他の調停，審査，諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし，政令で定める執行機関については，この限りでない。

②第202条の3に規定する附属機関

第1項 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は，法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより，その担任する事項について調停，審査，審議又は調査等を行う機関とする。

第2項 附属機関を組織する委員その他の構成員は，非常勤とする。第3項 附属機関の庶務は，法律又はこれに基づく政令に特別の定があるものを除く外，その属する執行機関において掌るものとする。

③地方自治法第180条の5第1項，第3項に規定する執行機関

第1項 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は，左の通りである。教育委員会・選挙管理委員会・人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会・監査委員。

第3項 第1項に掲げるものの外，執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は，左の通りである。農業委員会・固定資産評価審査委員会。

④地方公営企業法第14条

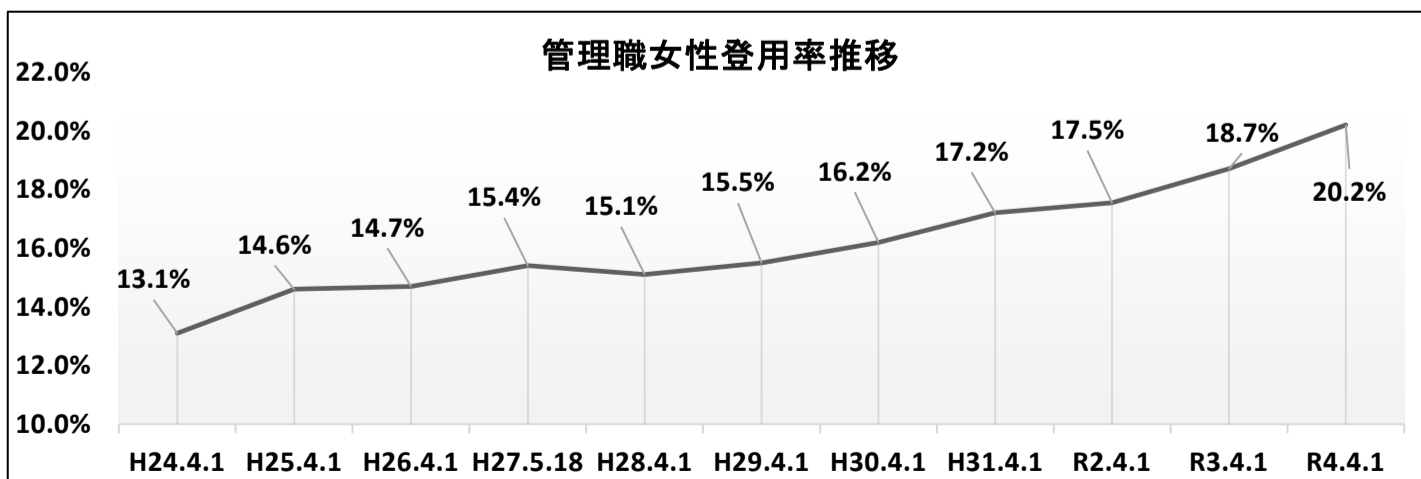
第14条 地方公営企業を経営する地方公共団体に，管理者の権限に属する事務を処理させるため，条例で必要な組織を設ける。

鈴鹿市職員 役職・職種別職員数

資料③

令和4年4月1日現在

役職級	性別	事務	技術	保育士	保健師	看護師	栄養士	消防	幼教	養護	教員	技能	労務	総計	女性割合
部長級	男	11	1					1						13	7.1%
	女	1												1	
	小計	12	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	14	
次長・参事級	男	27	11					8			1			47	11.3%
	女	5			1									6	
	小計	32	11	0	1	0	0	8	0	0	1	0	0	53	
課長級	男	80	44					32			5			161	23.3%
	女	23	1	12	5		1		1		6			49	
	小計	103	45	12	5	0	1	32	1	0	11	0	0	210	
主幹級	男	63	47	1				54			6			171	29.6%
	女	47	1	14	4	2	2				2			72	
	小計	110	48	15	4	2	2	54	0	0	8	0	0	243	
副主幹級	男	39	13	1				26			11	11	3	104	47.5%
	女	31		23	9				9	1	2	2	17	94	
	小計	70	13	24	9	0	0	26	9	1	13	13	20	198	
主査級	男	36	12	1	1			14			3	2	3	72	29.4%
	女	16	1	7		1							5	30	
	小計	52	13	8	1	1	0	14	0	0	3	2	8	102	
副主査級	男	57	17					24			1	2	3	104	46.7%
	女	58	2	17	4	2		1			1		6	91	
	小計	115	19	17	4	2	0	25	0	0	2	2	9	195	
係員級	男	104	43	1	4			49				2	7	210	50.1%
	女	64	4	72	15	1		4	24	1			26	211	
	小計	168	47	73	19	1	0	53	24	1	0	2	33	421	
再任用	男	1										2		3	50.0%
	女												3	3	
	小計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	6	
総計	男	418	188	4	5	0	0	208	0	0	27	19	16	885	38.6%
	女	245	9	145	38	6	3	5	34	2	11	2	57	557	
	小計	663	197	149	43	6	3	213	34	2	38	21	73	1,442	



三重県内における女性の登用状況

参考

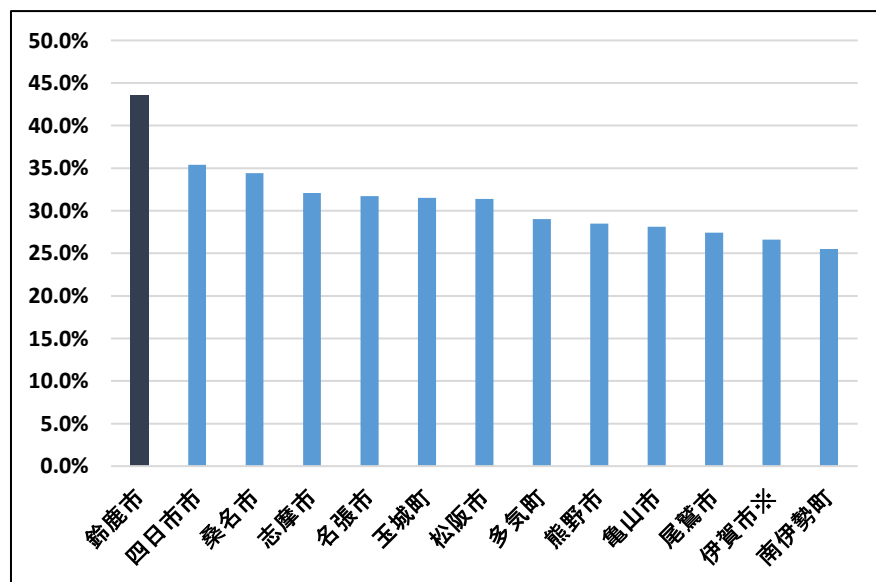
(令和3年度版 三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課発行／令和3年4月1日現在)

☆地方自治法第202条の3に基づく審議会等における登用状況

地方自治法第202条の3(附属機関の職務権限・組織等)

1 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

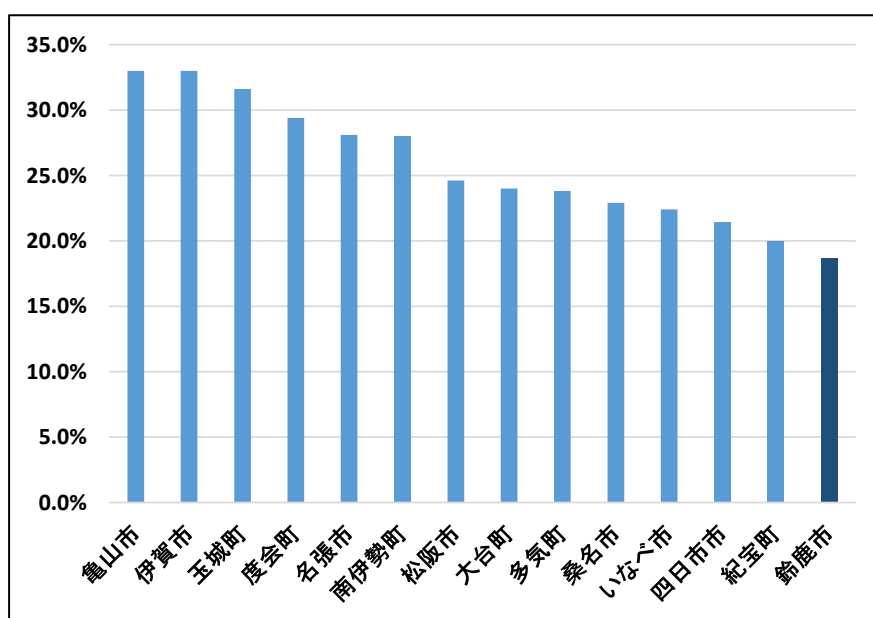
1	鈴鹿市	43.5%
2	四日市市	35.4%
3	桑名市	34.4%
4	志摩市	32.1%
5	名張市	31.7%
6	玉城町	31.5%
7	松阪市	31.4%
8	多気町	29.0%
9	熊野市	28.5%
10	亀山市	28.1%
11	尾鷲市	27.4%
12	伊賀市※	26.6%
13	南伊勢町	25.5%
14	大台町	25.3%
15	伊勢市	25.0%
16	津市	24.1%
	大紀町	24.1%
18	川越町	23.8%
19	朝日町	22.8%
20	御浜町	22.5%
21	東員町	22.2%
	度会町	22.2%
23	鳥羽市	21.5%
24	いなべ市	21.2%
25	紀宝町	20.5%
26	紀北町	18.2%
27	明和町	17.7%
28	菰野町	15.5%
29	木曾岬町	12.7%



※ 令和3年3月31日時点

☆女性公務員の管理職在職状況

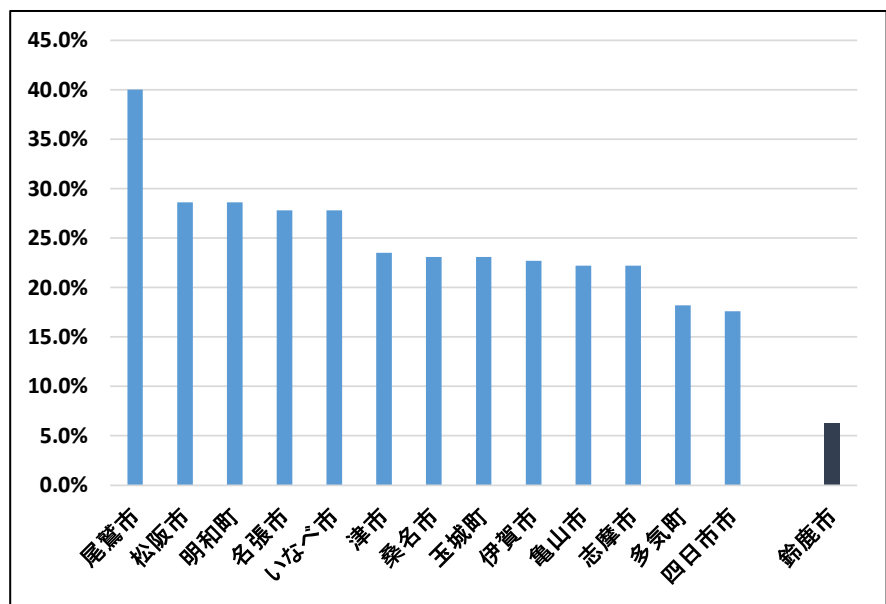
1	亀山市	33.0%
	伊賀市	33.0%
3	玉城町	31.6%
4	度会町	29.4%
5	名張市	28.1%
6	南伊勢町	28.0%
7	松阪市	24.6%
8	大台町	24.0%
9	多気町	23.8%
10	桑名市	22.9%
11	いなべ市	22.4%
12	四日市市	21.4%
13	紀宝町	20.0%
14	鈴鹿市	18.7%
15	伊勢市	16.8%
16	志摩市	16.2%
17	尾鷲市	12.9%
18	津市	11.8%
19	熊野市	11.1%
20	川越町	10.5%
21	朝日町	10.0%
22	紀北町	9.1%
23	木曾岬町	8.3%
24	明和町	6.7%
25	御浜町	6.3%
26	菰野町	5.7%
27	東員町	4.2%
28	鳥羽市	3.8%
29	大紀町	0.0%



※管理職とは、管理職手当を支給されている職員(管理又は監督の地位にある職員)のうち条例等で指定する職を占める職員を指します。

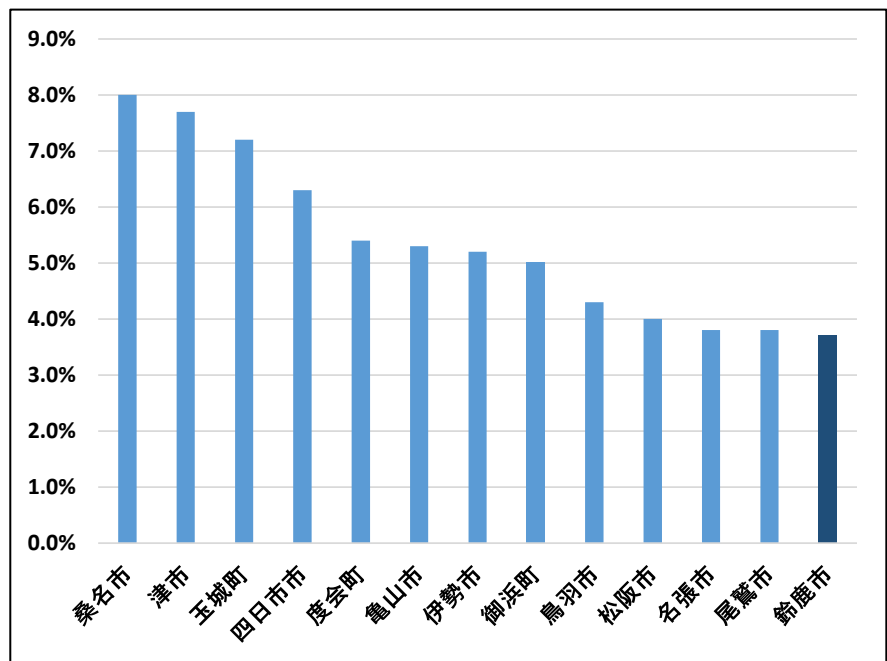
☆議会議員の状況

1	尾鷲市	40.0%
2	松阪市	28.6%
	明和町	28.6%
4	名張市	27.8%
	いなべ市	27.8%
6	津市	23.5%
7	桑名市	23.1%
	玉城町	23.1%
9	伊賀市	22.7%
10	亀山市	22.2%
	志摩市	22.2%
12	多気町	18.2%
13	四日市市	17.6%
14	紀宝町	15.4%
15	熊野市	14.3%
	東員町	14.3%
	紀北町	14.3%
18	木曾岬町	12.5%
19	菰野町	11.8%
20	御浜町	10.0%
21	朝日町	9.1%
	大紀町	9.1%
23	伊勢市	8.3%
	川越市	8.3%
25	鳥羽市	7.1%
26	鈴鹿市	6.3%
27	大台町	0.0%
	度会町	0.0%
	南伊勢町	0.0%



☆市町における自治会長の状況

1	桑名市	8.0%
2	津市	7.7%
3	玉城町	7.2%
4	四日市市	6.3%
5	度会町	5.4%
6	亀山市	5.3%
7	伊勢市	5.2%
8	御浜町	5.0%
9	鳥羽市	4.3%
10	松阪市	4.0%
11	名張市	3.8%
	尾鷲市	3.8%
13	鈴鹿市	3.7%
14	伊賀市	3.4%
15	木曽岬町	2.8%
16	明和町	2.1%
17	志摩市	2.0%
18	熊野市	0.9%
19	いなべ市	0.0%
	東員町	0.0%
	菰野町	0.0%
	朝日町	0.0%
	川越町	0.0%
	多気町	0.0%
	大台町	0.0%
	大紀町	0.0%
	南伊勢町	0.0%
	紀北町	0.0%
	紀宝町	0.0%



発行 鈴鹿市男女共同参画課

鈴鹿市神戸二丁目15番18号

T E L : 059-381-3113

F A X : 059-381-3119

E - Mail : danjokyodosankaku@city.suzuka.lg.jp

H P : <https://www.city.suzuka.lg.jp/danjo/index.html>
